

千歳市
立地適正化計画
2022 2041

千歳市
令和4年3月



千歳市は、令和3年3月に第7期総合計画を策定し、空・陸・海のネットワークが結びつく一大交通拠点としての優位性に加え、多彩な人材や空港、自然、工業団地などの特性や資源を最大限に生かしたまちづくりを進めるとともに、全国的に人口減少が進む中、人口増加を続けるまちの勢いを引き続き持続し、このまちに暮らす市民が互いに支え合い「幸せ」

を感じ、「住みやすい」、「住んで良かった」と思えるまちづくりを進めることとしております。

近年は、少子高齢化の更なる進展やインフラ等の社会資本の老朽化による都市経営への影響、自然災害の頻発・激甚化、市民の価値観や生活様式が多様化、複雑化しているなどの課題があり、これらに対応した新たなまちづくりを進める必要があります。

このことから、新たに居住誘導区域や都市機能誘導区域、誘導施策などを定め、居住の場の確保や歩いて暮らせる生活利便性の高い地区形成を図る「千歳市立地適正化計画」を策定することとしました。

はじめに

本計画では、第7期総合計画の目指すべきまちの将来都市像を実現するため、医療・福祉・商業等の都市機能の立地や公共交通の充実等を図るとともに、人口増加の機会を生かした都市機能の増進のほか、安全性や利便性の確保を進め、人口減少に転じる前から人口減少期を見据えた計画とすることで持続可能なまちづくりを進めます。

また、同時に策定した「千歳市第3期都市計画マスタープラン」と連携することで、住み良く、安全で安心できる魅力的なまちづくりを進めてまいります。

本計画の策定にあたり、市民アンケート調査や市民会議などを通じ貴重なご意見をいただきました市民の皆さまをはじめ、千歳市都市計画審議会委員、並びに計画策定にご協力いただいた多くの関係者の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和4年3月

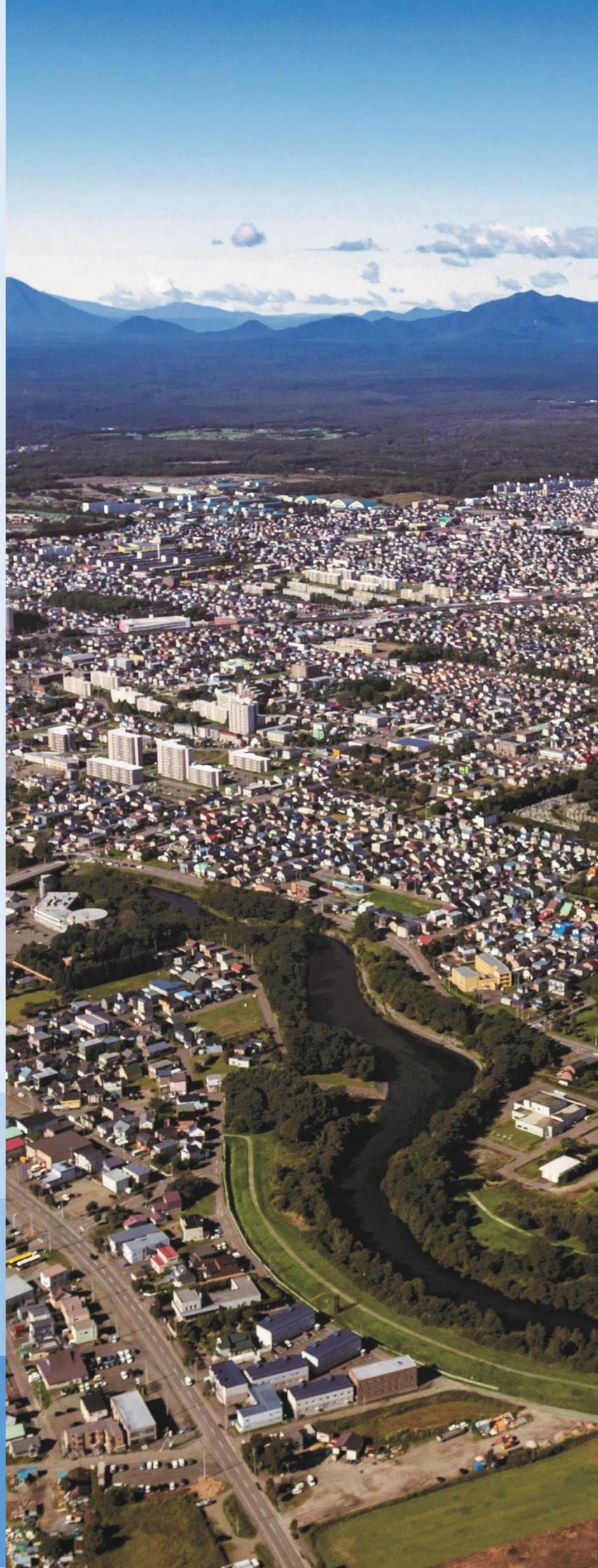
千歳市長 如 幸太郎

| 目 次 |

I. 計画の概要	2
01 立地適正化計画とは	2
02 計画の位置づけ	3
03 千歳市立地適正化計画の区域	4
04 計画の期間	4
05 SDGs と立地適正化計画	5
II. 現状把握と課題	8
01 都市構造の現状把握	8
02 市民意向の現状把握	20
03 課題の整理	22
III. 基本的な方針	26
01 まちづくり方針	26
02 目指すべき都市の骨格構造	32
03 施策・誘導方針	33
IV. 各誘導区域と誘導施設	36
01 居住誘導区域の設定	36
02 都市機能誘導区域の設定	44
03 市独自区域の設定	51
04 誘導施設の設定	52
V. 届出制度	56
01 届出制度の概要	56
02 居住誘導区域に関する届出	56
03 都市機能誘導区域に関する届出	57
VI. 誘導施策	60
01 誘導施策の整理	60
VII. 防災指針と取組	64
01 防災指針	64
02 防災指針に基づく取組	78
VIII. 目標値と計画の評価	82
03 目標値の設定	82
04 計画の評価	84

資料編	86
01 計画の策定体制	86
02 計画策定の経緯	87
03 市民会議	88
04 策定委員会	92
05 用語解説	94





I . 計画の概要

- | 01 | 立地適正化計画とは
- | 02 | 計画の位置づけ
- | 03 | 千歳市立地適正化計画の区域
- | 04 | 計画の期間
- | 05 | SDGs と立地適正化計画

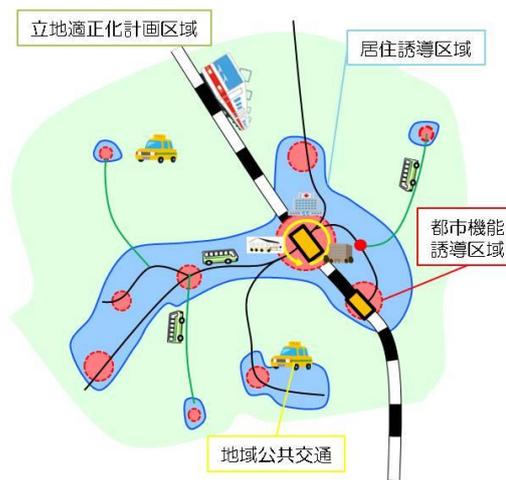
I. 計画の概要

| 01 | 立地適正化計画とは

全国的な人口の減少と高齢化を背景として、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面や経済面において持続可能な都市経営を可能とするため、医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設*等にアクセスできるなど、「コンパクト・プラス・ネットワーク*」の考えに基づき、行政と住民や民間事業者が一体となったまちづくりを促進するため、「立地適正化計画」が制度化されました。

立地適正化計画は、都市再生特別措置法*第81条に位置づけられる「市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能*の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン」であり、おおむね以下の内容について定めます。

図 制度概要図



資料：国土交通省ホームページ

■ 立地適正化計画の区域

都市計画区域内でなければならない、都市計画区域全体とすることが基本。

■ 立地適正化計画の基本的な方針

計画により実現を目指すべき将来の都市像を示すとともに、計画の総合的な達成状況を的確に把握できるよう、定量的な目標を設定。

■ 居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティ*が持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

■ 都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能*を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

■ 誘導施設

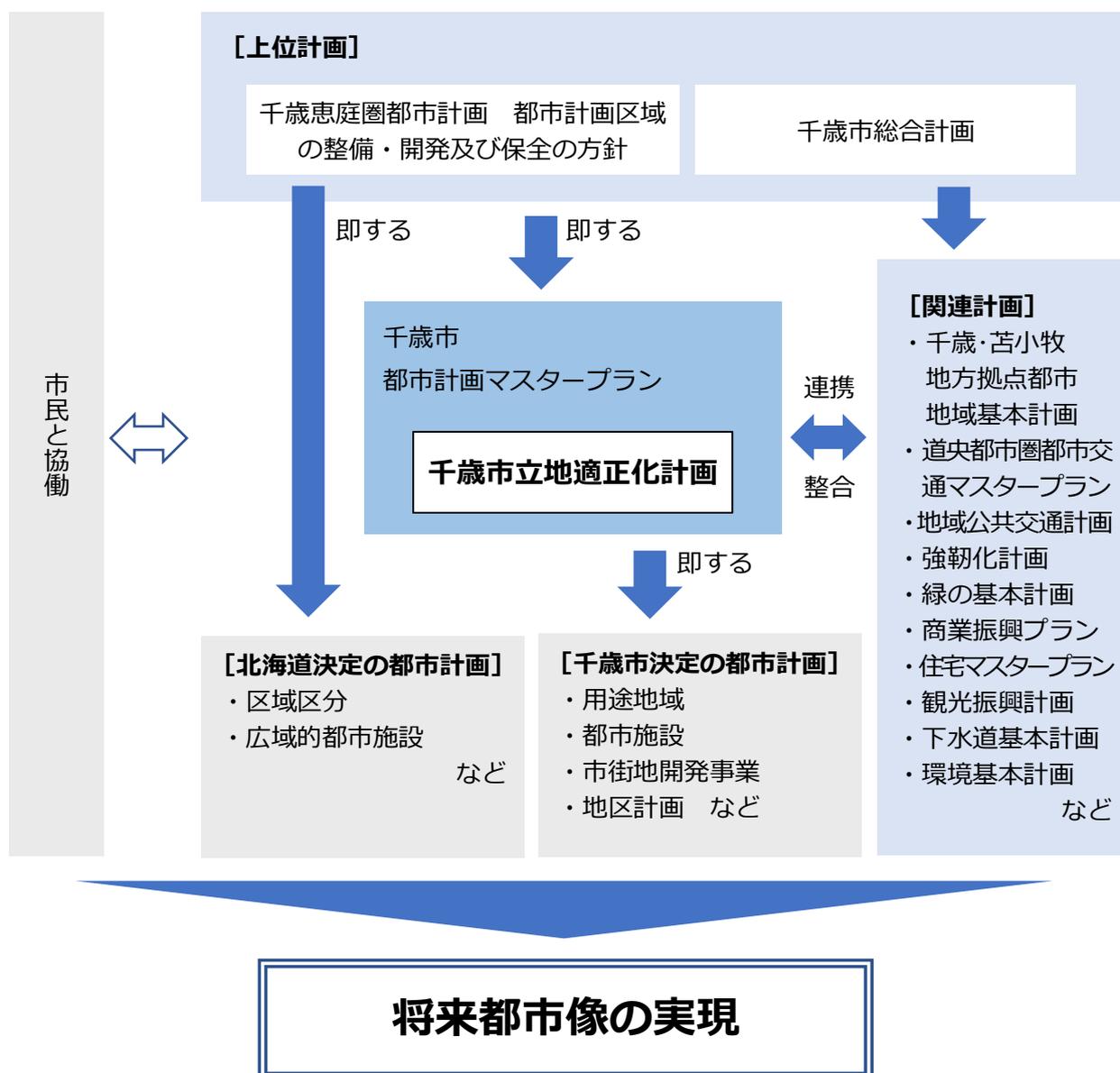
都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設。

※都市機能増進施設は、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能*の増進に著しく寄与するもの。

| 02 | 計画の位置づけ

都市計画マスタープランの一部とみなされる立地適正化計画は、「千歳市総合計画」、北海道が定める「千歳恵庭圏都市計画 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針*」に即し、各関連計画と連携・整合を図りながら、都市再生特別措置法*に基づく施策や関連する都市計画事業、その他のまちづくり施策を進め、将来都市像の実現を図ります。

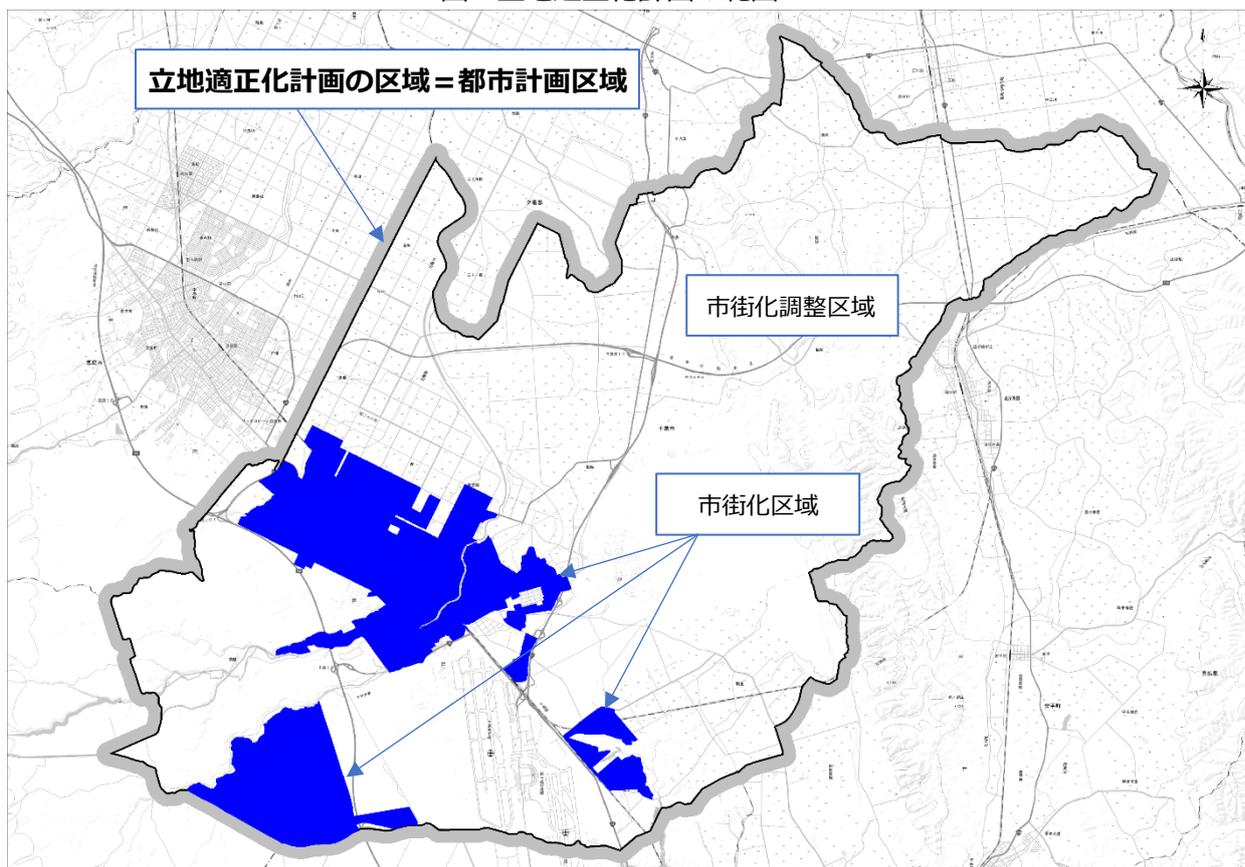
図 立地適正化計画の位置づけ



| 03 | 千歳市立地適正化計画の区域

立地適正化計画の区域は、都市計画区域全体を基本とすることから、千歳市の都市計画区域とします。

図 立地適正化計画の範囲



| 04 | 計画の期間

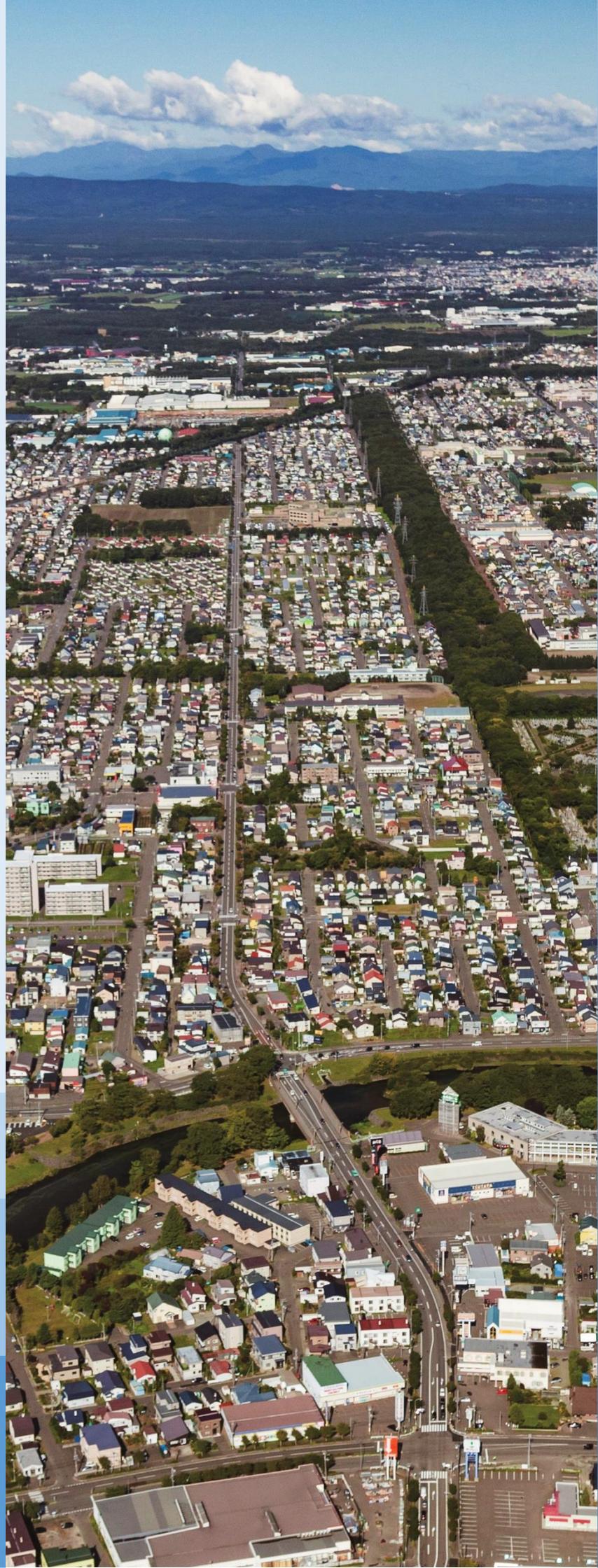
計画の期間は、都市計画運用指針*において、「おおむね 20 年後の都市の姿を展望すること」と示されています。おおむね 20 年後の都市の姿を展望し、千歳市第 3 期都市計画マスタープランと同じく令和 23 年（2041 年）を目標年次とします。

| 05 | SDGs と立地適正化計画

平成 27 年(2015 年)に 17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標」(SDGs: Sustainable Development Goals) が国際連合で採択されました。千歳市においても、SDGs*の 17 の目標に関連づけて施策を推進しています。立地適正化計画は、主に「すべての人に健康と福祉を」や「働きがいも経済成長も」、「産業と技術革新の基盤をつくろう」、「住み続けられるまちづくりを」、「陸の豊かさを守ろう」、「パートナーシップ*で目標を達成しよう」などに関連しており、目標達成に向け貢献していきます。

図 持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGs 17のゴール ※外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダ」訳			
1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS		
1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		
2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		
3	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		
4	全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		
5	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う		
6	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		
7	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		
8	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		
9	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		
10	各国内及び各国間の不平等を是正する		
11	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する		
12	持続可能な生産消費形態を確保する		
13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		
14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する		
15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		
16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する		
17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化		



II . 現状把握と課題

- | 01 | 都市構造の現状把握
- | 02 | 市民意向の現状把握
- | 03 | 課題の整理

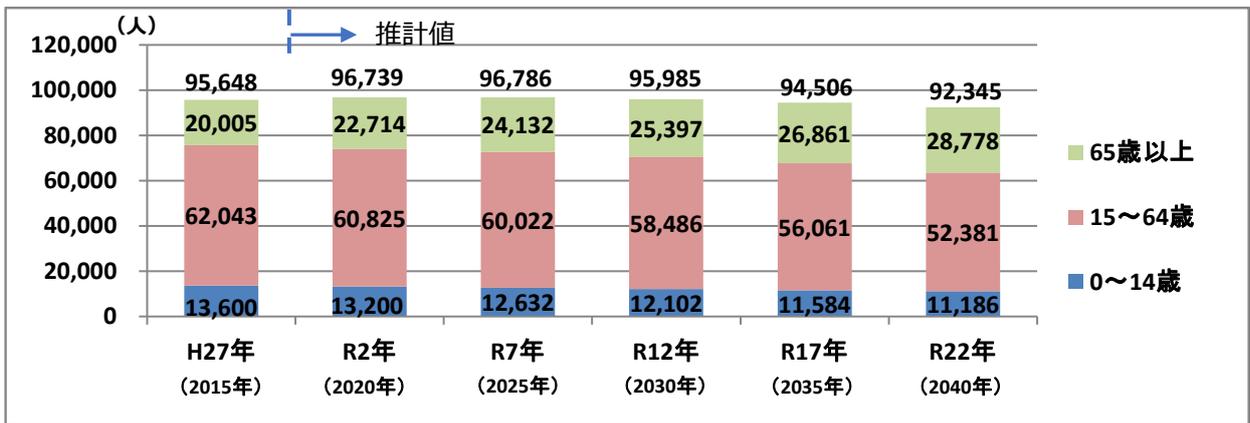
II. 現状把握と課題

| 01 | 都市構造の現状把握

□ 人口

- 千歳市の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所*による推計において、平成 27 年（2015 年）を基準にした場合、令和 12 年（2030 年）まで上回っており、ピークとなる令和 7 年（2025 年）の推計人口は 96,786 人となっています。また、少子高齢化が徐々に進行することが推計されています。
- 令和 2 年（2020 年）の国勢調査では、総人口が 97,950 人であり、推計のピーク値を上回っています。
- 市街化区域*内人口は、令和 7 年（2025 年）まで増加し、その後減少に転じ令和 22 年（2040 年）には 87,947 人となりますが、基準年を上回る推計となっています。

図 年齢区分別総人口の将来推計



資料：平成 27 年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

図 総人口及び将来推計人口

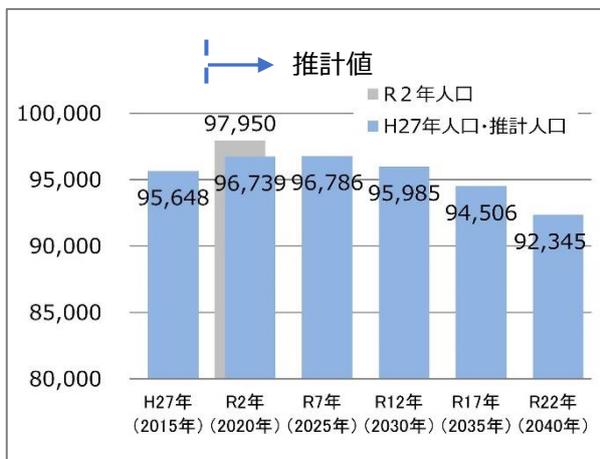
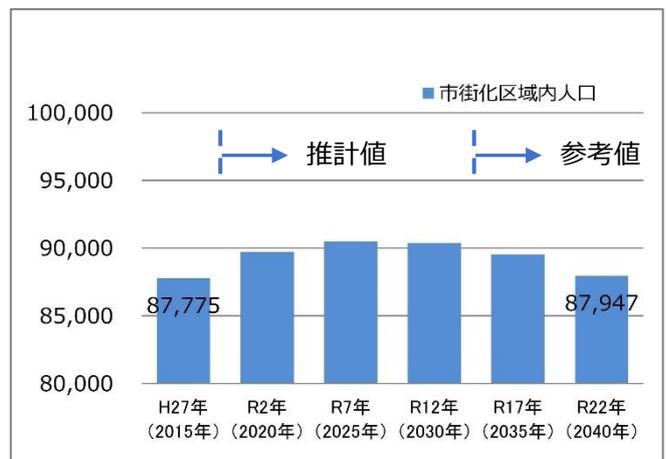


図 市街化区域内人口の将来推計

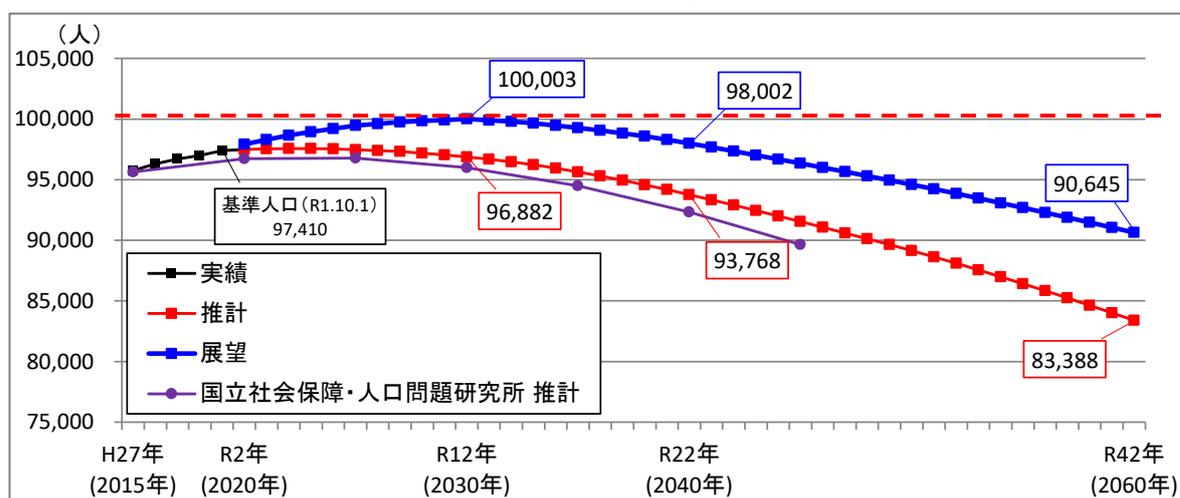


資料：平成 27 年国勢調査、令和 2 年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所、千歳恵庭圏都市計画区域区分の資料より作成

□ 人口の将来展望

- ・令和3年（2021年）3月に策定した千歳市第7期総合計画において、令和12年（2030年）の人口の将来展望を10万人としています。
- ・将来展望は、住民基本台帳の人口を基にした「推計」に加え、合計特殊出生率*を段階的に向上させるとともに、毎年の転入超過数を令和4年（2022年）までは、450人、令和7年（2025年）までは400人、令和12年（2030年）までは300人、その後は150人が継続するものとしています。

図 人口の将来展望



資料：令和2年千歳市人口ビジョン（改訂）

□ 人口密度

- ・平成 27 年（2015 年）の人口密度は、居住可能な市街化区域*全域でおおむね 40 人/ha 以上となっており、JR 千歳駅周辺などでは 100 人/ha 以上の高い人口集積がみられます。
- ・令和 22 年（2040 年）の人口密度は、居住可能な市街化区域*全域でおおむね 40 人/ha 以上を維持しており、100 人/ha 以上の地区が増加する推計となっています。

図 平成 27 年人口密度（100メートルメッシュ）

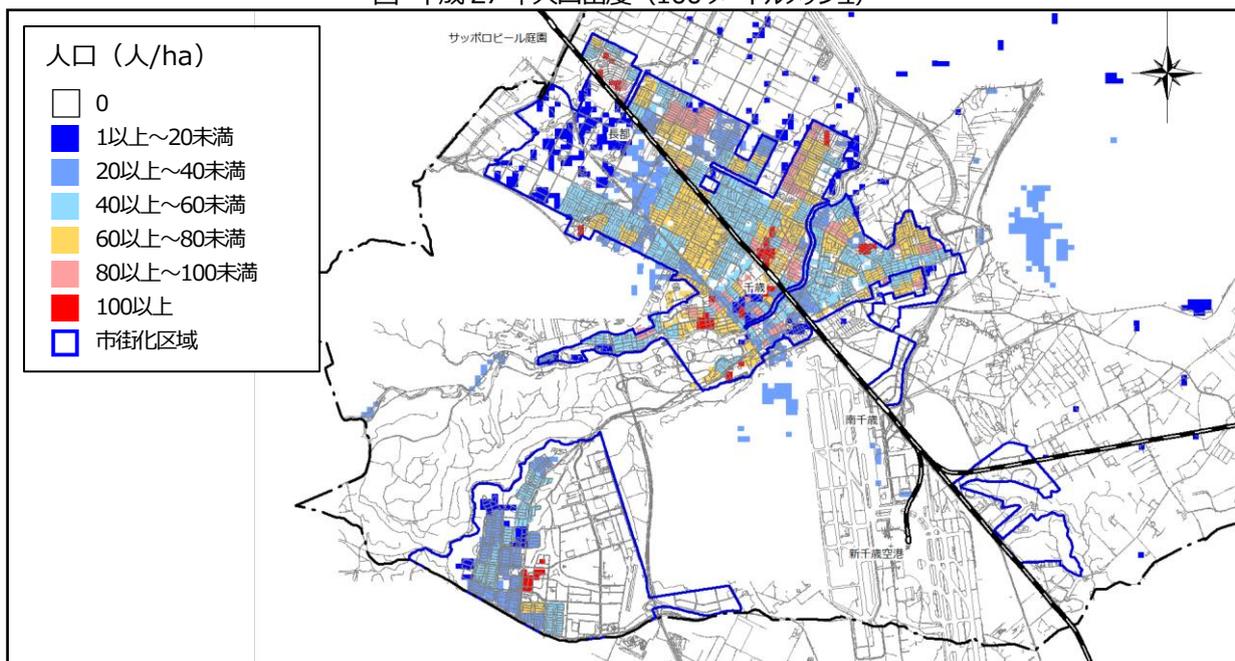
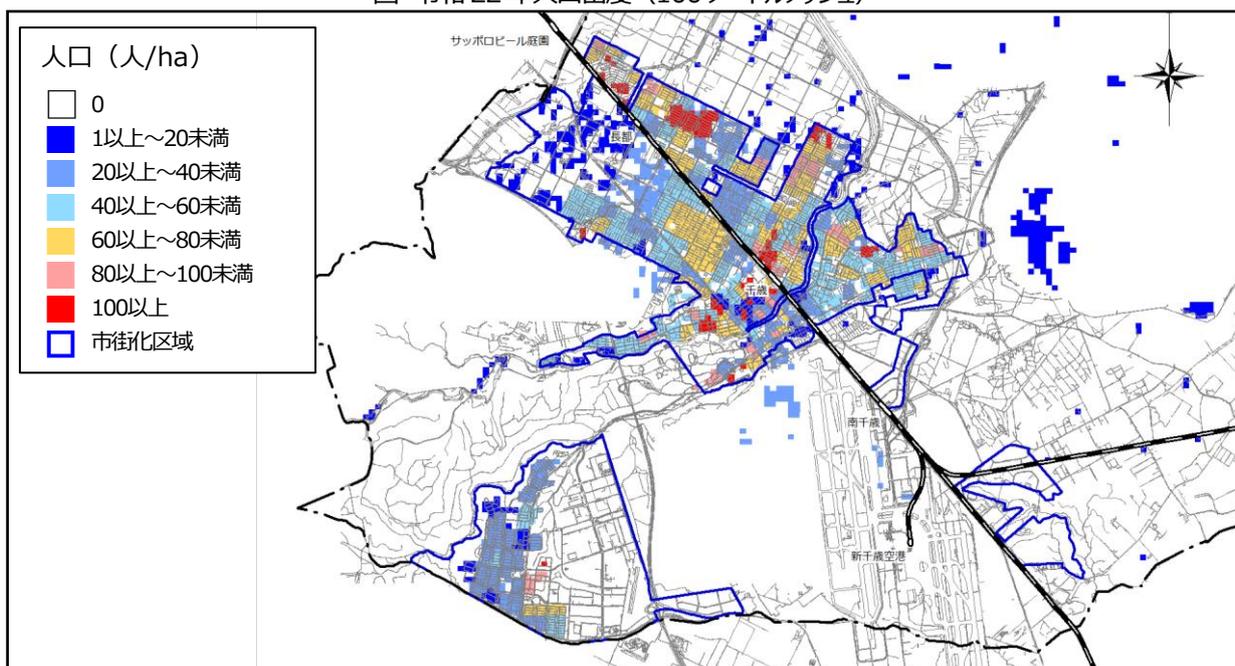


図 令和 22 年人口密度（100メートルメッシュ）

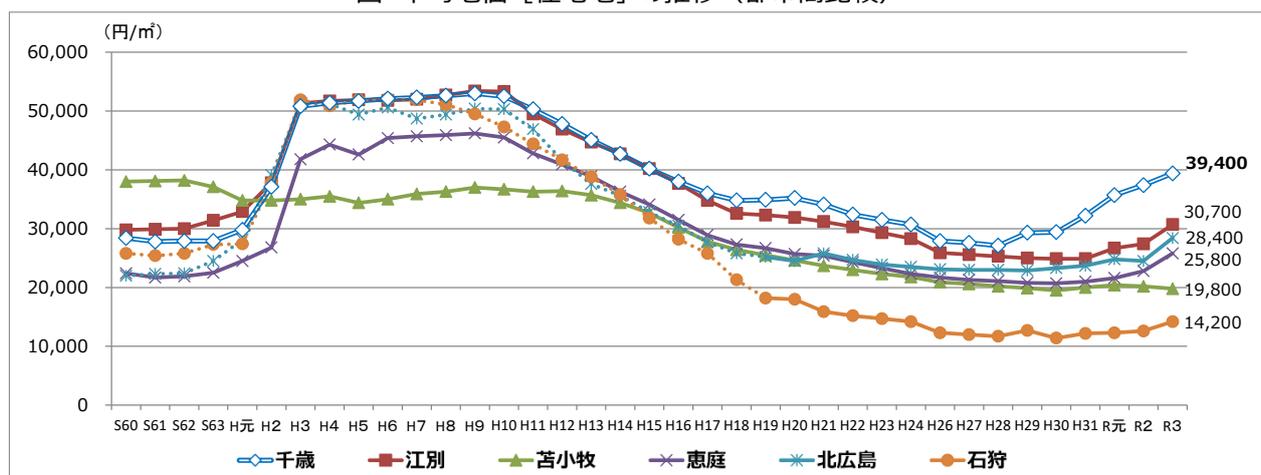


資料：国土交通省 国土技術政策総合研究所 「将来人口・世帯予測ツールV2」

□ 地価

- ・北海道地価調査*における住宅地の平均地価は、道央圏の他都市と比べて、高い水準で推移しています。
- ・国土交通省地価公示*における市内各地点の地価は、下落が続いていましたが、近年、住宅地や商業地で上昇傾向となっています。

図 平均地価〔住宅地〕の推移（都市間比較）



※平成 19 年以前の石狩市、北広島市は、「石狩郡石狩町」「札幌郡北広島町」のデータを引用
資料：各年北海道地価調査

図 市内各地点の地価公示の推移（商業地）

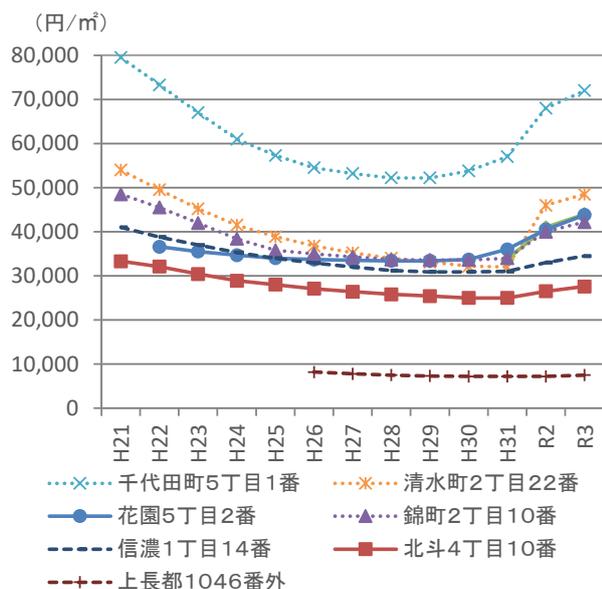
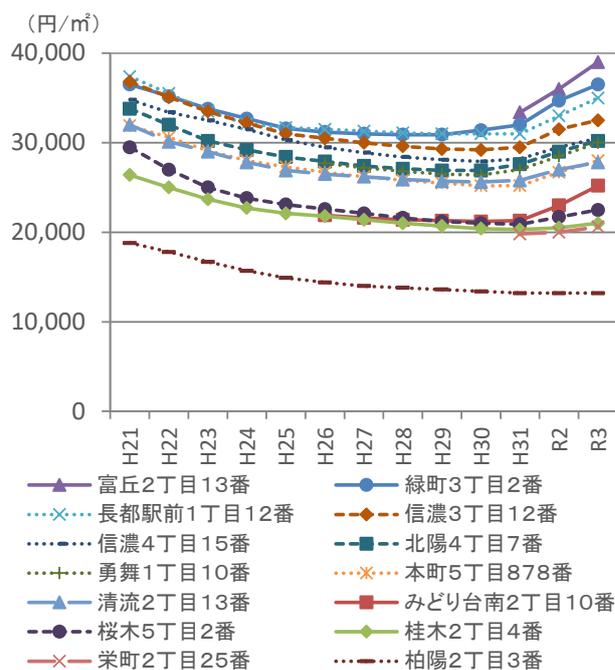


図 市内各地点の地価公示の推移（住宅地）



資料：国土交通省地価公示

□ 高齢化率

・65歳以上の高齢者が占める割合は、平成27年（2015年）では大半の地域が30%未満（青系）となっていますが、令和22年（2040年）では30%以上（黄系）の部分が増加し、高齢化が進展する推計となっています。

図 平成27年高齢化率（100メートルメッシュ）

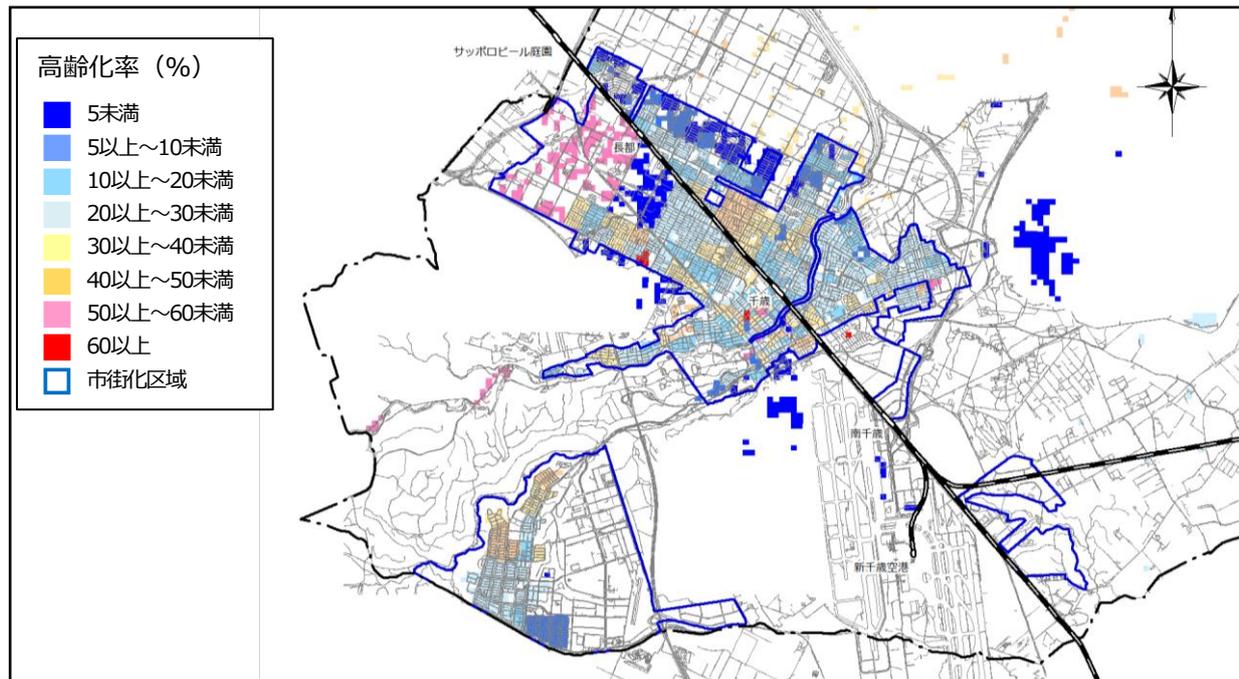
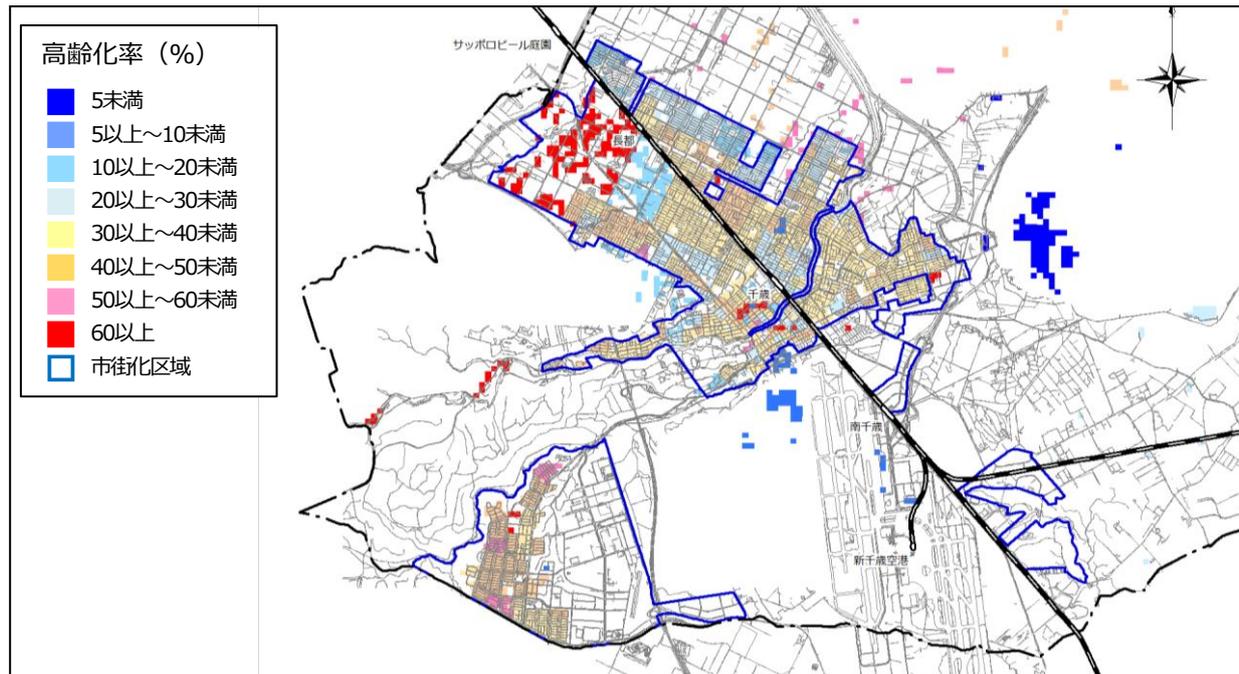


図 令和22年高齢化率（100メートルメッシュ）



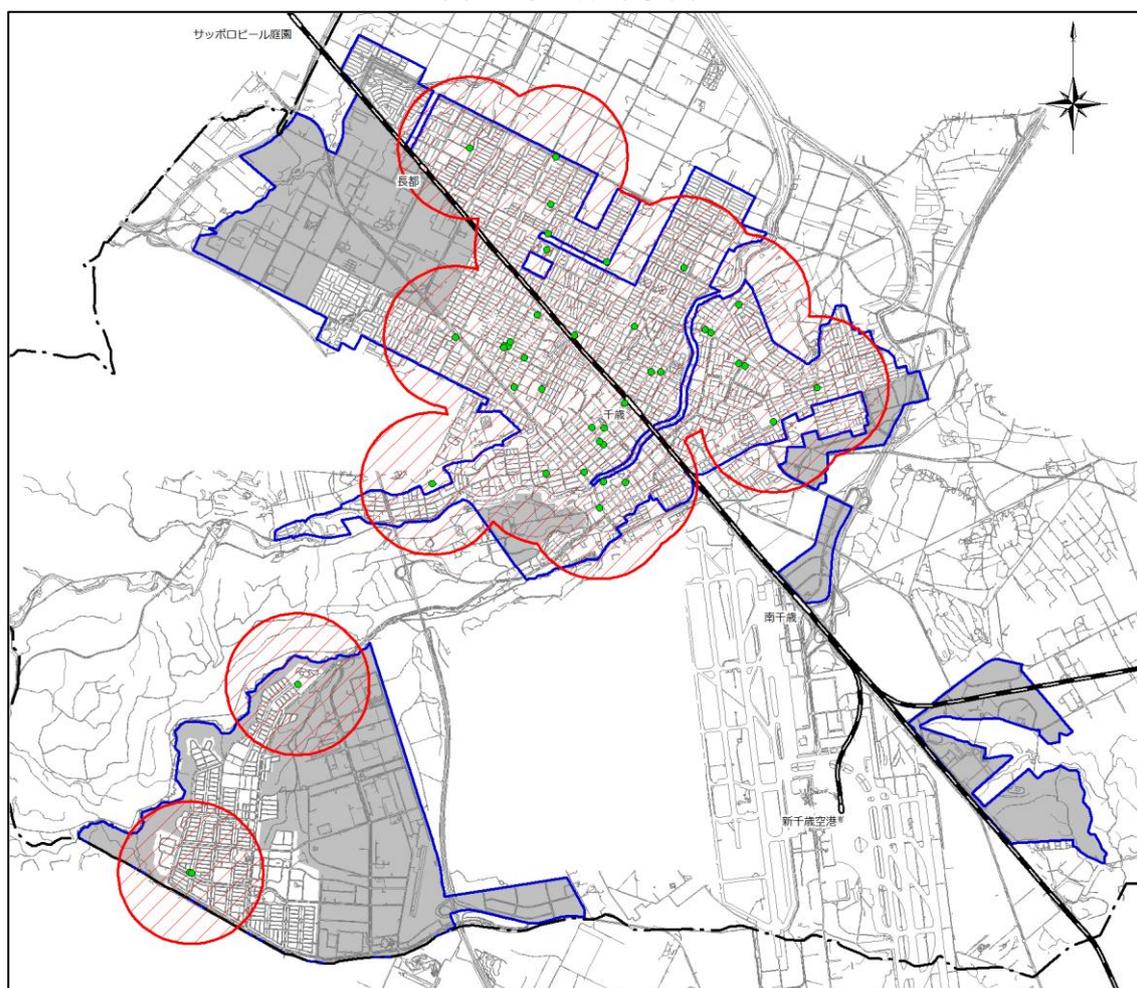
資料：国土交通省 国土技術政策総合研究所 「将来人口・世帯予測ツールV2」

□ 生活利便施設

■ 医療施設

- ・医療施設（歯科を除く病院、医院、クリニック、診療所）は、市内各地に分布しており、徒歩圏である施設を中心とした半径 800m の範囲（徒歩 10 分以内の範囲）は、居住可能な市街化区域全域をおおむねカバーしています。
- ・徒歩圏の人口カバー率は、約 86% となっています。

図 医療施設の徒歩圏



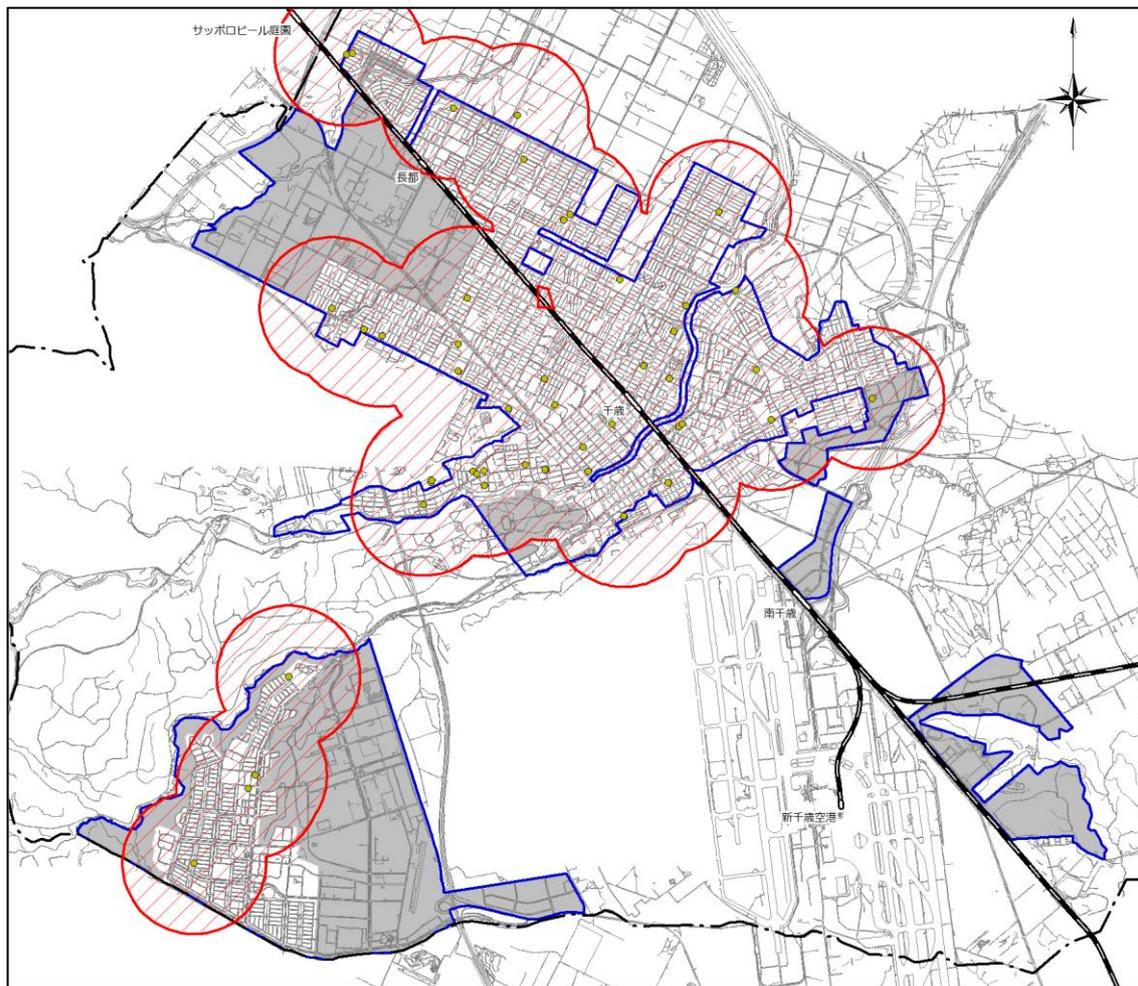
資料：医療施設の位置は、iタウンページより収集

	市街化区域
	工業専用地域等
	都市計画区域
	医療施設 徒歩圏 (800m)
	医療施設

■ 福祉施設

- ・福祉施設（デイサービスセンター、グループホームなど）は、市内各地に分布しており、徒歩圏である施設を中心とした半径 800m の範囲（徒歩 10 分以内の範囲）は、居住可能な市街化区域*全域をおおむねカバーしています。
- ・徒歩圏の人口カバー率は、約 95% となっています。

図 福祉施設の徒歩圏



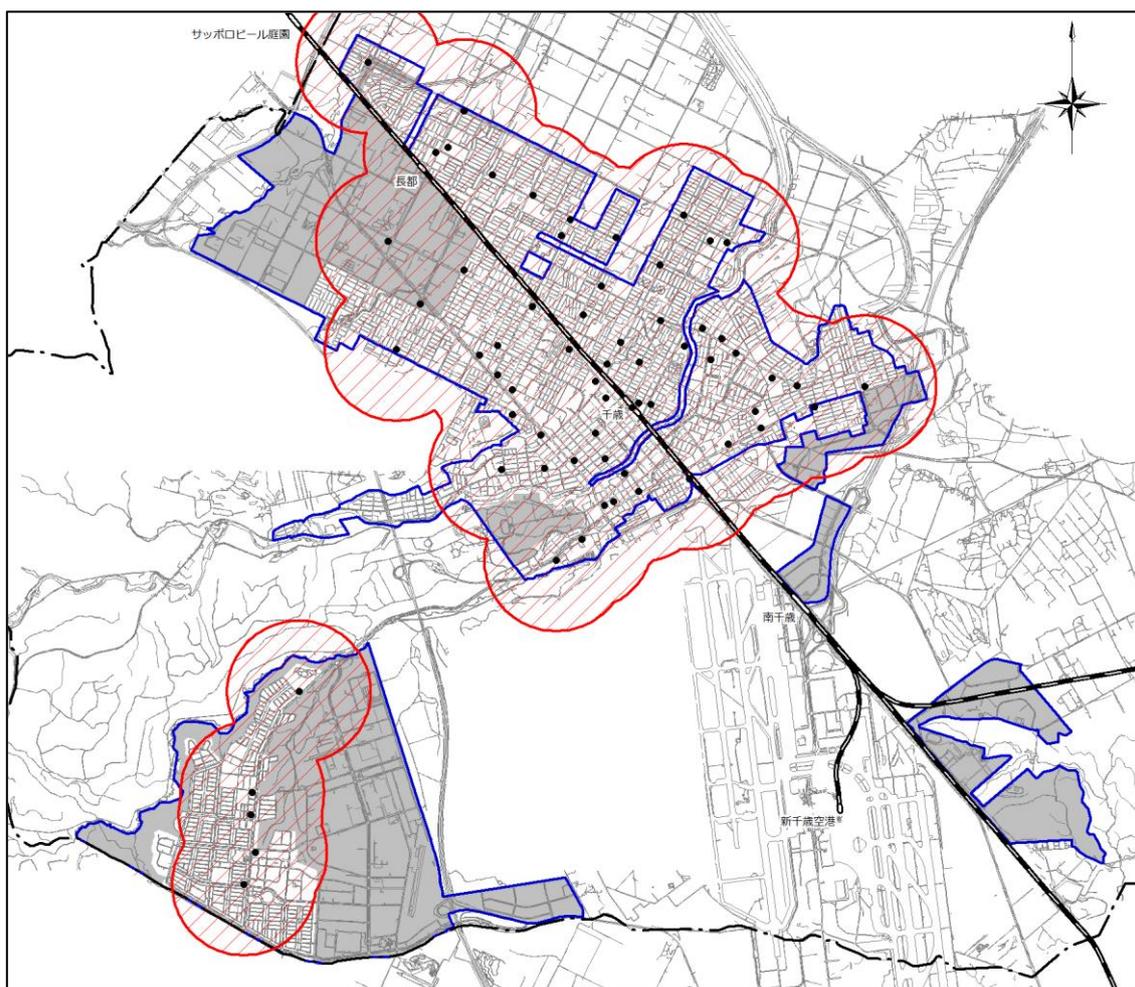
資料：福祉施設の位置は、千歳市ホームページ、iタウンページより収集

	市街化区域
	工業専用地域等
	都市計画区域
	福祉施設 徒歩圏 (800m)
	福祉施設

■商業施設

- ・商業施設（スーパーマーケット、コンビニエンスストア）は、各地に分布しており、徒歩圏である施設を中心とした半径800mの範囲（徒歩10分以内の範囲）は、居住可能な市街化区域*全域をおおむねカバーしています。
- ・徒歩圏の人口カバー率は、約96%となっています。

図 商業施設の徒歩圏



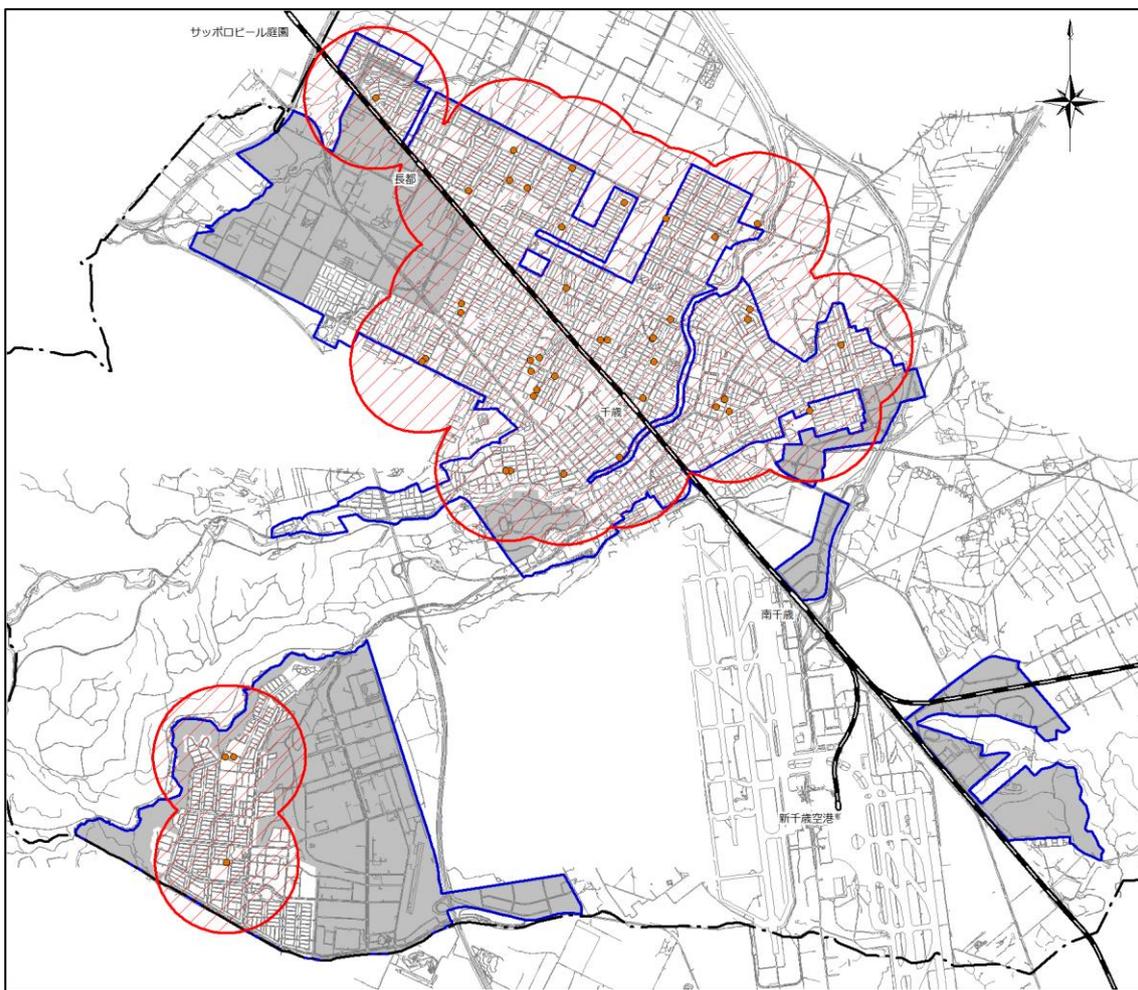
資料：商業施設の位置は、iタウンページより収集

	市街化区域
	工業専用地域等
	都市計画区域
	商業施設 徒歩圏 (800m)
	商業施設

■ 子育て支援施設

- ・ 子育て支援施設（幼稚園、保育園、認定こども園、児童館など）は、市内各地に分布しており、徒歩圏である施設を中心とした半径 800m の範囲（徒歩 10 分以内の範囲）は、居住可能な市街化区域*全域をおおむねカバーしています。
- ・ 徒歩圏の人口カバー率は、約 93% となっています。

図 子育て支援施設の徒歩圏



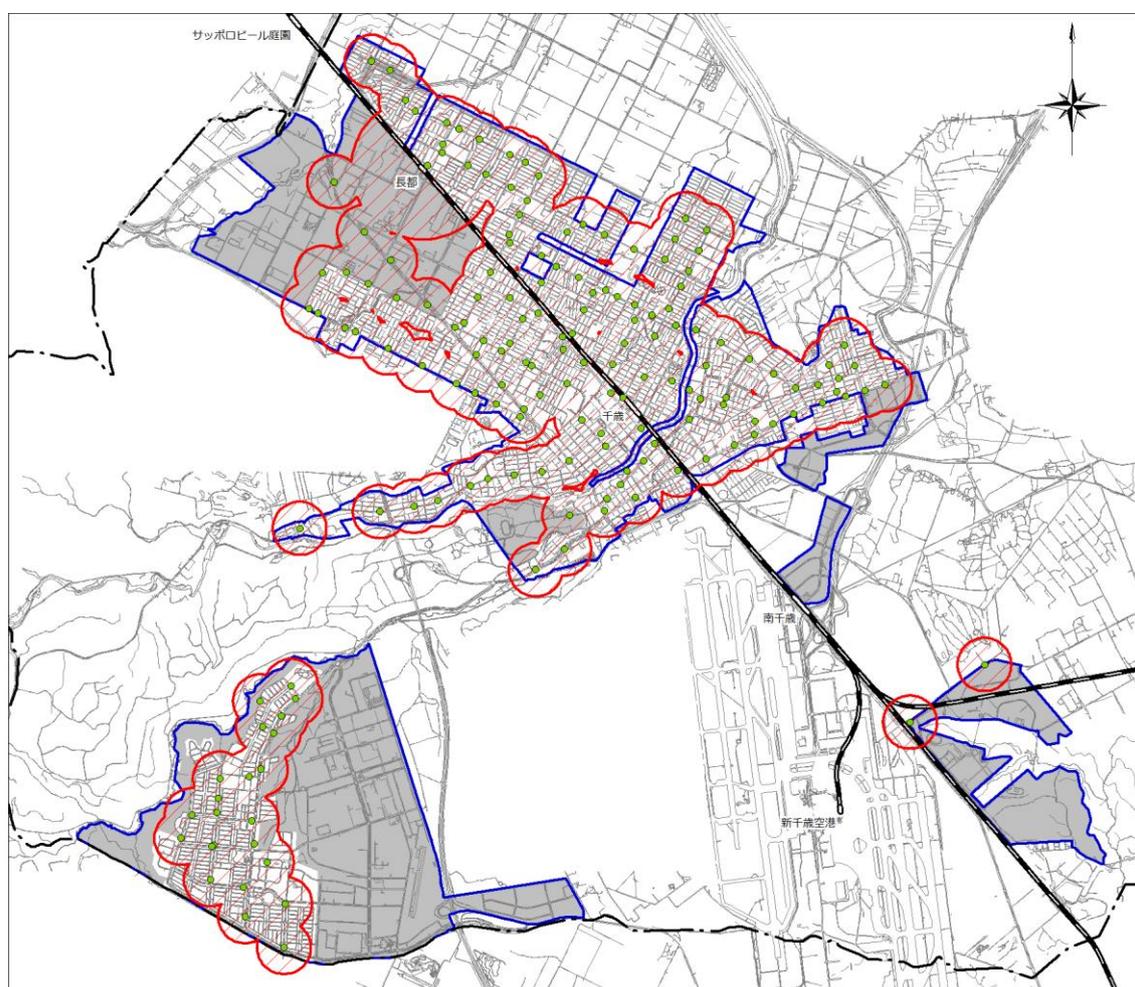
資料：子育て支援施設の位置は、千歳市ホームページより収集

	市街化区域
	工業専用地域等
	都市計画区域
	子育て支援施設 徒歩圏 (800m)
	子育て支援施設

□ 公共交通

- ・鉄道・バスは、JR 千歳駅や市立千歳市民病院を交通結節点として生活交通体系を構築しており、JR 駅を中心とした半径 800m及びバス停を中心とした半径 300mの範囲は、居住可能な市街化区域*全域をおおむねカバーしています。
- ・徒歩圏の人口カバー率は、約 88%となっています。

図 公共交通機関の徒歩圏



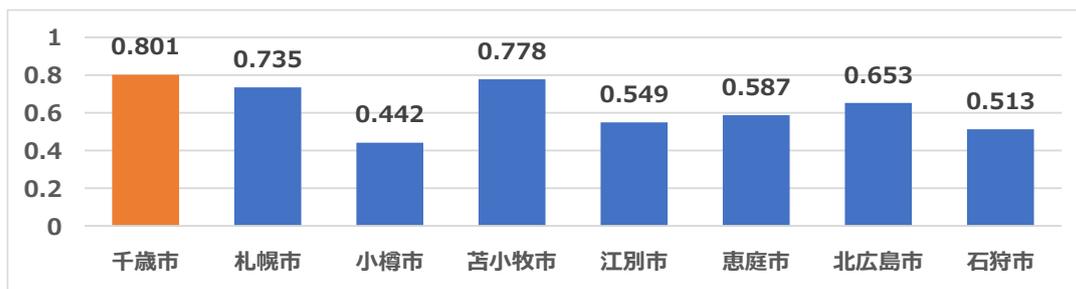
資料：バス停の位置は、千歳バスマップより収集

	市街化区域
	工業専用地域等
	都市計画区域
	J R 駅徒歩圏 (800m)
	バス停徒歩圏 (300m)
	バス停

□ 財政

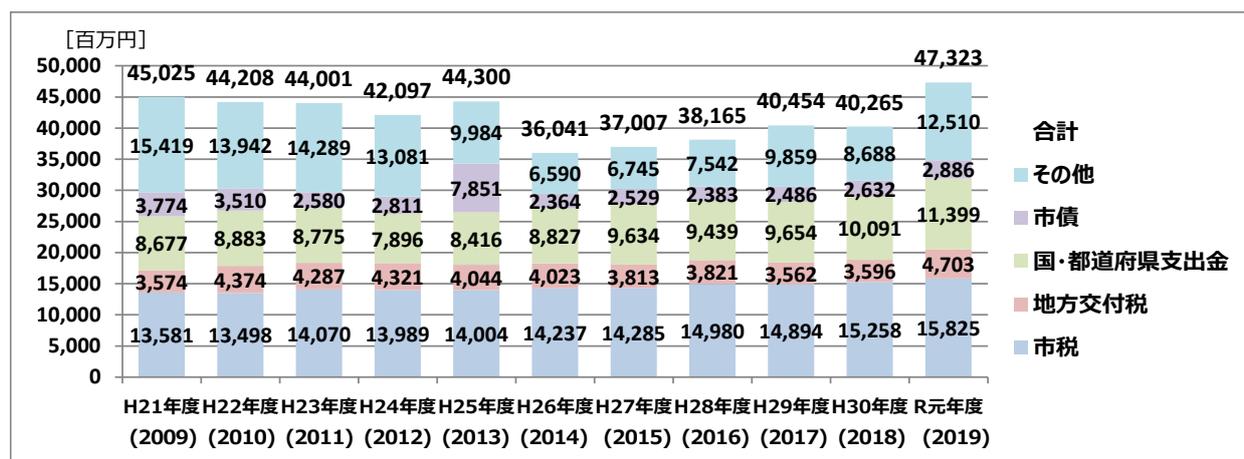
- ・財政力指数*は、道内他都市と比較し、高い水準にあります。
- ・歳入のうち、市税は人口増加を反映して増加傾向にあります。
- ・歳出のうち、医療費などを含む扶助費*は、年々増加傾向にあります。

図 各都市の財政力指数



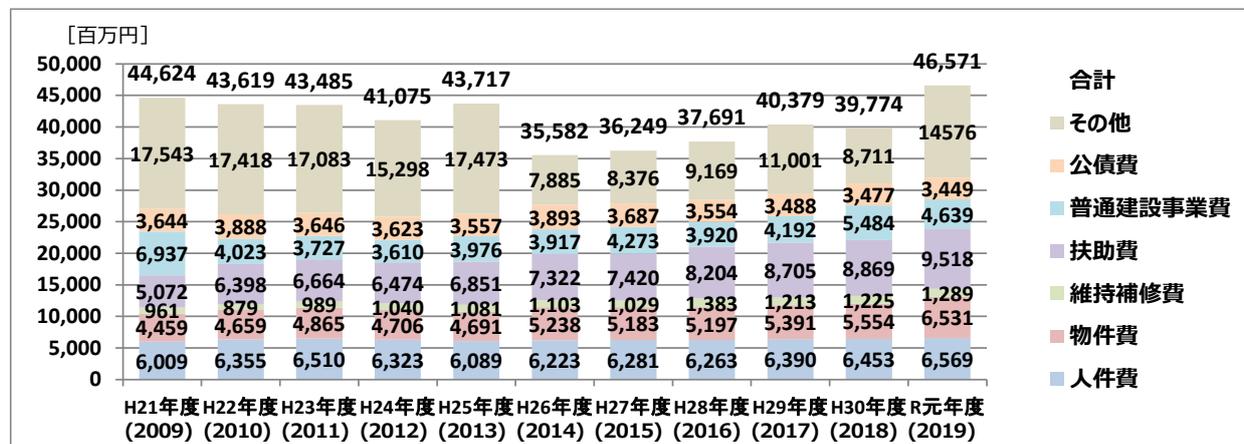
資料：北海道 HP※H29～R1 の平均

図 歳入の推移



資料：市町村別決算状況調

図 歳出の推移

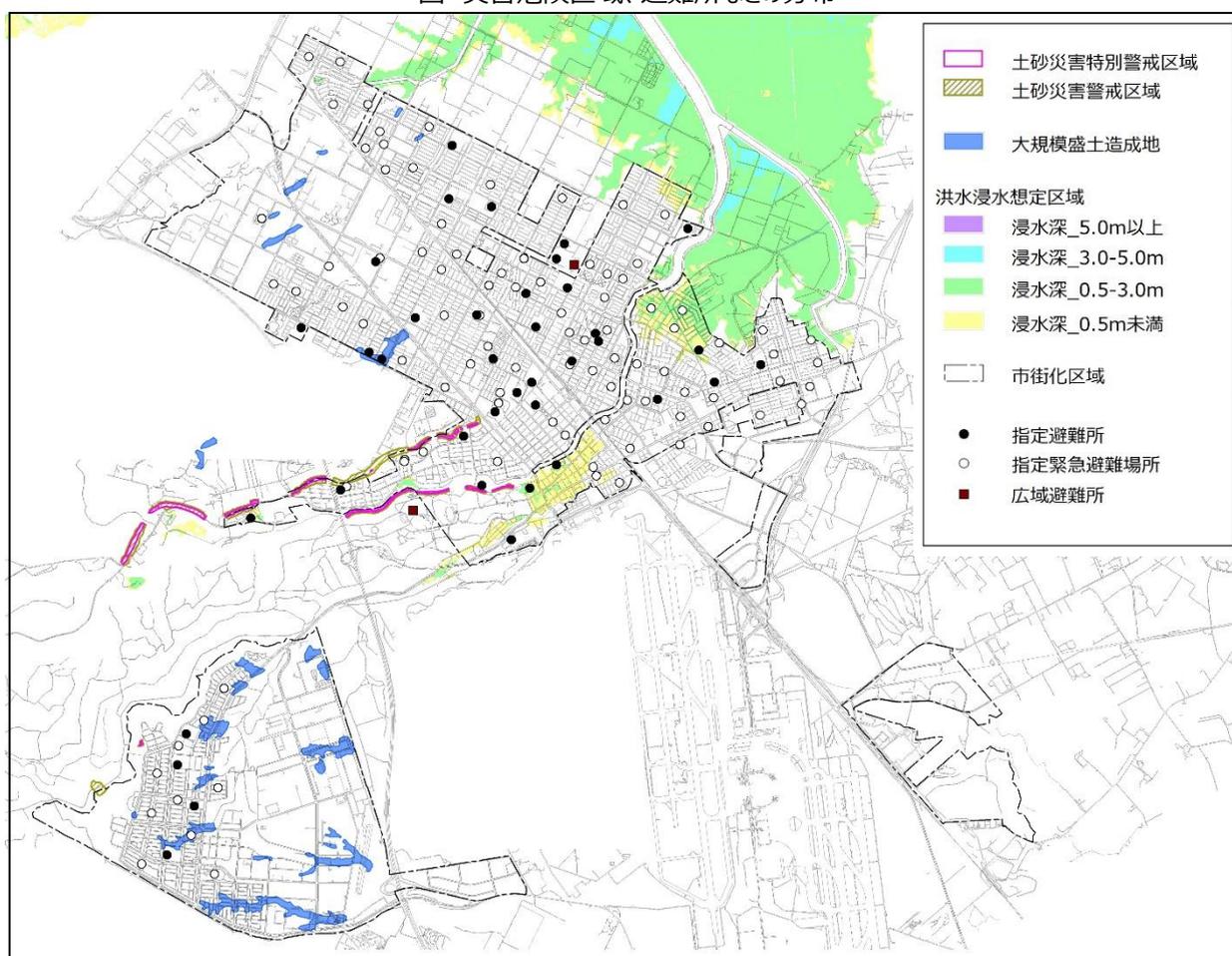


資料：市町村別決算状況調

□ 災害

- ・土砂災害特別警戒区域*及び土砂災害警戒区域*は、緑町や大和、桂木などに指定され、土砂災害の発生が懸念されます。
- ・洪水浸水想定区域*（想定最大規模）は、東郊や豊里、幸福、東雲町、朝日町、本町、真々地などに分布しています。
- ・大規模盛土造成地*は、泉沢地域や市街地の西部に分布しています。

図 災害危険区域、避難所などの分布



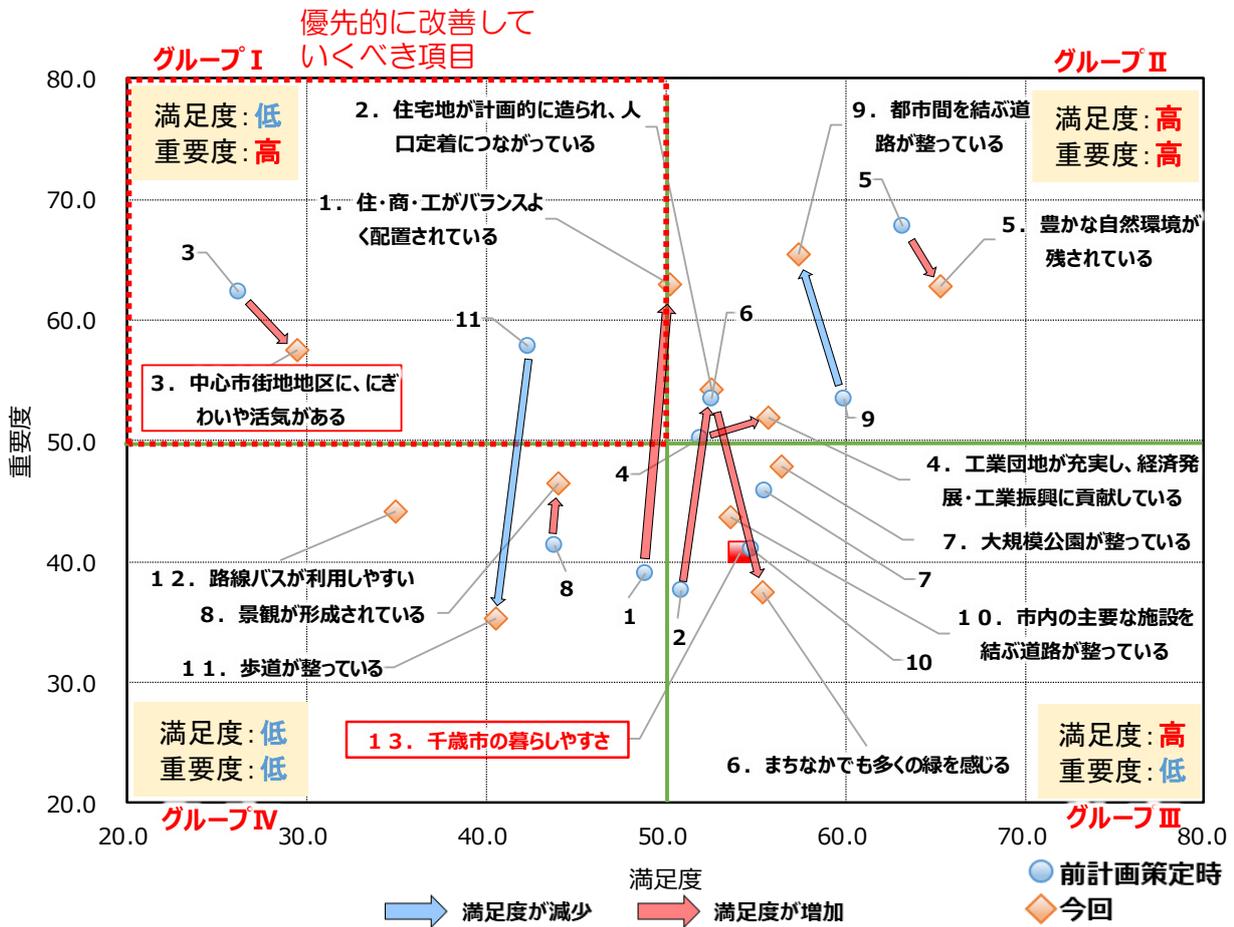
資料：北海道土砂災害警戒情報システム
 千歳市洪水・土砂災害ハザードマップ
 千歳市ホームページ

02 | 市民意向の現状把握

まちづくりに対する市民意向などを把握し、今後のまちづくりに活かしていくため、市民アンケート調査を実施しました。

千歳市全体の都市づくりの満足度・重要度

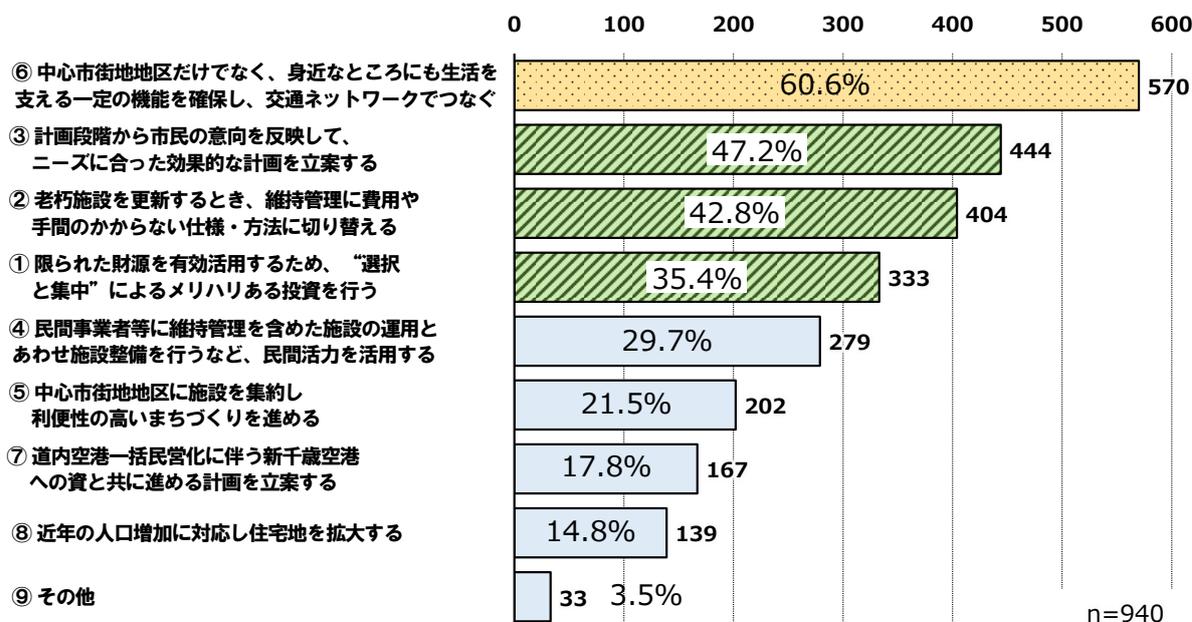
- 都市づくりについて満足度が高かった項目は、「豊かな自然環境が残されている」、「都市間を結ぶ道路が整っている」、「大規模公園が整っている」などです。この結果は第2期都市計画マスタープラン策定の際に実施したアンケート結果と一致しています。
- 満足度が低かつ重要度が高い項目は、優先的に改善していくべき項目であり「中心市街地地区に、にぎわいや活気がある」となっています。



出典：令和元年度 千歳市の今後のまちづくりに関する市民アンケート

□ 今後のまちづくりの進め方

・将来にわたって住み続けられる千歳市を実現するため、今後求められるまちづくりの進め方として、「中心市街地地区だけでなく、身近なところにも生活を支える一定の機能を確保し、交通ネットワークでつなぐ」が最も多くなっており、60.6%の方が選択しています。



出典：令和元年度 千歳市の今後のまちづくりに関する市民アンケート

03 | 課題の整理

「01 | 都市構造の現状把握」に示したとおり、千歳市の推計人口は、推計の基準年である平成27年（2015年）の国勢調査人口を令和12年（2030年）まで上回り、以降は下回る推計となっていますが、立地適正化計画の主な対象区域となる市街化区域*内人口に限った場合、令和22年（2040年）まで基準年を上回る推計となっています。つまり、本計画の計画期間内は人口増加期であると言えますが、将来の人口減少に備えた持続可能なまちづくりのため、人口増加期及び人口減少期の両期間について課題の整理を行います。

項目	課題	
	人口増加期	人口減少期
人口	<ul style="list-style-type: none"> これまでコンパクトなまちづくりを進めてきており、住宅用地の供給量減少が原因と想定される地価の上昇がみられることや総人口・市街化区域*内人口が令和7年（2025年）まで増加の推計となっていることから、居住の場が不足する恐れがあります。 <p>▷ 【子育て世代を含む生産年齢層*を中心としたニーズに対応する居住の場を確保する必要があります。】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化の進展や人口減少により、一定の居住密度により支えられてきた都市機能*の維持が困難になり、生活利便性が低下することで更に人口が減少する恐れがあります。 <p>▷ 【生活利便性を確保し、高齢化対策や人口の維持を図る必要があります。】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 人口増加期においても他地域に比べ人口減少が推計されている泉沢地域では、少子高齢化や人口減少が他地域に比べ、より進む恐れがあります。 <p>▷ 【泉沢地域は、子育て世代を含む生産年齢層*を中心とした居住誘導を図る必要があります。】</p>	
都市機能	<ul style="list-style-type: none"> 空港機能の強化や民営化、高速インターチェンジの開通などを背景に中心市街地などでは共同住宅や宿泊施設などの建設が進み、地価上昇の兆しが見られます。 <p>▷ 【人口増加を維持していくため、集積している都市機能*を生かし、都市の活力増進を継続する必要があります。】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少や築年数の古い建物が集中し高齢化が進む地区では、都市のスポンジ化*の進展により、一定の人口密度に支えられた都市機能*の維持が困難になる恐れがあります。 <p>▷ 【生活利便性を低下させないよう都市機能*を維持する必要があります。】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 都市づくりの各分野について満足度・重要度を質問したアンケート結果では、「中心市街地地区に、にぎわいや活気がある」について満足度が低くかつ重要度が高い評価となっています。 <p>▷ 【中心市街地地区に、にぎわいや活気を創出する必要があります。】</p>	

項目	課題	
	人口増加期	人口減少期
都市機能	<p>・市民の生活を支える医療施設、福祉施設、商業施設及び子育て支援施設の分布とそれによる徒歩圏は、居住可能な市街化区域*をおおむねカバーしていますが、高齢化の進展により、高齢者の利便性が低下する恐れがあります。</p> <p>▷ 【高齢者のみならず子育て世代を含む生産年齢層*の市民が便利で健康的に歩いて暮らせるよう利便性の高い地区の形成を進めていく必要があります。】</p>	
公共交通	<p>・JR 千歳駅や市立千歳市民病院を交通結節点とした鉄道・バスによる生活交通体系を構築していますが、少子高齢化の進展により、利用者数が減少する恐れがあります。</p> <p>▷ 【使いやすい公共交通を引き続き確保していく必要があります。】</p>	
財政	<p>・歳入の市税は、人口増加を反映して徐々に増加していますが、歳出の医療費などを含む扶助費*は、年々増加傾向にあり、人口減少や高齢化の進展により、市税の減少や扶助費*の増加が市の財政を圧迫する恐れがあります。</p> <p>▷ 【既存の施設や都市施設*を有効に活用する必要があります。】</p>	
災害	<p>・近年の大雨などによる災害が激甚化*の傾向にあることから、市街地における災害の発生が懸念されます。</p> <p>▷ 【市民や事業者の災害に対する意識啓発を図る必要があります。】</p>	



III. 基本的な方針

| 01 | まちづくり方針

| 02 | 目指すべき都市の骨格構造

| 03 | 施策・誘導方針

III. 基本的な方針

| 01 | まちづくり方針

□ 考え方

本計画のまちづくり方針は、都市機能*や居住を誘導していくため、課題に基づいた目的を明確化し、効果的な施策を実施する基本方針となるものであり、「千歳市第3期都市計画マスタープラン」の将来都市像、都市づくりの5つの基本目標と連動するものとします。

都市づくりの目標のうち、[安全]に関する部分は、防災指針にてその内容を具体化します。

将来都市像

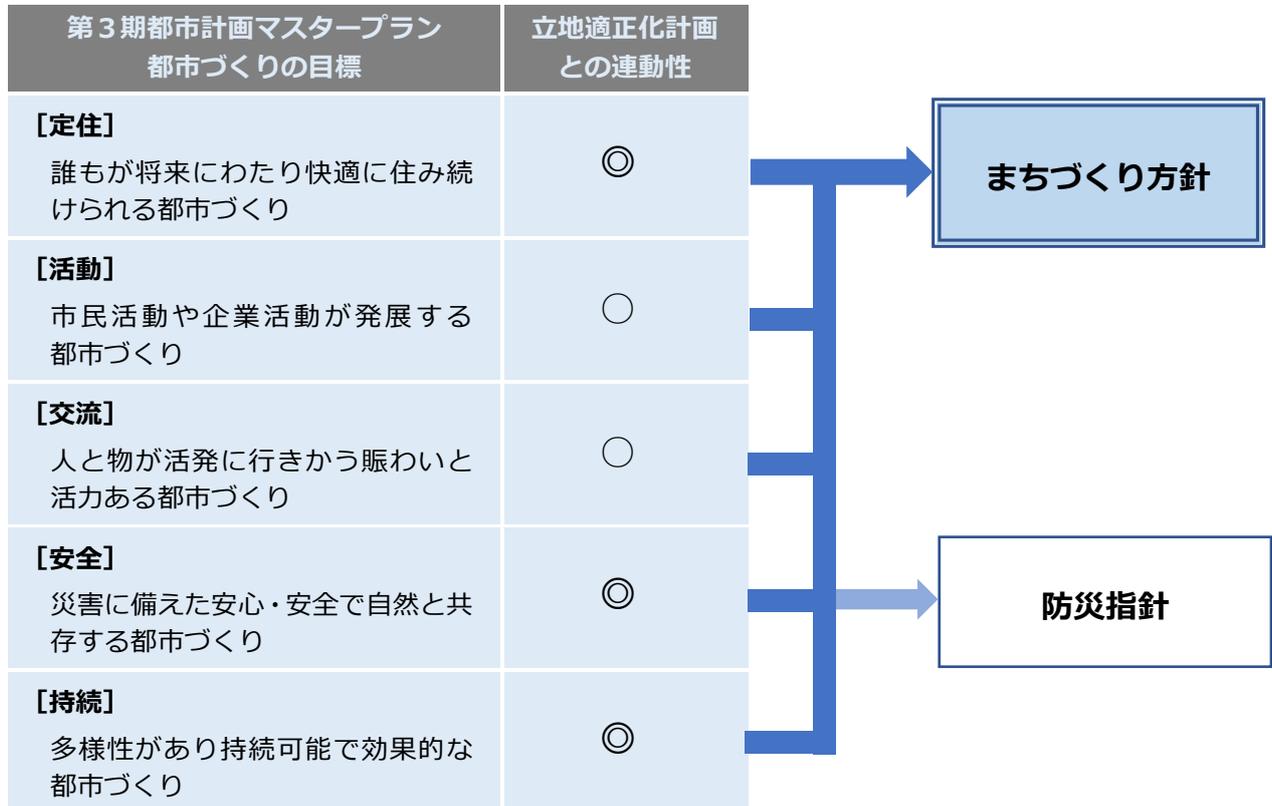


人をつなぐ：人口の増加を維持し、多彩な市民や企業、団体、行政が互いにつながり支え合いながら、人と活力、魅力があふれる“幸せを感じるまち”

世界をつなぐ：まちの勢いを持続し、人や企業が新千歳空港を通じて世界とつながり、国籍を問わず多様な人・価値観を受け入れる“開かれたまち”

空のまち：村民の手によって造られた一本の着陸場を原点とする開拓精神や空港とともに歩んできた歴史をまちの誇りに、空港とともに成長・発展し、人と物が活発に行き交う“活力あふれるまち”

図 まちづくり方針の位置づけ



□ まちづくり方針の設定

千歳市は、人口減少傾向が著しい北海道において、人口増加が見込まれる数少ない都市です。この人口増加の機会を生かし、都市機能*の増進、安全性や利便性の確保を進めることで持続可能な都市構造の構築につなげ、人口減少に転じる前から人口減少期を見据えたまちづくりを進めます。

まちづくり方針 1. [人口増加期]

■ 人口増加の機会を生かした、都市の活力増進や居住の場を確保します。

空港機能の強化や広域交通機能の拡充を背景とした人口増加の見通しを更なる発展の機会と捉え、都市機能*の維持・誘導により、引き続き都市の活力増進を図ります。これにより市内への子育て世代を含む生産年齢層*のニーズを高め、新たな住宅地の形成や既存ストック*の活用により居住の場の確保を図ります。

まちづくり方針 2. [人口減少期を見据えて]

■ 将来の人口減少や更なる少子高齢化に備え、歩いて暮せる生活利便性の高い地区の形成を進めます。

将来の人口減少により、一定の人口密度に支えられてきた生活利便機能*が低下するのを防止し、高齢になっても健康的に住み続けられ、あらゆる世代にとって便利な環境とするため、集積している都市機能*を生かし、歩いて暮せる生活利便性の高い地区の形成を図ります。

□ 将来都市構造図の共有

「千歳市第3期都市計画マスタープラン」では、これまでのまちづくりの進捗や課題を踏まえるとともに、本計画と整合を図り、今後のあるべき姿として、3つの将来都市構造を描いています。

本計画が目指す都市の骨格構造についても、第3期都市計画マスタープランの将来都市構造に整合するものとします。

■ [定住・安全・持続] の将来都市構造図

本計画では、特に生活利便を中心とした都市機能*の集約、居住密度の維持・向上、防災・減災の取り組みに関連する[定住・安全・持続]の将来都市構造と連動した居住誘導区域や都市機能誘導区域の設定を図ります。

図 [定住・安全・持続] の将来都市構造



凡 例	
○ 中心拠点	■ 主要な居住ゾーン
⊙ 生活・活動拠点	⊖ 新たな住宅地の形成を検討する範囲
⊙ 医療・生活拠点	■ その他の市街化区域
⊙ 福祉・生活拠点	— 自動車専用道路
⊙ アメニティ交流拠点	— 幹線街路
◆ 防災拠点	— アメニティ環境軸

各要素の方向性

●中心拠点

[JR 千歳駅・市役所周辺]

- ・行政、商業、娯楽、文化、福祉などの施設が集積する拠点とし、都市機能誘導区域の設定を想定します。

●生活・活動拠点

[JR 長都駅周辺、泉沢タウンセンター地区周辺、国道 36 号沿道、中央大通沿道、30 号通沿道]

- ・地域の日常生活を支える施設が集積する拠点とし、都市機能誘導区域の設定を想定します。

●医療・生活拠点

[市立千歳市民病院周辺]

- ・医療や日常生活を支える施設などが集積する拠点とし、都市機能誘導区域の設定を想定します。

●福祉・生活拠点

[大和]

- ・福祉や日常生活を支える施設などが集積する拠点とし、都市機能誘導区域の設定を想定します。

●防災拠点

- ・災害対応や防災まちづくりを支える施設として利活用します。

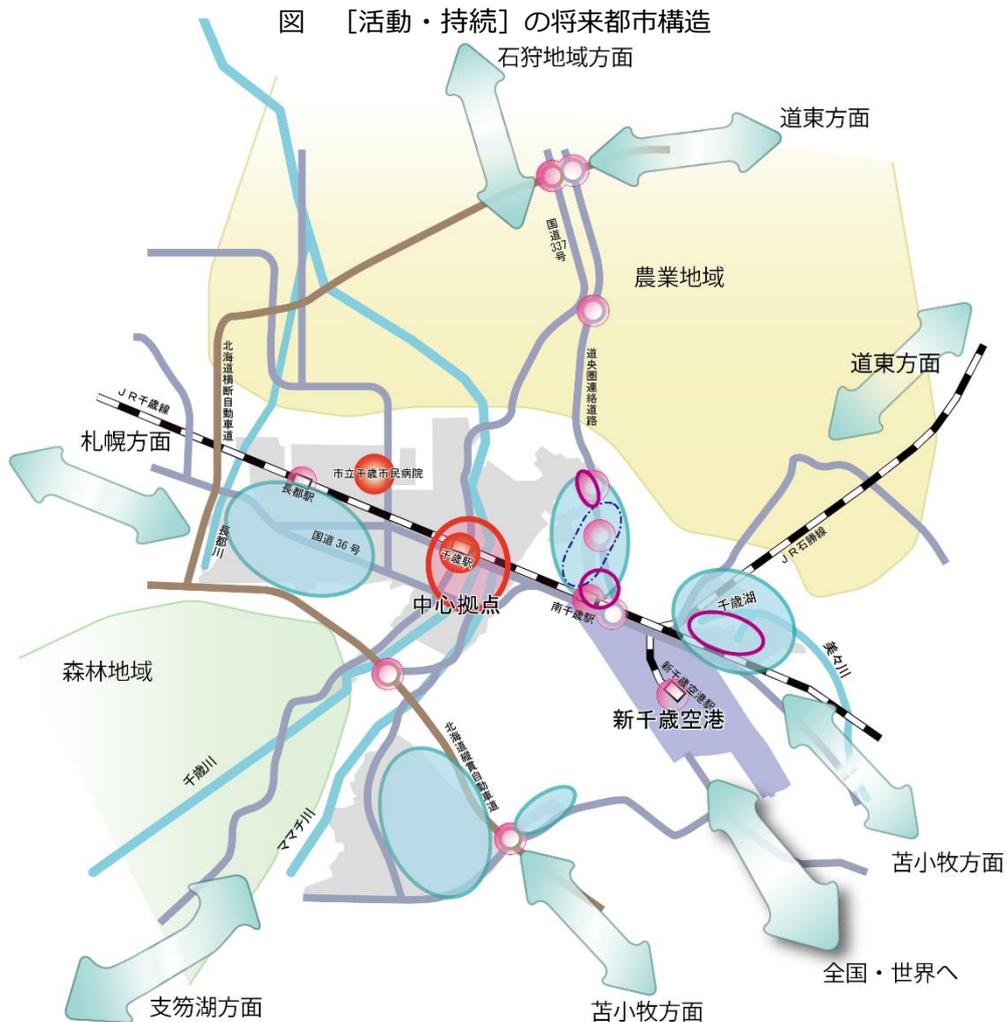
※立地適正化計画の居住誘導区域や都市機能誘導区域指定は想定しません。

●主要な居住ゾーン

- ・市民が快適に住み続けられるエリアとして、居住誘導区域の設定を想定します。

■ 【活動・持続】の将来都市構造図

【活動・持続】は商業や工業などの企業活動の場の集積と、空港や高速道路などの物流ネットワークの強化を目指す将来都市構造です。
 本計画の居住誘導区域や都市機能誘導区域になりませんが、働く場の確保は市内の定住促進に大きく影響することから、ビジョンの共有、施策の連携に努めるものとします。



凡 例	
	主な工業・業務地
	中心拠点
	新たな工業地の形成を検討する範囲
	産業支援・交流業務地
	市街化区域
	JR 駅、インターチェンジ
	交通結節点
	人流・物流軸
	自動車専用道路
	幹線街路

各要素の方向性

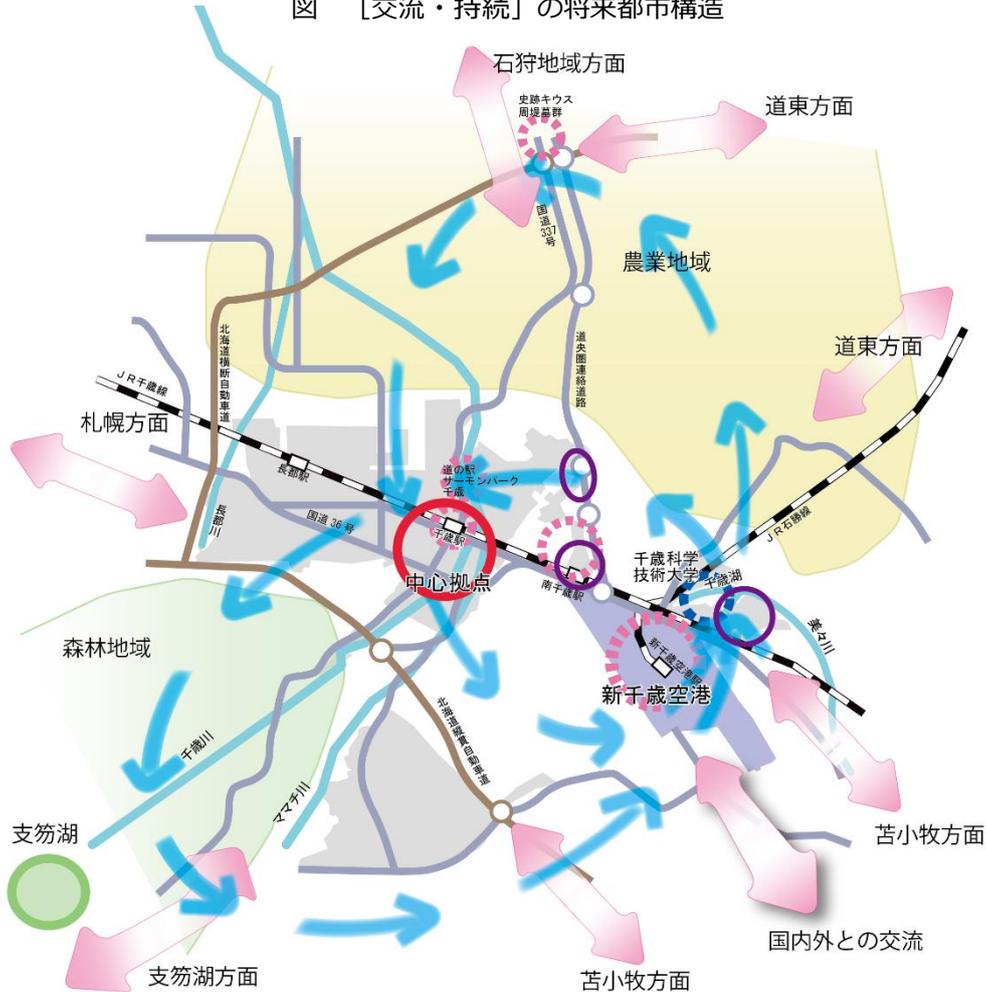
- ・主な工業・業務地及び産業支援・交流業務地*のうち、市として重点的に整備・誘致を図る地区は、市独自区域の設定を想定します。

■ [交流・持続] の将来都市構造図

[交流・持続] は観光振興機能や人流ネットワークの強化、大学、企業、市民の人材交流の促進を目指す将来都市構造です。

本計画の居住誘導区域や都市機能誘導区域になりませんが、観光振興による働く場や交流の場の確保は市内の定住促進に大きく影響することから、ビジョンの共有、施策の連携に努めるものとします。

図 [交流・持続] の将来都市構造



凡 例			
	中心拠点		農業地域
	おもてなし・交流支援拠点		森林地域
	おもてなし・交流ネットワーク		産業支援・交流業務地
	広域ネットワーク		人材交流拠点
			アメニティ環境軸

各要素の方向性

- ・おもてなし・交流支援拠点や産業支援・交流業務地*のうち、市として重点的に整備・誘致を図る地区は、市独自区域の設定を想定します。

| 02 | 目指すべき都市の骨格構造

まちづくり方針を踏まえ、課題に対応するため、市内各地に身近な拠点を配置し、それらが中心拠点を補完することで、拠点周辺から縁辺部まで、便利に住み続けられる環境を維持・拡充する『多核連携型』都市構造を目指します。

千歳市が目指す『多核連携型』都市構造における拠点は、これまでのまちづくりの進捗や都市機能*の集積などを踏まえ、8拠点とします。

目指すべき都市の骨格構造

将来にわたり住み続けられる『多核連携型』都市構造

■ 中心拠点（1か所）

（JR 千歳駅・市役所周辺）

■ 生活・活動拠点（5か所）

（JR 長都駅周辺、泉沢タウンセンター地区周辺、国道 36 号沿道、中央大通沿道、30 号沿道）

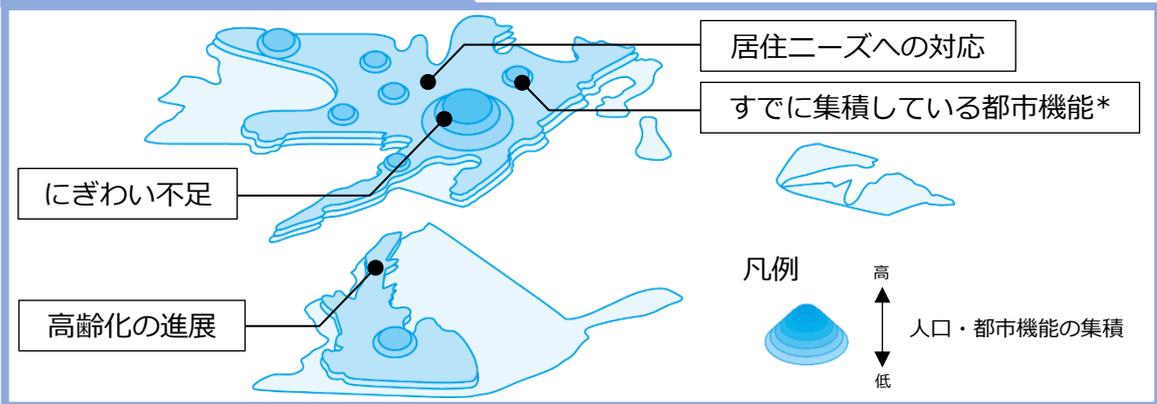
■ 医療・生活拠点（1か所）

（市立千歳市民病院周辺）

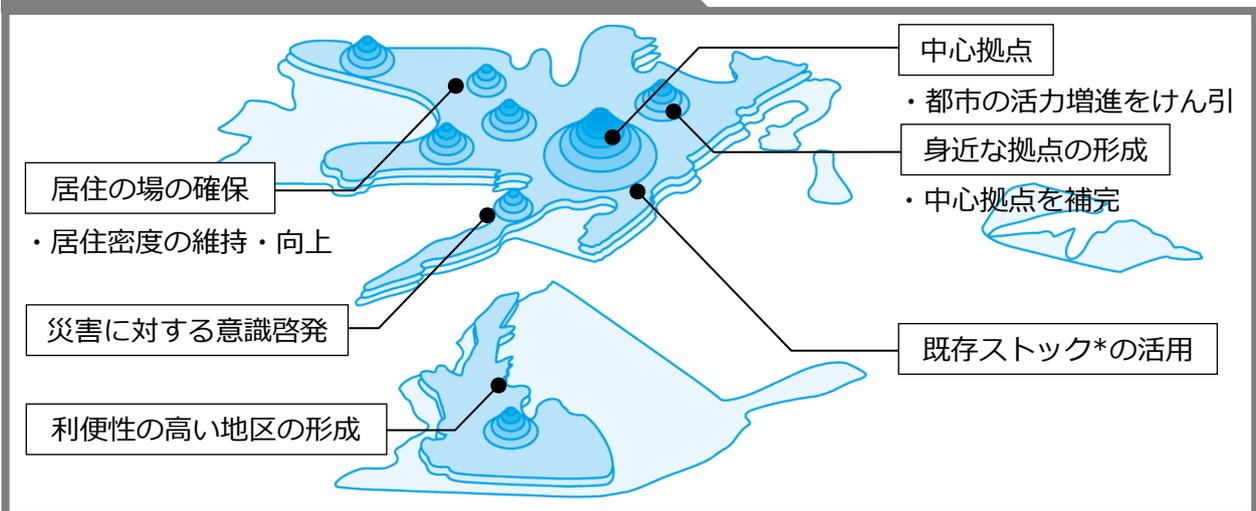
■ 福祉・生活拠点（1か所）

（大和）

現在の都市の状況イメージ



目指すべき都市の骨格構造イメージ



| 03 | 施策・誘導方針

目指すべき都市の骨格構造を踏まえ、「Ⅱ.現状把握と課題」で整理した課題に対する施策・誘導方針を次のとおりとします。

課題	施策・誘導方針
[子育て世代を含む生産年齢層*を中心としたニーズに対応する居住の場を確保する必要があります。]	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな住宅地の形成や既存ストック*の活用により居住の場の確保を図ります。 ・移住・定住を促進するため、働く場の確保に努めます。
[生活利便性を確保し、高齢化対策や人口の維持を図る必要があります。]	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点へ都市機能*の維持・集積を促し、拠点周辺で利便性の高い地区を形成することで、将来、人口減少しても一定程度の人口密度の維持に努めます。
[泉沢地域は、子育て世代を含む生産年齢層*を中心とした居住誘導を図る必要があります。]	<ul style="list-style-type: none"> ・泉沢地域は、住み替えを促進するとともに、子育てしやすい住環境の維持を図り、居住密度の維持に努めます。
[人口増加を維持していくため、集積している都市機能*を生かし、都市の活力増進を継続する必要があります。]	<ul style="list-style-type: none"> ・集積している都市機能*や既存ストック*を生かしつつ、だれもが便利に暮らせる機能の維持・集積、特に中心拠点では、集客性のある都市機能*の集積を促します。
[生活利便性を低下させないよう都市機能*を維持する必要があります。]	<ul style="list-style-type: none"> ・市内各地に拠点を配置することで、周辺住民の生活利便サービスの利用を促し、将来にわたり都市機能*の維持に努めます。
[中心市街地地区に、にぎわいや活気を創出する必要があります。]	<ul style="list-style-type: none"> ・中心拠点として、行政や商業、文化、福祉などの施設の集積を促します。
[高齢者のみならず子育て世代を含む生産年齢層*の市民が便利で健康的に歩いて暮らせるよう利便性の高い地区の形成を進めていく必要があります。]	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点の周辺に徒歩や公共交通で生活利便サービスを利用できる利便性の高い地区の形成を促します。
[使いやすい公共交通を引き続き確保していく必要があります。]	<ul style="list-style-type: none"> ・一定程度の人口密度を維持することで、公共交通の利用を促し、将来にわたり公共交通の確保に努めるとともに、駅などの交通結節機能の強化を図ります。
[既存の施設や都市施設*を有効に活用する必要があります。]	<ul style="list-style-type: none"> ・公共・公益施設*は、拠点への集約や統廃合も含めた今後の施設のあり方、修繕を検討し、道路や下水道などの都市施設*は、既存ストック*の有効活用を図ります。
[市民や事業者の災害に対する意識啓発を図る必要があります。]	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の発生が懸念される個所は、市民や事業者の災害に対する意識啓発を図ります。



IV. 各誘導区域と誘導施設

- | 01 | 居住誘導区域の設定
- | 02 | 都市機能誘導区域の設定
- | 03 | 市独自区域の設定
- | 04 | 誘導施設の設定

IV. 各誘導区域と誘導施設

| 01 | 居住誘導区域の設定

□ 考え方

居住誘導区域は、都市計画運用指針*において「人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティ*が持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域」とされ、居住誘導区域に含まない範囲の考え方などについても示されています。

目指すべき都市の骨格構造や施策・誘導方針、都市計画運用指針*を踏まえ、居住誘導区域の考え方を、次のとおりとします。

■ 居住誘導区域の設定

千歳市では、これまでコンパクトなまちづくりを進めてきていることや計画期間内において、居住誘導区域の対象地となる市街化区域*内の人口が維持される推計となっていることから、現在の市街化区域*を基本に居住誘導区域を設定します。

新市街地が整備された場合は、居住誘導区域の設定を検討します。

■ 居住誘導区域に含まない区域の検討

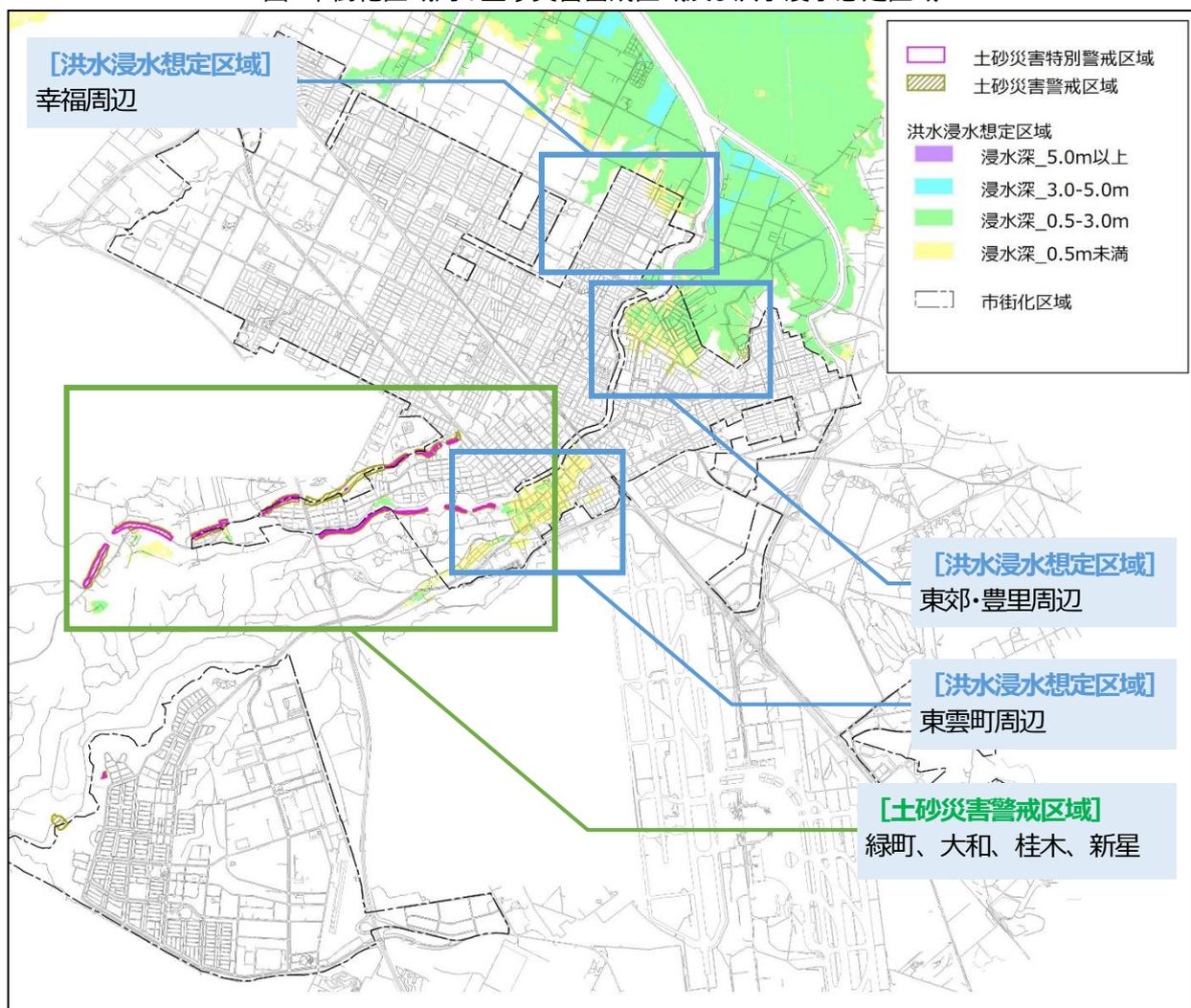
都市計画運用指針*に基づき、居住誘導区域に含まない区域について、個別に検討します。なお、市街化調整区域*や土砂災害特別警戒区域*などは、居住誘導区域に含まない区域となっています。

項目	具体例（都市計画運用指針（抜粋））
災害リスク、警戒避難体制の整備状況などを勘案し、居住を誘導することが適切ではないと判断される場合は、原則として含まない区域	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域* ・洪水浸水想定区域* など
慎重な判断が必要な区域	<ul style="list-style-type: none"> ・工業専用地域 ・法令により住宅の建築が制限されている区域 ・居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域 など

- 災害リスク、警戒避難体制の整備状況などを勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として含まない区域

市街化区域*内の土砂災害警戒区域*及び洪水浸水想定区域*は、次のとおりです。

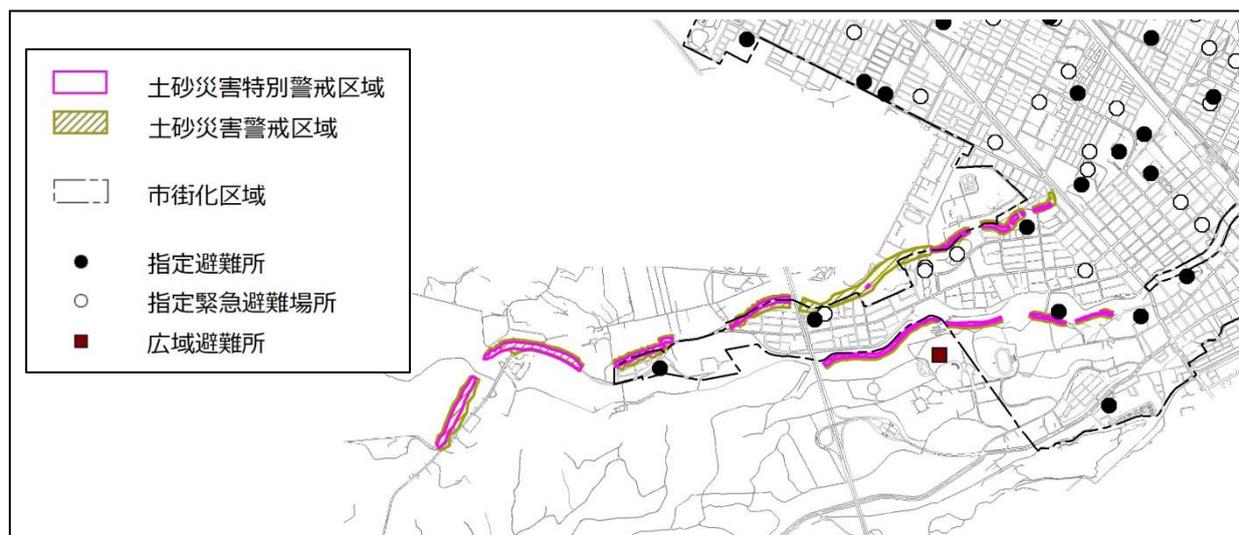
図 市街化区域内の土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域



資料：北海道土砂災害警戒情報システム
千歳市洪水・土砂災害ハザードマップ

[土砂災害警戒区域]

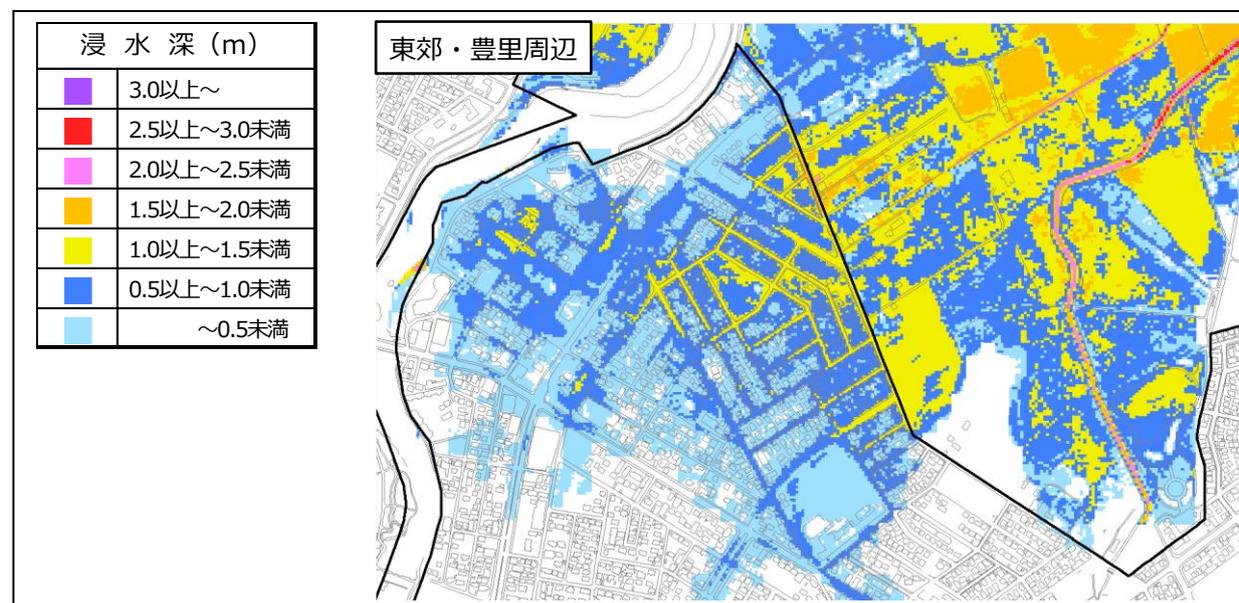
土砂災害警戒区域*は、緑町や大和、桂木などが指定され、指定区域においても高齢化が進展する推計となっており、避難時間の増加が考えられることから、ハザードマップ*での意識啓発に加え、より災害に対する意識啓発を図るため、居住誘導区域に含めないこととします。

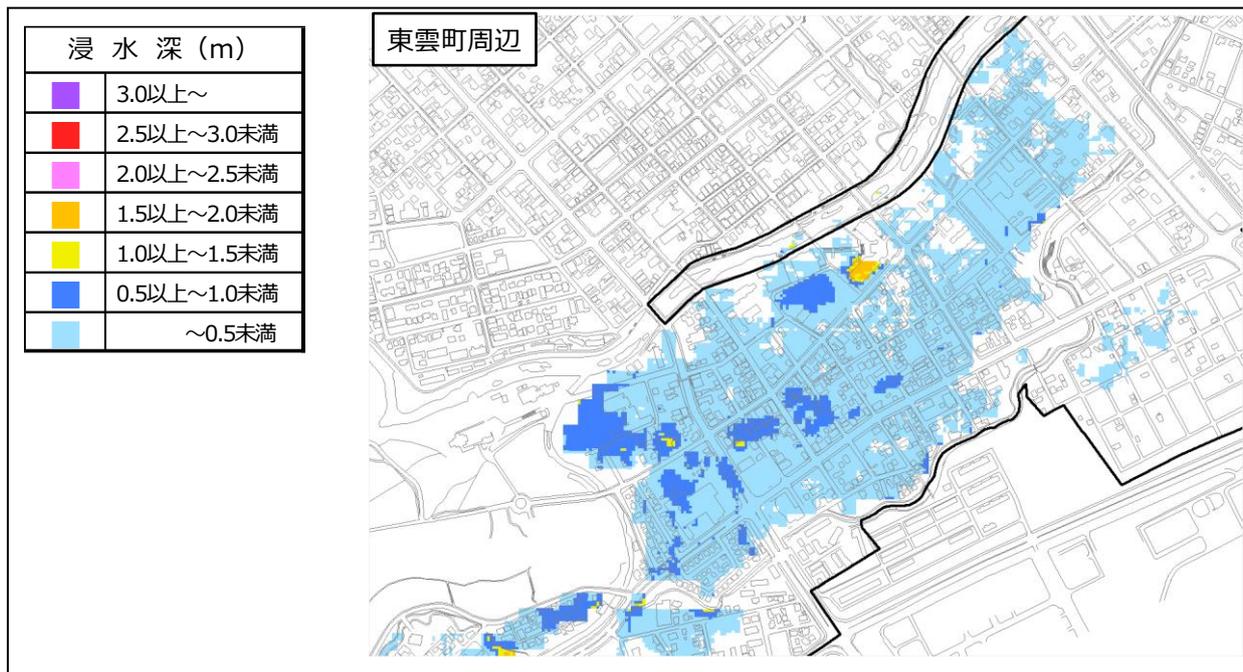
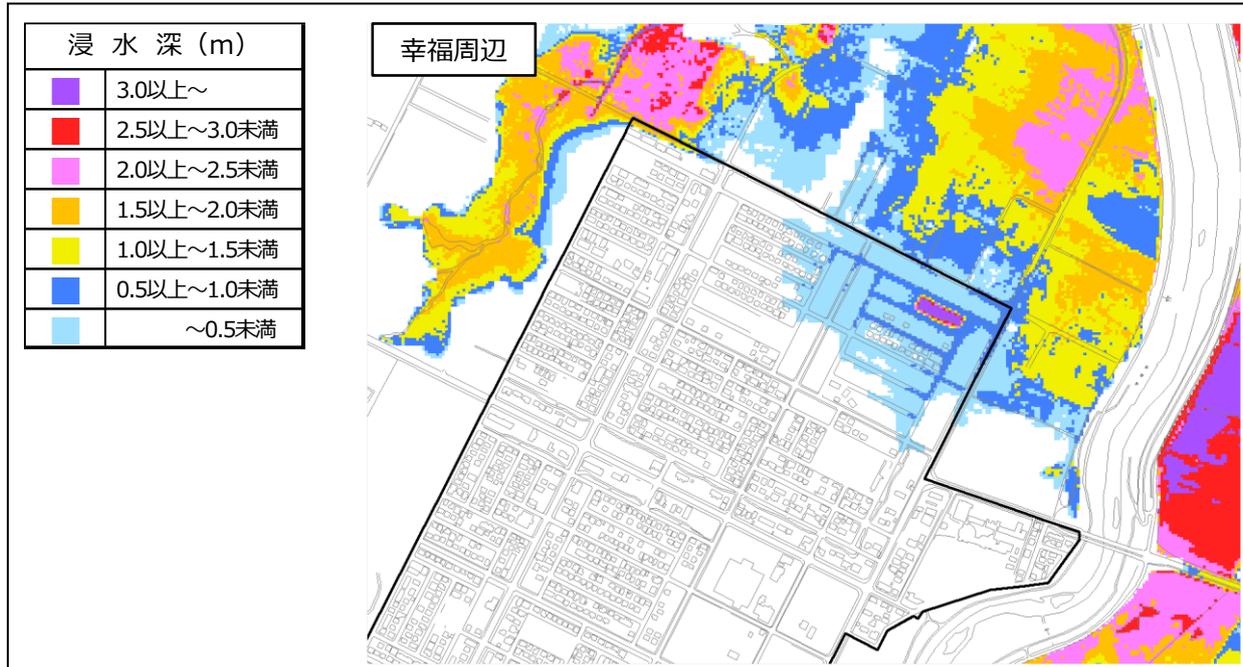


資料：北海道土砂災害警戒情報システム、千歳市ホームページ

[洪水浸水想定区域]

洪水浸水想定区域*は、東郊や豊里、幸福、東雲町、朝日町、本町、真々地などに分布していますが、市街化区域*内の宅地部分についてはおおむね 1.0m未滿の浸水深であり、水平避難*に加え垂直避難*も考えられること、計画的な避難行動やハザードマップ*による意識啓発を図っていることから、居住誘導区域に含めることとします。



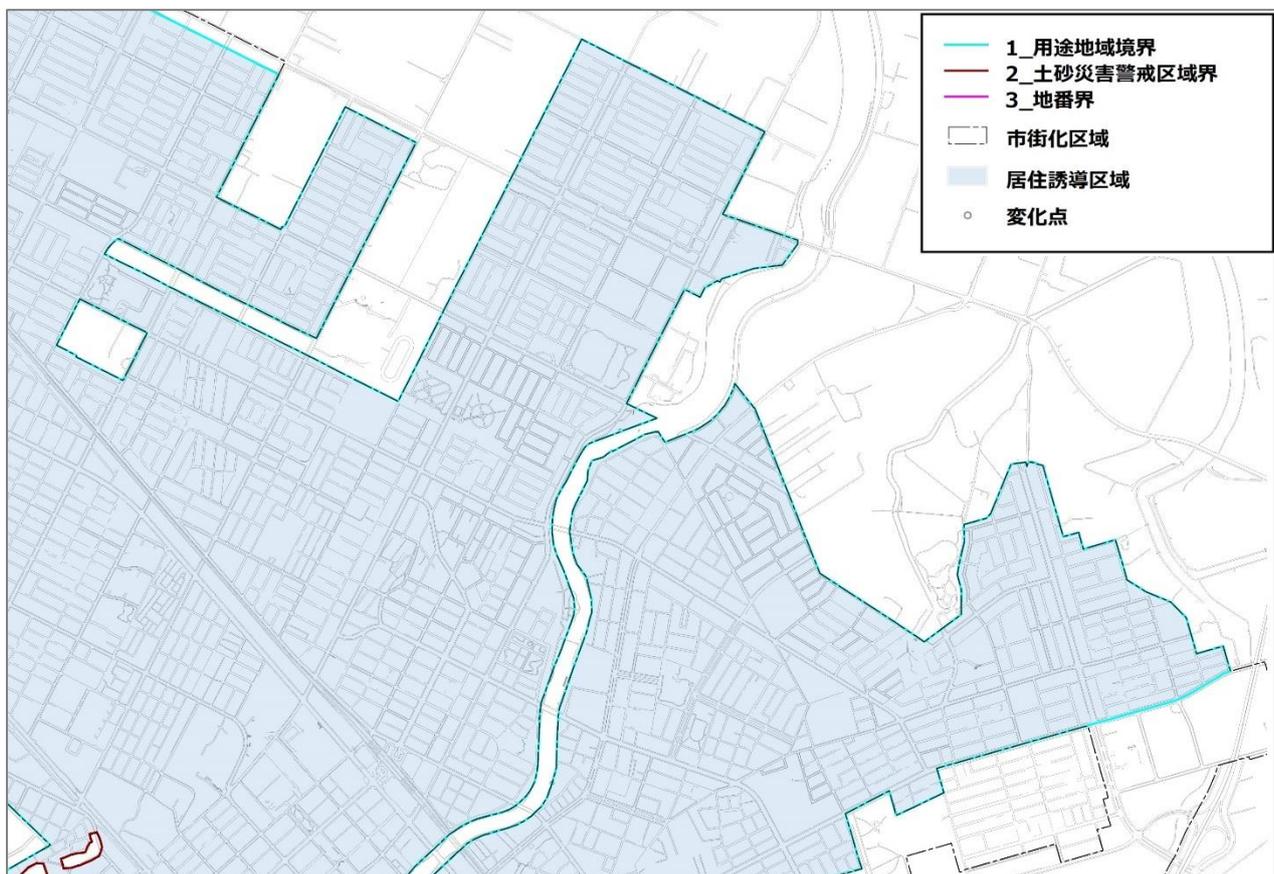
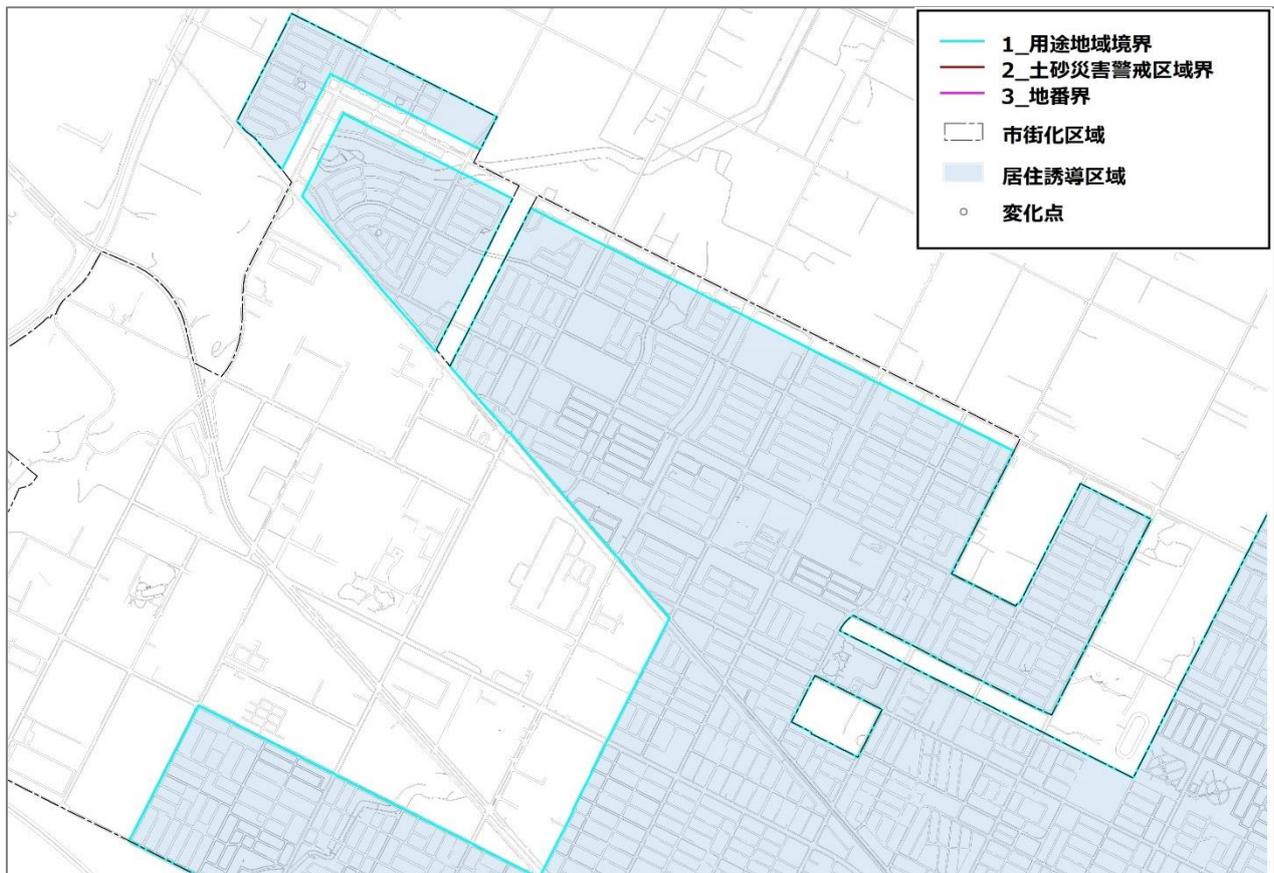


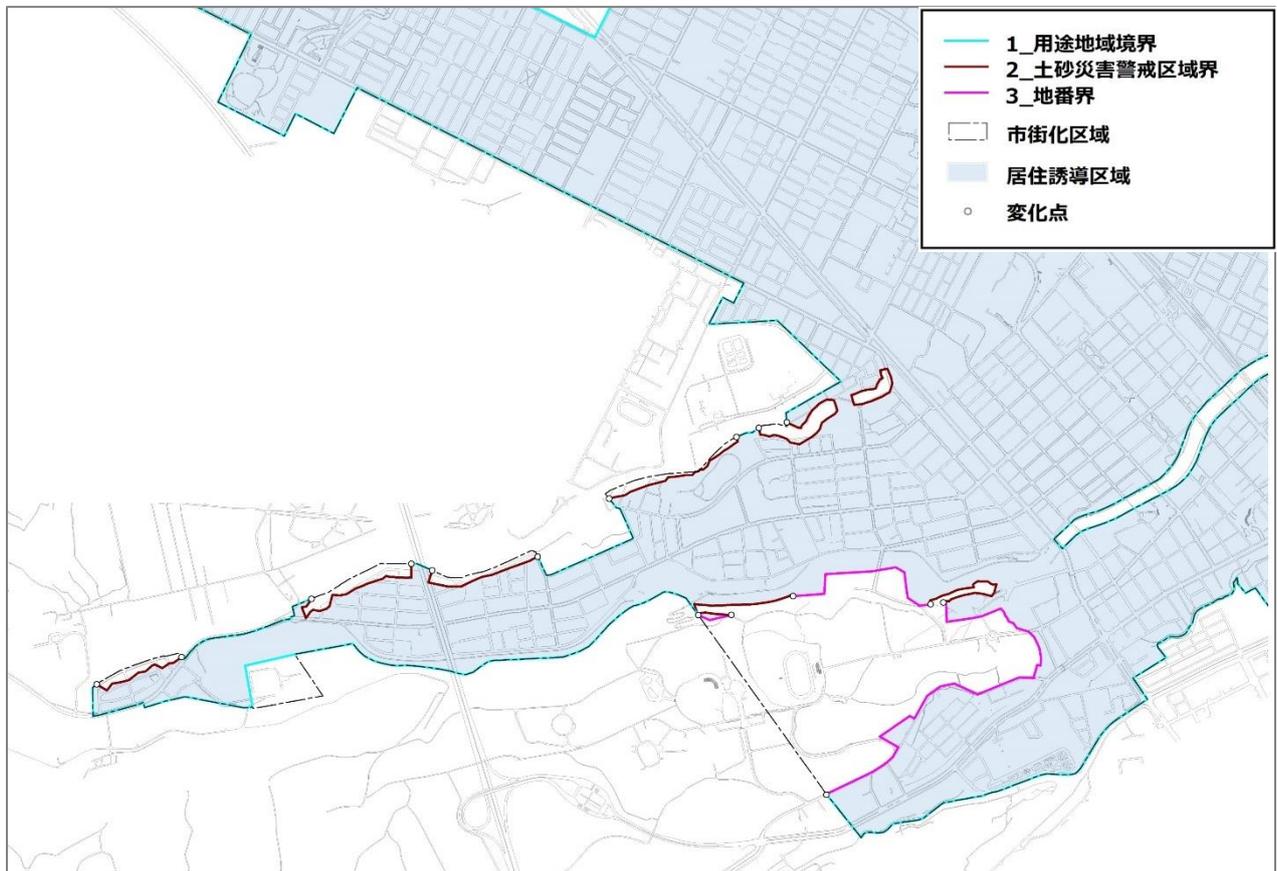
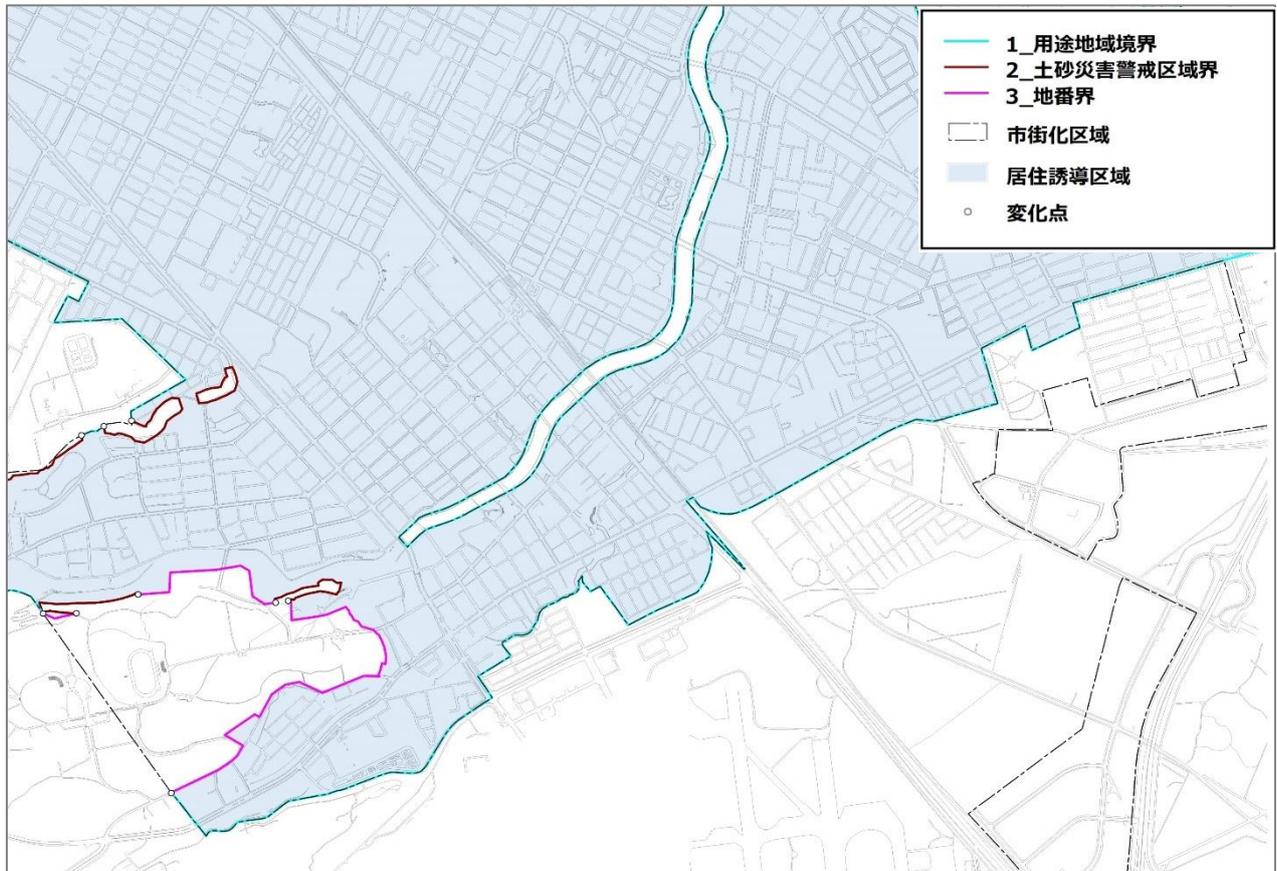
● 慎重な判断が必要な区域

工業専用地域や特別工業地区*、地区計画*のうち居住を制限する区域、大規模な公園緑地などは、居住が制限されていることから、居住誘導区域に含めないこととします。

□ 居住誘導区域の設定

前述の考え方にに基づき設定した区域は、次のとおりです。





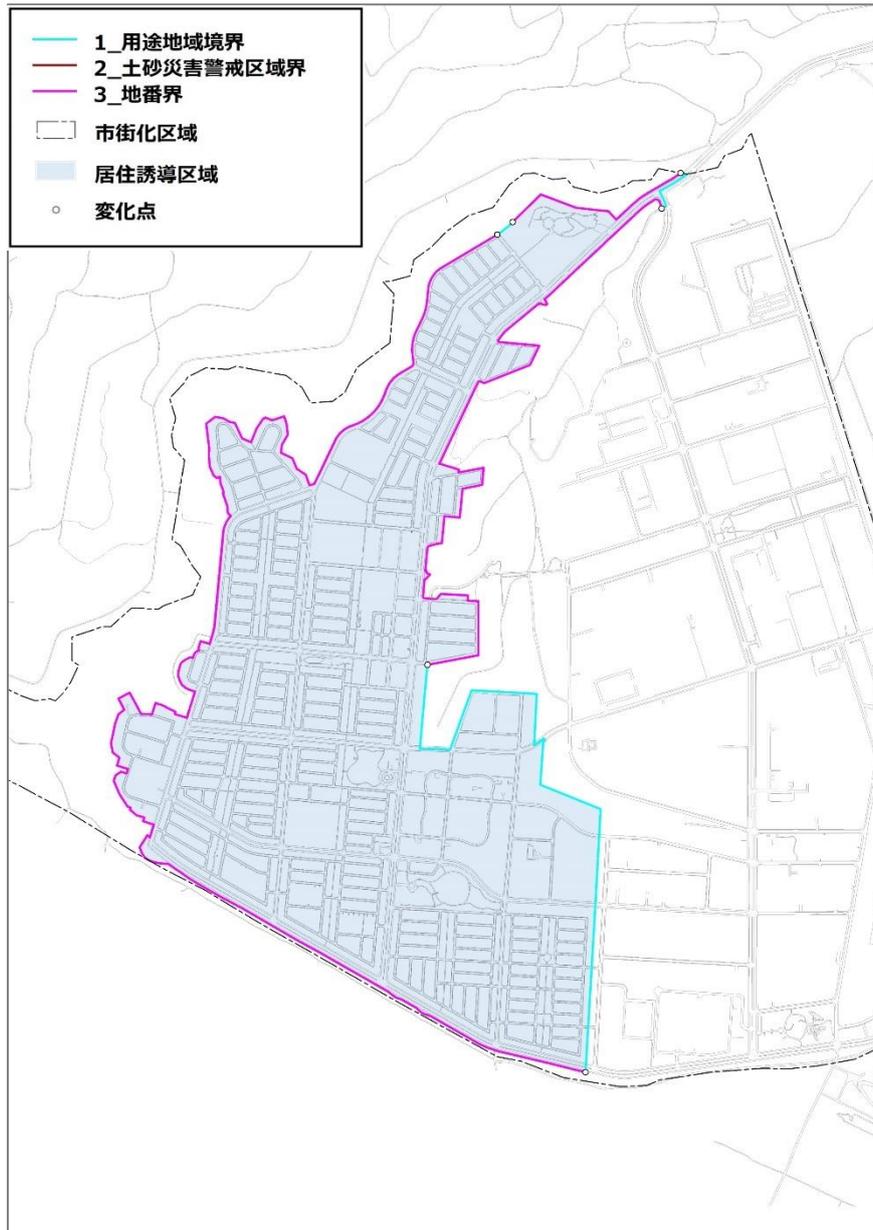
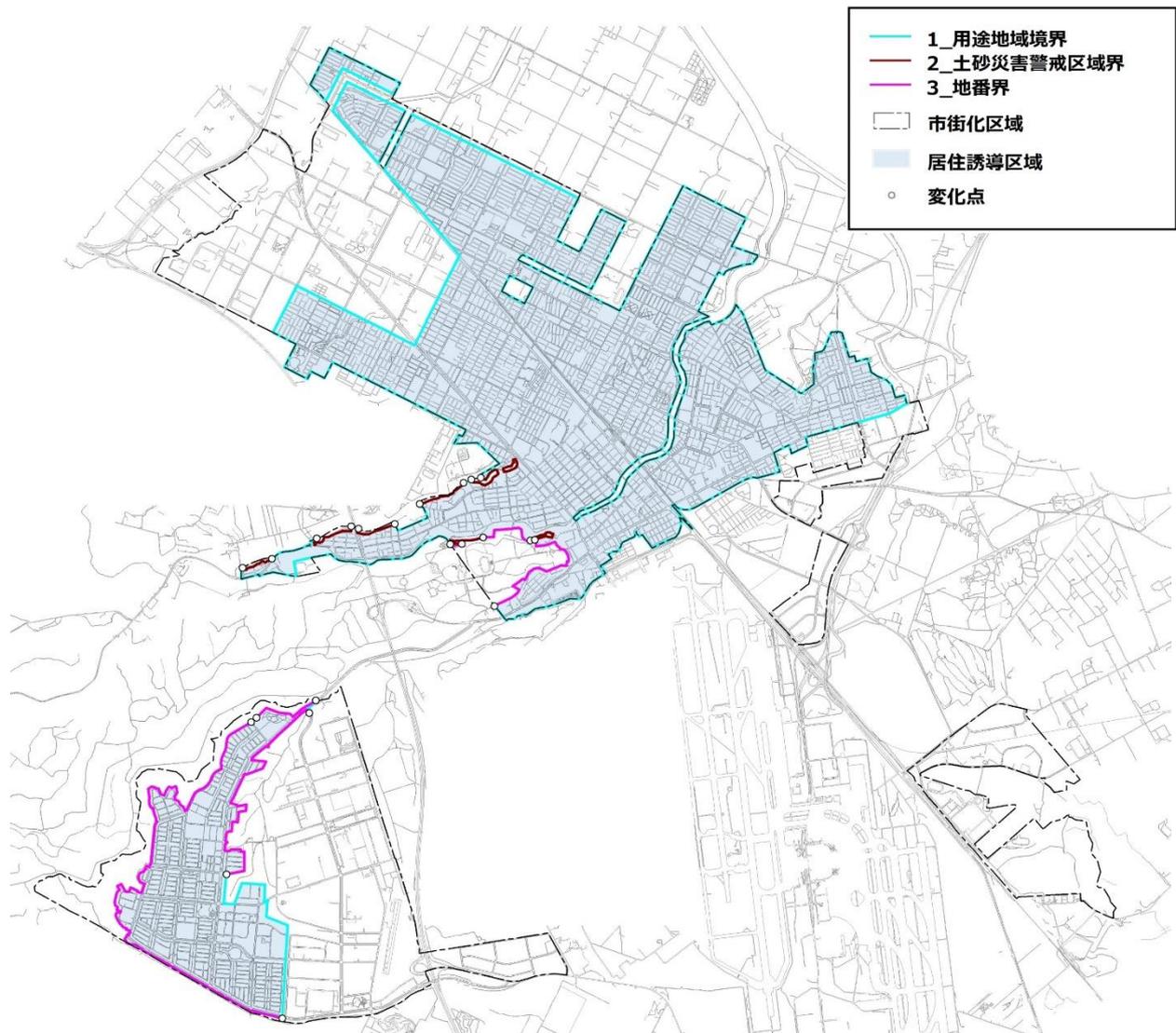


図 居住誘導区域の範囲



□ 市街化区域に占める割合

居住誘導区域が市街化区域*に占める割合は、次のとおりです。

区域	面積	市街化区域に占める割合
市街化区域	3,207ha	—
居住誘導区域	1,798ha	約 56.1%

| 02 | 都市機能誘導区域の設定

□ 考え方

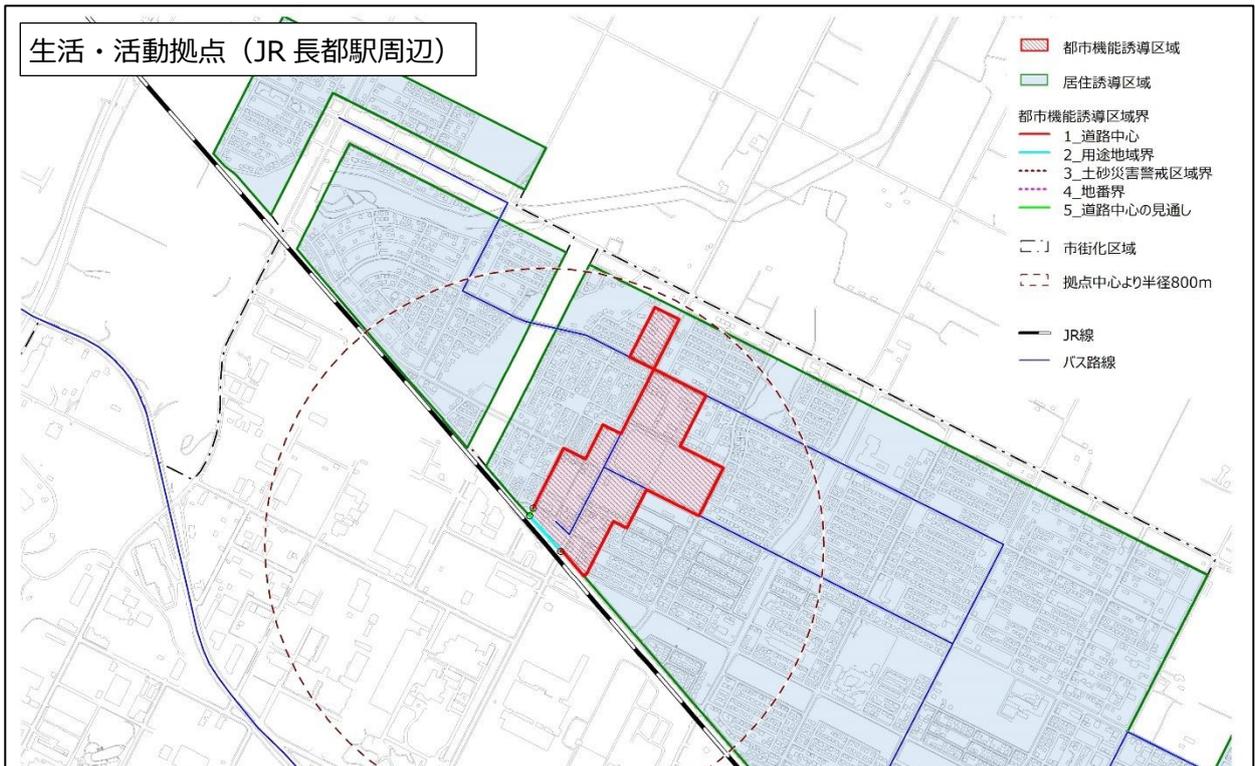
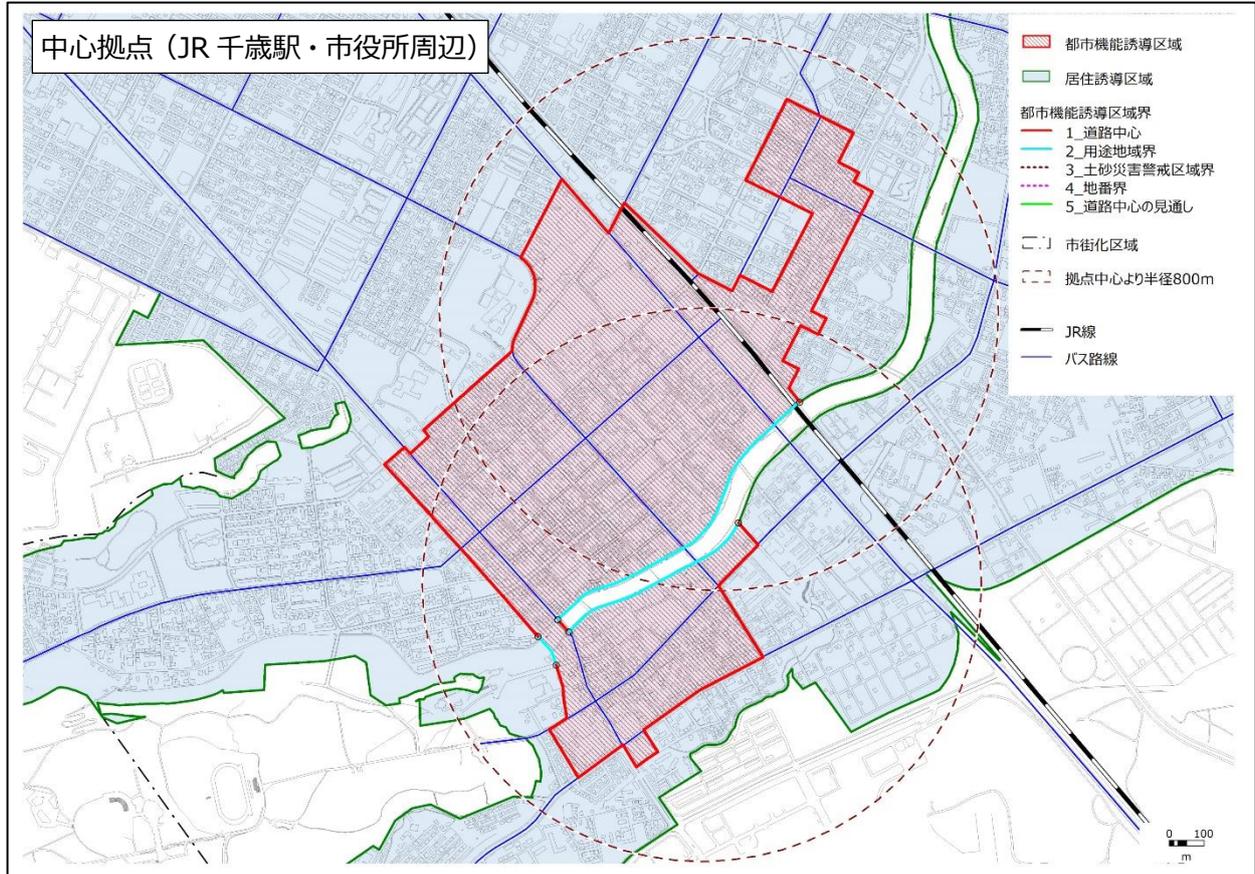
都市機能誘導区域は、都市計画運用指針*において「原則として、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療や福祉、商業、子育て、教育・文化、行政などの都市機能*を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域」とされ、範囲の考え方などについて示されています。

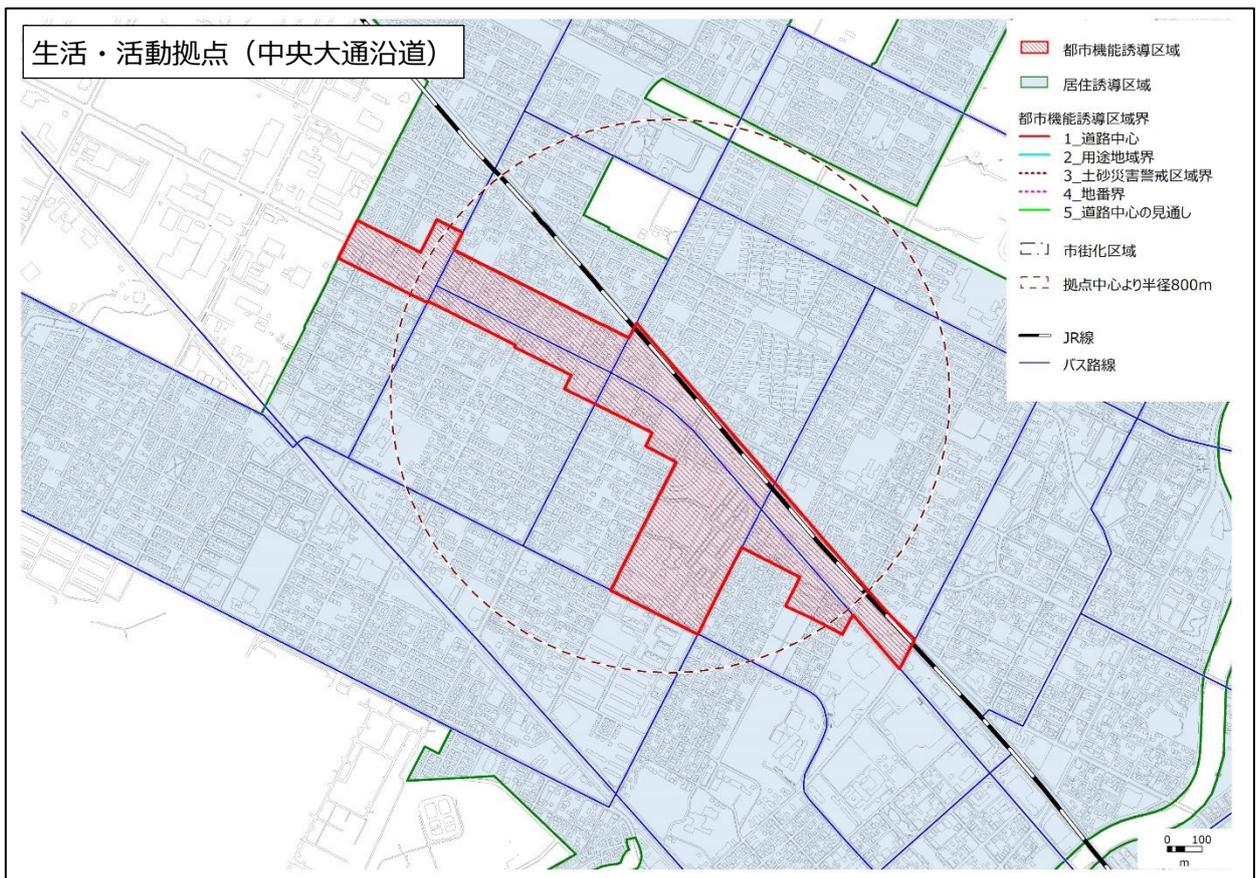
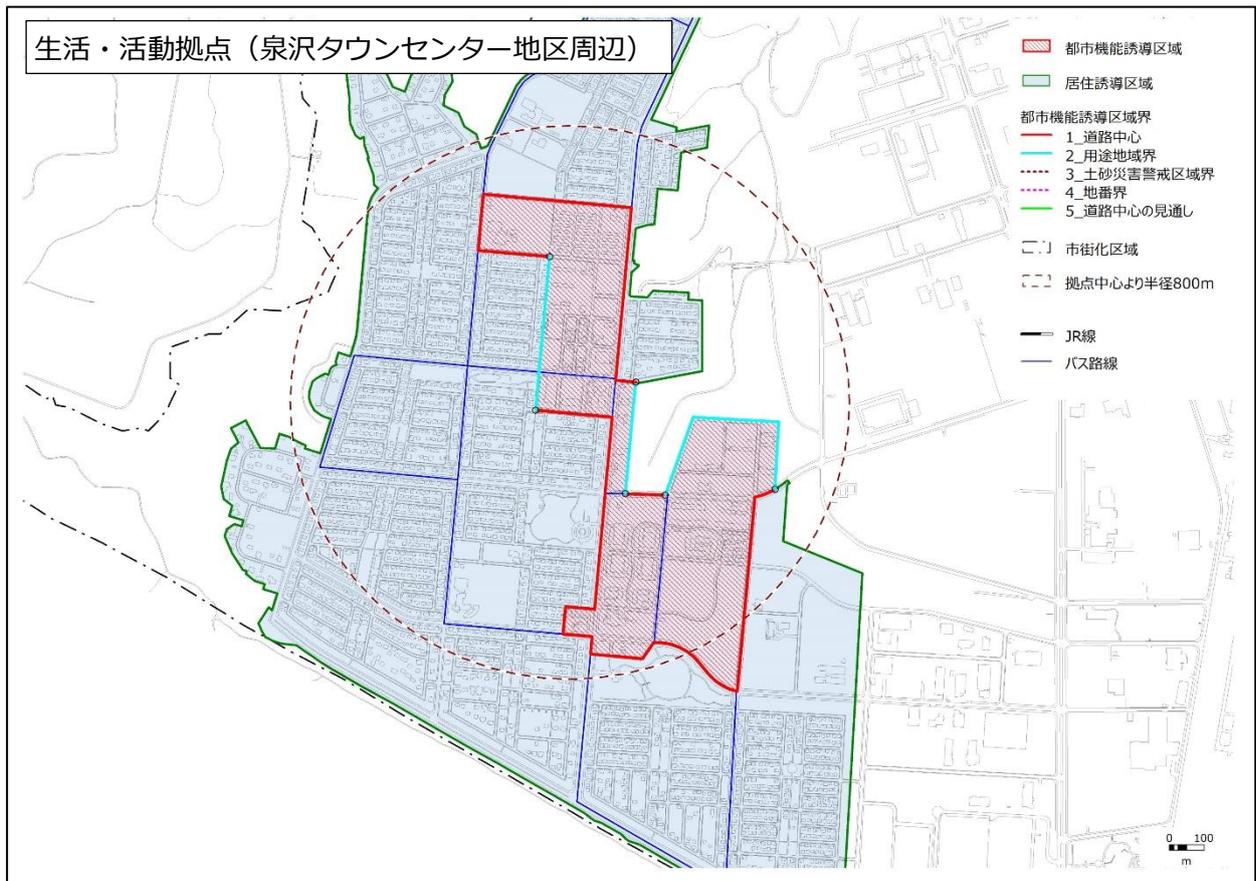
目指すべき都市の骨格構造や施策・誘導方針、都市計画運用指針*を踏まえ、区域の設定の考え方を次のとおりとします。なお、区域の範囲を明確にする必要があることから、明確な地形地物（道路の中心）を基本とし、地形地物で設定できない場合は、都市計画*（用途地域*の区域など）の区域や地番界などとしています。

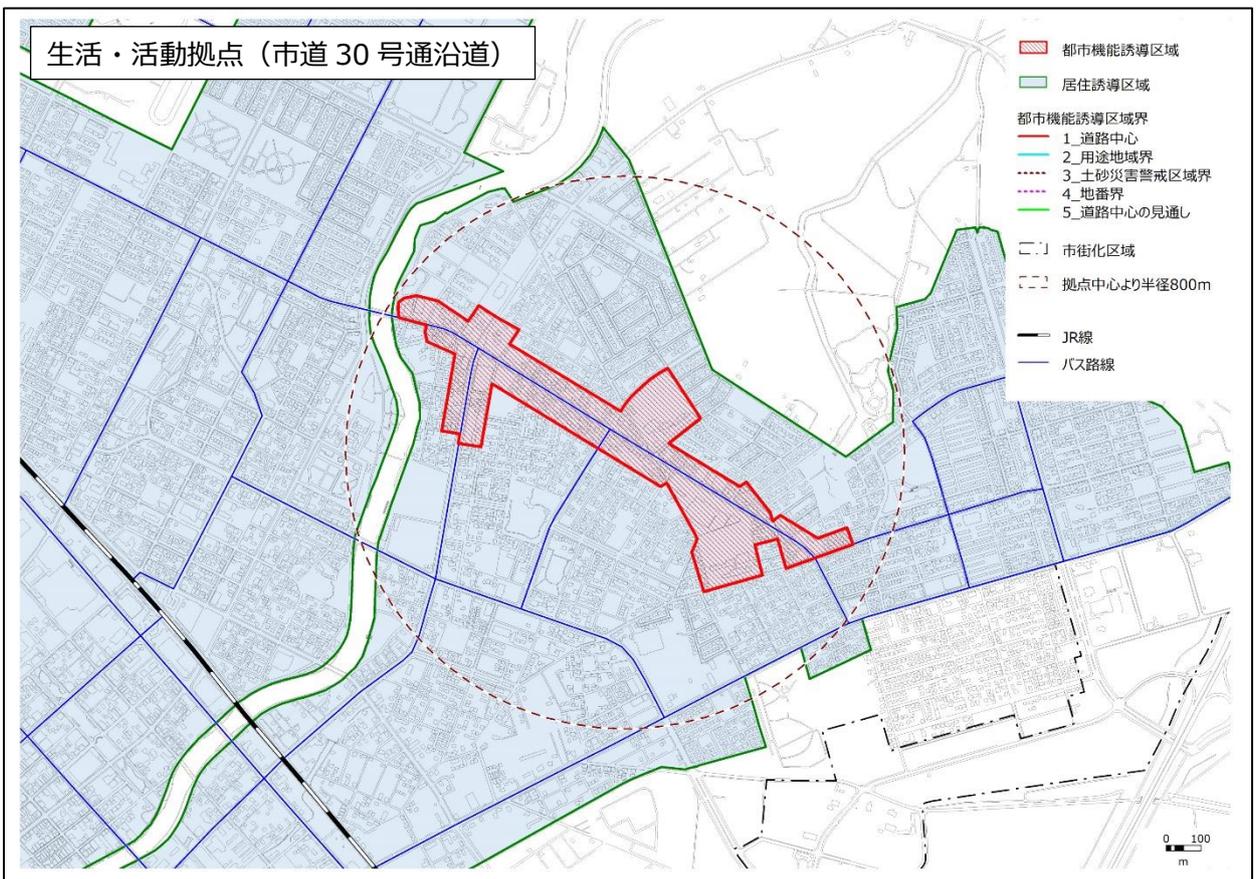
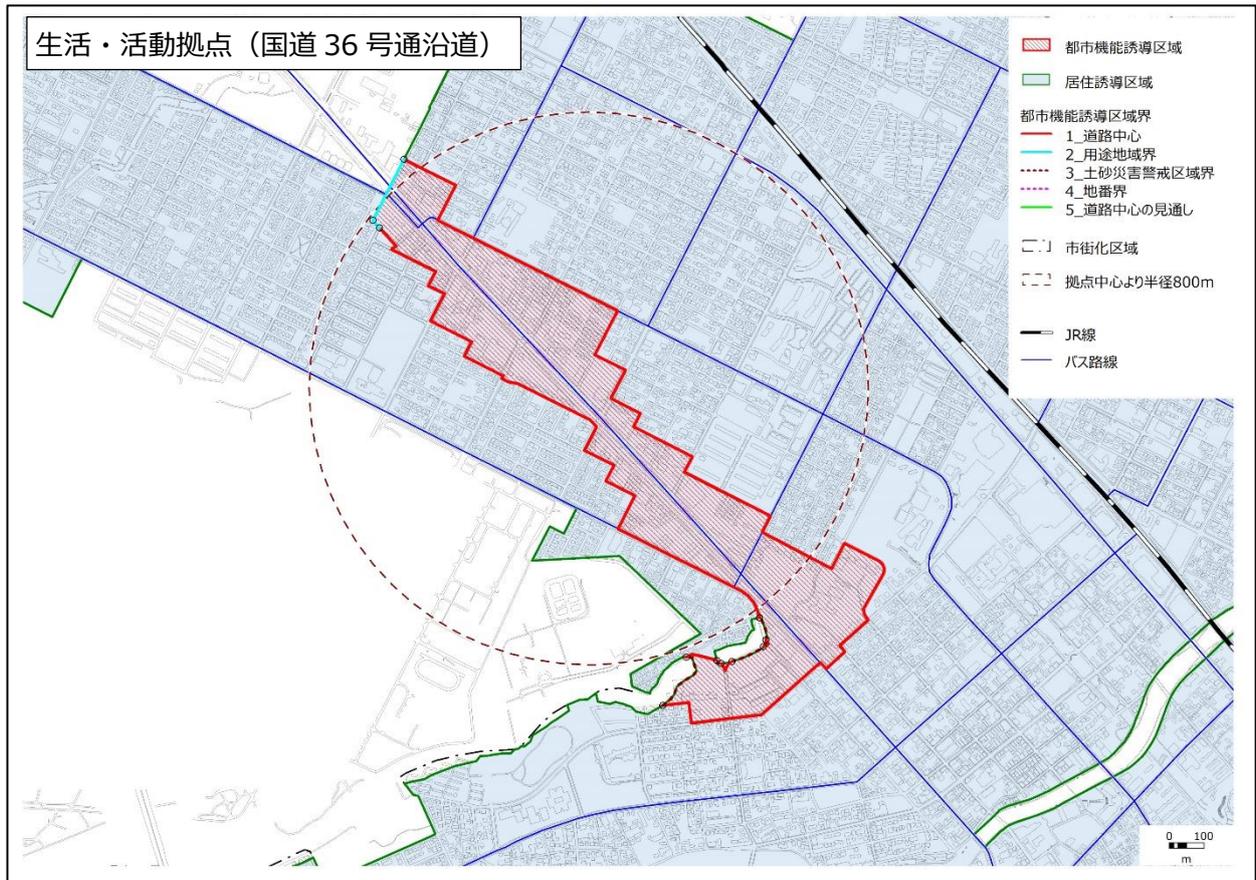
項目	設定の考え方
①商業系用途地域を含める	・商業系用途地域*（近隣商業地域、商業地域）は、原則、都市機能誘導区域に含めます。
②生活を支える施設の集積が見られる箇所を含める	・商業系用途地域*が指定されていない箇所において、商業・医療・福祉など生活を支える施設が立地、集積している箇所、集積が想定される箇所を都市機能誘導区域に含めます。
③誘導施設の敷地、誘導施設の候補地（公有地）を含める	・①及び②で設定した範囲に隣接する誘導施設の敷地や候補地（公有地）を都市機能誘導区域に含めます。
④多くの市民の利用する拠点などから、おおむね 800m 圏（徒歩 10 分圏）の範囲内	・多くの市民の利用が想定される JR 駅（千歳駅・長都駅）や千歳市役所、または想定したエリアの中心から 800m 圏（徒歩 10 分圏）がおおむね含まれるものとしています。
⑤土砂災害警戒区域は含めない	・土砂災害警戒区域*は、安全性を確保するため、都市機能誘導区域に含めません。
⑥その他を含める	・千歳市の上位・関連計画において、具体的な取組みがある箇所や都市機能誘導区域として一体性を確保するために必要な箇所は含めます。

□ 都市機能誘導区域の設定

前述の考え方にに基づき設定した区域は、次のとおりです。







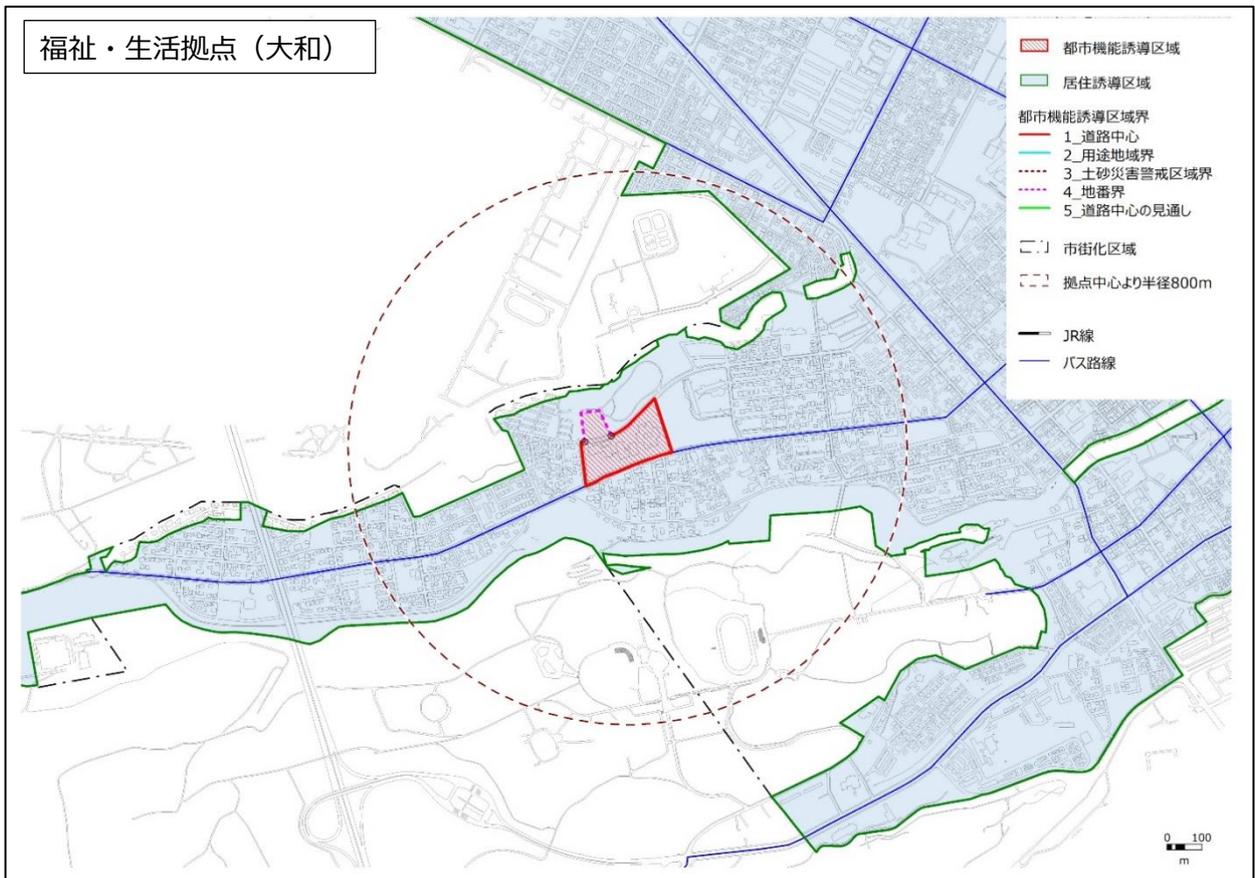
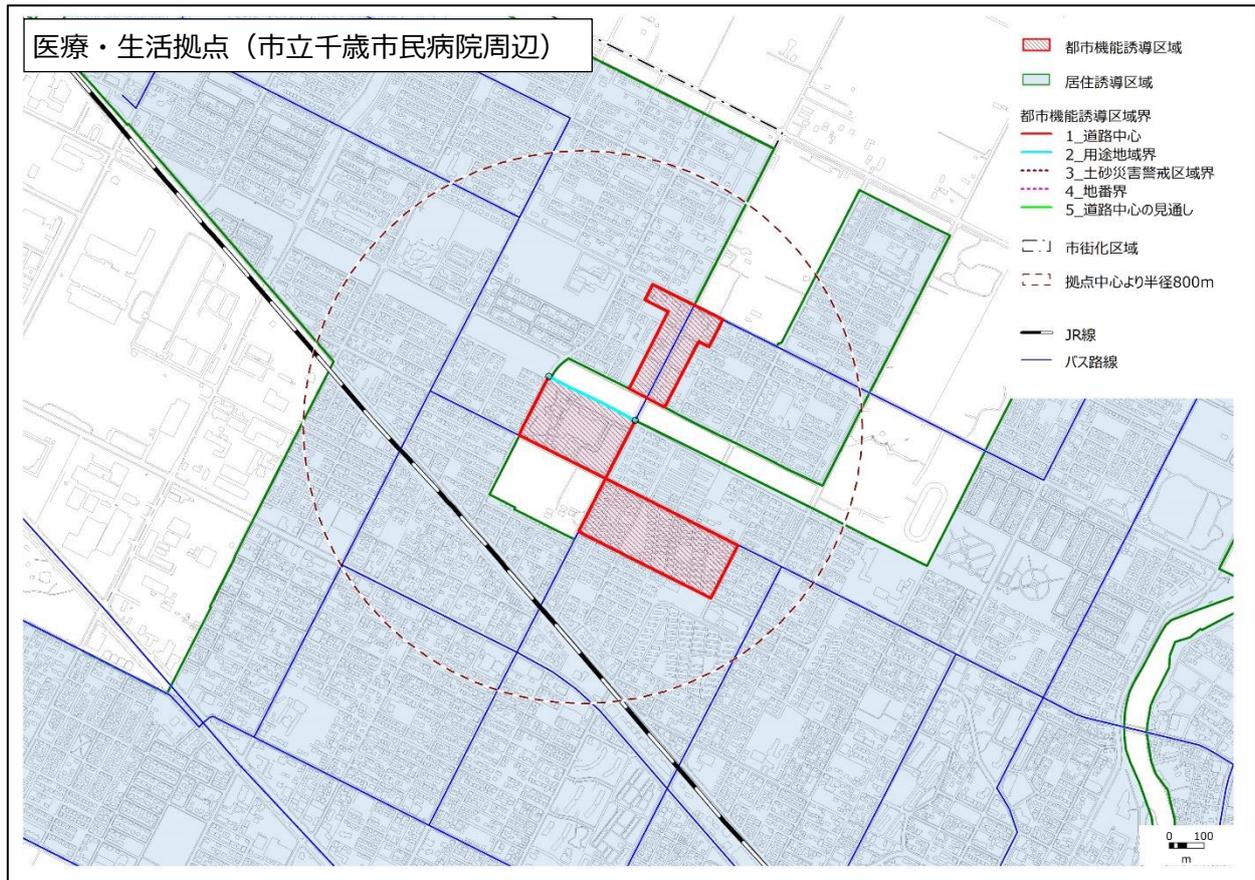
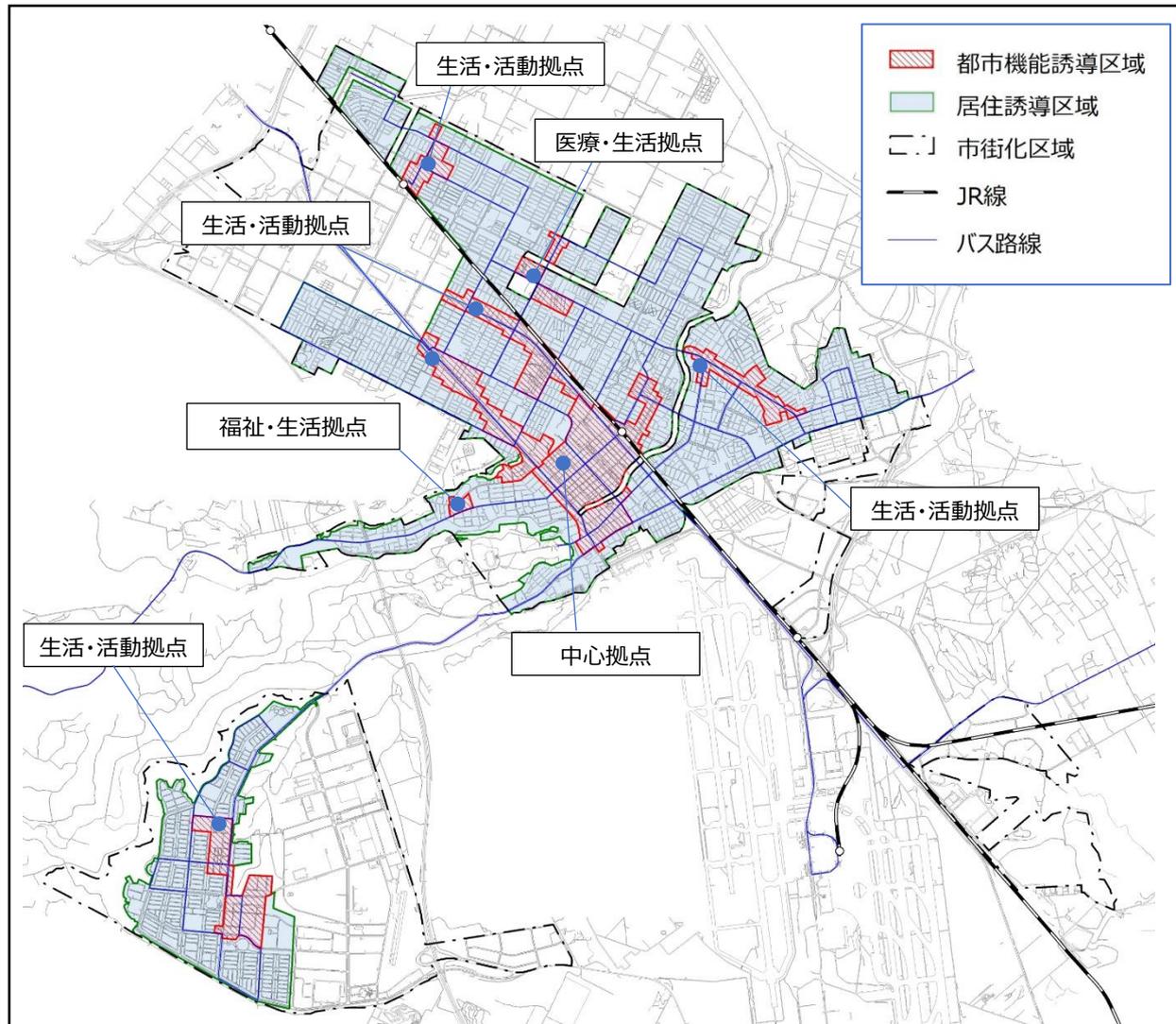


図 都市機能誘導区域の範囲

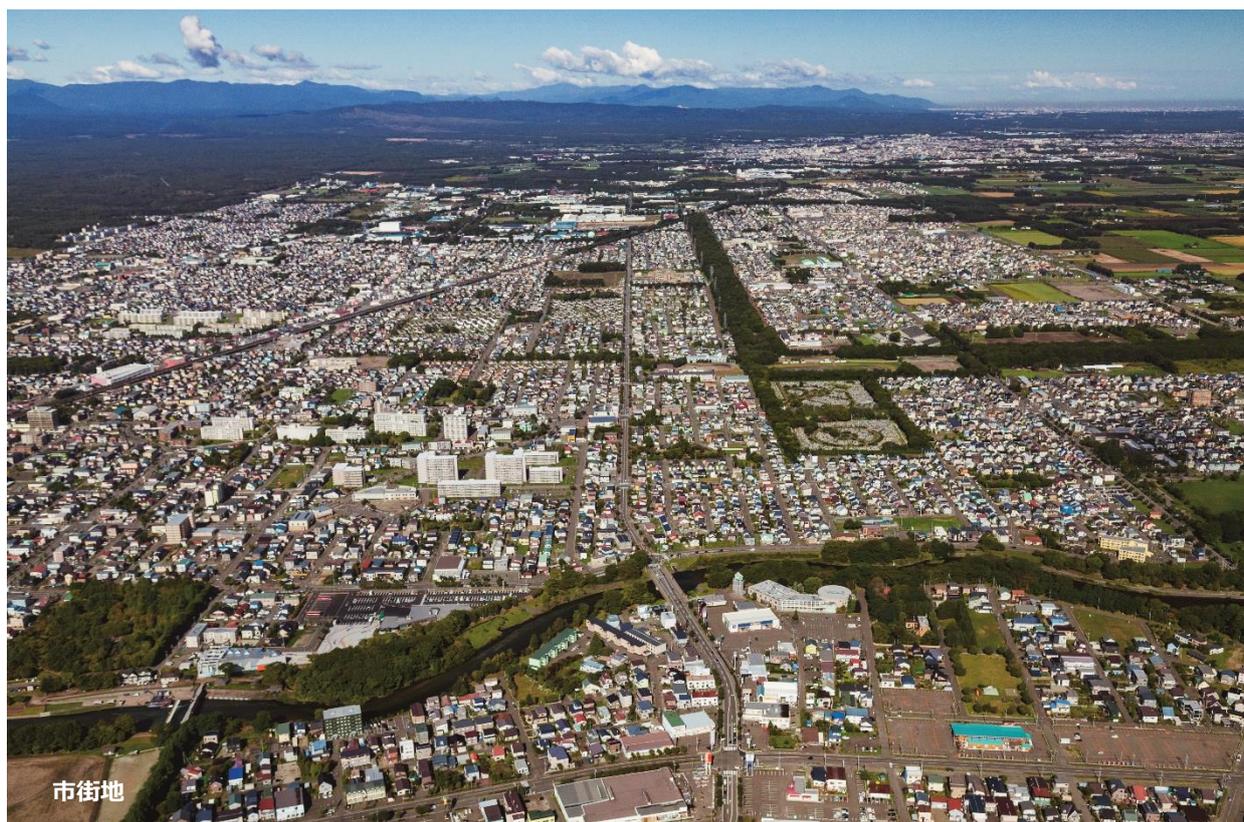


名称	位置づけ	場所	区域面積
中心拠点	・都市の活力増進をけん引する、行政、商業、娯楽、文化、福祉などの施設が集積する拠点	JR 千歳駅・市役所周辺	115.1ha
生活・活動拠点	・少子・高齢化が進んでも、日常生活を支える施設などが集積する拠点	JR 長都駅周辺	15.8ha
		泉沢タウンセンター地区周辺	45.9ha
		中央大通沿道	44.0ha
		36号通沿道	49.1ha
30号通沿道	25.1ha		
医療・生活拠点	・医療や日常生活を支える施設などが集積する拠点	市立千歳市民病院周辺	16.7ha
福祉・生活拠点	・福祉や日常生活を支える施設などが集積する拠点	大和	3.6ha

□ 市街化区域に占める割合

都市機能誘導区域が市街化区域*に占める割合は、次のとおりです。

区域	面積	市街化区域に占める割合
市街化区域	3,207ha	—
都市機能誘導区域	315ha	約 9.8%

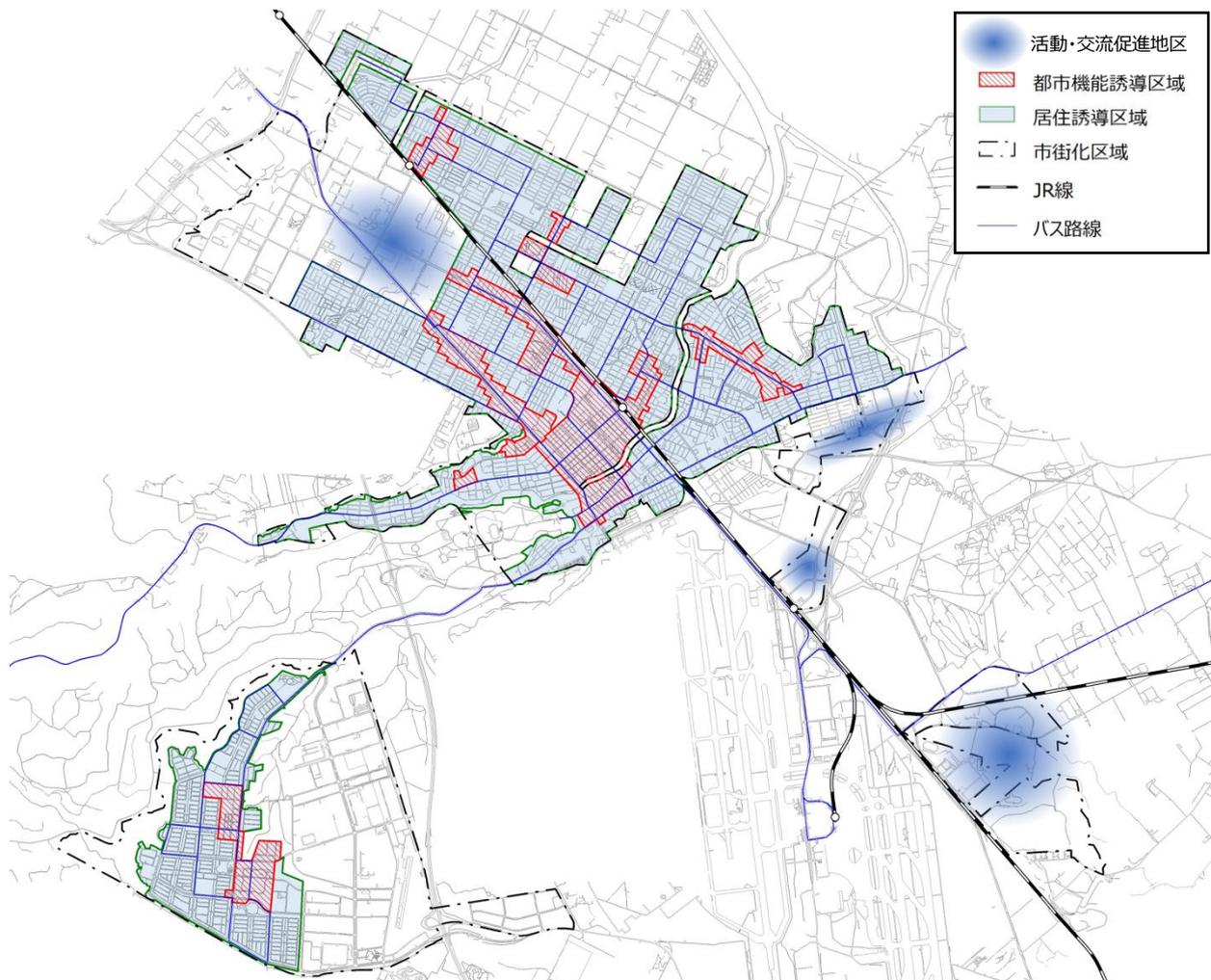


| 03 | 市独自区域の設定

千歳市第7期総合計画の基本目標では、豊かな自然環境をはじめ、新千歳空港や多くの立地企業・人材など、千歳市が持つ地域資源を生かし産業の振興を図るため、工業団地や流通業務地*、産業支援・交流業務地*等への企業誘致などを進め、市民の生活が豊かになり、地域経済も発展する「地の利と資源を生かした産業のまち」を目指すこととしています。

基本目標の達成や働く場の確保による移住・定住促進のため、新千歳空港や高速道路、道央圏連絡道路*など広域交通機能に優れた市街地西部や流通業務団地、オフィス・アルカディア*地区、美々地区について、市民や企業、大学、来訪者による様々な活動・交流を促す区域として、市独自区域である「活動・交流促進地区」を設定します。

図 活動・交流促進地区



| 04 | 誘導施設の設定

□ 考え方

誘導施設は、都市計画運用指針*において「都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設」とされ、都市機能増進施設は、「医療や福祉、子育て支援、商業など居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能*の増進に著しく寄与するもの」と示されています。

誘導施設を設定するため、施策・誘導方針や都市計画運用指針*を踏まえ、拠点（都市機能誘導区域）における都市機能*の考え方を整理します。

中心拠点は、都市の活力増進のため集客性が高く、市の中核的な役割を果たす機能とし、その他の拠点は、身近な生活を支える機能とします。また、誘導施設と連携し立地が望ましい機能や地域の実情に応じて立地が望ましい機能の考え方も整理します。

名称	位置づけ	都市機能の考え方
中心拠点	都市の活力増進をけん引する、行政、商業、娯楽、文化、福祉などの施設が集積する拠点	<ul style="list-style-type: none"> 都市の活力増進を図るため、行政、大規模店舗、文化、福祉の各分野の中核的で高次のサービスを提供でき、集客力のある機能を維持・誘導する。 上記の機能と連携し、集客・賑わいを高める観点から、一定規模の店舗や医療施設、金融機関、福祉機能が立地することが望ましい。 学校や保育園などの子育て支援施設、体育施設は、既存施設の更新や再編・統廃合の動向、拠点内の用地確保の可能性など地域の実情に応じて立地することが望ましい。
生活・活動拠点	少子・高齢化が進んでも、日常生活を支える施設などが集積する拠点	<ul style="list-style-type: none"> 将来の人口減少・少子高齢化を見据え、徒歩でも身近に利用しやすいようスーパーなどの商業施設、福祉機能（地域包括支援センター）を維持・誘導する。 上記の機能と連携して、医療、行政、一定規模の店舗、図書館などの機能が立地することが望ましい。 学校や保育園などの子育て支援施設、体育施設は、既存施設の更新や再編・統廃合の動向、拠点内の用地確保の可能性など地域の実情に応じて立地することが望ましい。



名称	位置づけ	都市機能の考え方
医療・生活拠点	医療や日常生活を支える施設などが集積する拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点周辺での人口増加を見据え、現状の医療・福祉機能を維持する。 ・上記の機能と連携して、医療や一定規模の店舗、金融、コミュニティセンターなどの機能が立地することが望ましい。 ・学校や保育園などの子育て支援施設、体育施設は、既存施設の更新や再編・統廃合の動向、拠点内の用地確保の可能性など地域の実情に応じて立地することが望ましい。
福祉・生活拠点	福祉や日常生活を支える施設などが集積する拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の人口減少・少子高齢化を見据え、現状の福祉機能を維持する。 ・上記の機能と連携して、医療施設、コミュニティセンターの機能が立地することが望ましい。 ・学校や保育園などの子育て支援施設、体育施設は、既存施設の更新や再編・統廃合の動向、拠点内の用地確保の可能性など地域の実情に応じて立地することが望ましい。

□ 誘導施設の設定

拠点周辺で利便性の高い地区の形成を図るため、前述の考え方に各拠点を除いた居住誘導区域における都市機能*の考え方などを加え、誘導施設を次のとおり設定します。

区分	施設種別	居住誘導区域				
		都市機能誘導区域				(都市機能誘導区域外の区域)
		中心拠点	生活・活動拠点	医療・生活拠点	福祉・生活拠点	
商業	コンビニエンスストアなど	○	○	○		○
	3,000㎡を超え10,000㎡以下の生鮮食料品を扱う小売店舗	◎	◎	○		△
	10,000㎡を超える生鮮食料品を扱う小売店舗	◎				
	金融機関（銀行、郵便局）	○	○	○		△
医療	病院（2次救急医療機関を除く）・診療所（内科、小児科）	○	○	○	○	○
	病院（2次救急医療機関）	◎	○	△		△
	市立千歳市民病院			◎		
高齢者福祉	総合福祉センター	◎				
	地域包括支援センター	○	◎	◎	◎	△
子育て教育文化	幼児教育・保育施設	△	△	△	△	△
	小学校・中学校	△	△	△	△	△
	高等教育機関（大学・高校）	△	△	△	△	△
	図書館（分館含む）	○	○	○		△
	博物館（登録博物館・博物館相当施設）	○	○			△
	千歳市民文化センター	◎				
その他	体育施設（武道館・スポーツセンター・体育施設・温水プール）	△	△	△	△	△
	行政施設（市役所など）	◎	○			△
	コミュニティセンター	○	○	○	○	△

◎：誘導施設、○：立地が望ましい施設、△：地域の実情に応じて立地が望ましい施設

V . 届出制度

- | 01 | 届出制度の概要
- | 02 | 居住誘導区域に関する届出
- | 03 | 都市機能誘導区域に関する届出

V.届出制度

| 01 | 届出制度の概要

都市再生特別措置法*第 88 条、第 108 条、第 108 条の 2 の規定に基づき、居住誘導区域外または都市機能誘導区域外などで以下の行為を行う場合、原則として着手の 30 日前までに市へ届出が必要になります。

届出は、住宅開発や誘導施設の整備などを制限するものではありません。

| 02 | 居住誘導区域に関する届出

□ 対象区域

届出の対象区域は、立地適正化計画の区域（都市計画区域）のうち、居住誘導区域外の区域となります。

図 居住誘導区域に関する届出対象区域

	一定規模以上の住宅の開発行為*・建築などの行為を行う場合
■ 立地適正化計画の区域 ・市街化調整区域* ・市街化区域*のうち居住誘導区域外	・届出 必要
■ 居住誘導区域	・届出 不要
■ 都市機能誘導区域	・届出 不要

□ 対象行為

届出の対象行為は、一定規模以上の住宅開発などであり、具体的には次のいずれかの行為です。

区分	届出対象行為	例	
開発行為	・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為* ・ 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為*で、その規模が 1,000 m ² 以上のもの	・ 3戸の開発行為 ▷届出 必要 	・ 2戸 800 m ² の開発行為▷届出 不要 
建築等行為	・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・ 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合	・ 3戸の建築行為 ▷届出 必要 	・ 1戸の建築行為 ▷届出 不要 

| 03 | 都市機能誘導区域に関する届出

□ 対象区域

届出の対象区域は、原則、立地適正化計画の区域（都市計画区域）のうち、都市機能誘導区域外の区域となりますが、都市機能誘導区域内も対象になる場合があります。

図 都市機能誘導区域に関する届出対象区域

	誘導施設を有する建築目的の開発行為*などをする場合	都市機能誘導区域内の誘導施設を休止または廃止する場合
<p>■ 立地適正化計画の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域* ・市街化区域*のうち居住誘導区域外 	<p>・届出 必要</p>	<p>—</p>
<p>■ 居住誘導区域</p>	<p>・届出 必要</p>	<p>—</p>
<p>■ 都市機能誘導区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該区域の誘導施設は 届出 不要 ・当該区域の誘導施設ではない誘導施設は 届出 必要 	<p>・届出 必要</p>

□ 対象行為

届出の対象行為は、誘導施設を有する建築目的の開発行為*などをする場合、もしくは都市機能誘導区域内の誘導施設を休止または廃止する場合であり、具体的には次のいずれかの行為です。なお、都市機能誘導区域内でも、当該区域の誘導施設として定められていない誘導施設を開発・建築する場合は、届出が必要になります。

区分	行為の種類	例
開発行為	・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為*を行うおとす場合	<p>立地適正化計画の区域</p>  <p>2次救急医療機関などの ○開発・建築▷届出必要</p>
建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合 	<p>居住誘導区域</p>  <p>2次救急医療機関などの ○開発・建築▷届出必要</p>
		<p>都市機能誘導区域 (中心拠点)</p>  <p>2次救急医療機関などの ○開発・建築▷届出不要 ○休止・廃止▷届出必要</p>
休廃止する場合	・都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止または廃止しようとする場合	<p>都市機能誘導区域 (生活・活動拠点)</p>  <p>2次救急医療機関などの ○開発・建築▷届出必要</p>

□ 対象施設

届出の対象施設は、「IV.各誘導区域と誘導施設」で設定した誘導施設であり、具体的には次のとおりです。

区分	誘導施設	定義	誘導する都市機能誘導区域
商業	3,000㎡を超え10,000㎡以下の生鮮食料品を扱う小売店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・「大規模小売店舗立地法第2条」に規定される店舗面積：3,000㎡超 10,000㎡以下 ・生鮮食料品（野菜・果物類および食肉・魚介類）を取り扱う 	中心拠点 生活・活動拠点
	10,000㎡を超える生鮮食料品を扱う小売店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・「大規模小売店舗立地法第2条」に規定される店舗面積：10,000㎡超 ・生鮮食料品（野菜・果物類および食肉・魚介類）を取り扱う 	中心拠点
医療	病院（2次救急医療機関）	<ul style="list-style-type: none"> ・「救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）」に基づき北海道知事が認定した救急告示医療機関及び休日・夜間に入院を要する重症救急患者に対応する救急医療機関として病院群輪番制に参加する医療機関 	中心拠点
	市立千歳市民病院	<ul style="list-style-type: none"> ・「千歳市病院事業の設置等に関する条例」に定める、市立千歳市民病院 	医療・生活拠点
高齢者福祉	総合福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・「千歳市総合福祉センター条例」に定める、千歳市総合福祉センター 	中心拠点
	地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険法第115条の46第1項」に規定する、地域包括支援センター 	生活・活動拠点 医療・生活拠点 福祉・生活拠点
子育て教育文化	千歳市民文化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・「千歳市民文化センター条例」に定める、千歳市民文化センター 	中心拠点
その他	行政施設（市役所など）	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機能を有する施設 	中心拠点

VI. 誘導施策

| 01 | 誘導施設の整理

VI. 誘導施策

| 01 | 誘導施策の整理

□ 考え方

施策・誘導方針に基づき、居住や都市機能*などの誘導を図る誘導施策を整理します。施策内容は、財政上、金融上、税制上の支援施策なども含め、国等が直接行う施策及び国の支援を受けて市町村が行う施策、並びに市町村が独自に講じる施策に大別し、それぞれ連携を図りながら効果的に進めていくものとしします。

国等が直接行う施策及び国の支援を受けて市町村が行う施策などについては、限られた財源の有効活用の観点から、都市全体を見渡し、有効性が高いと考えられるものを検討します。

□ 居住に関する誘導施策

居住に関する誘導施策を次のとおり実施または検討します。

施策・誘導方針	誘導施策	
	法律、国等の支援により実施または検討	市が独自に実施または検討
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな住宅地の形成や既存ストック*の活用により居住の場の確保を図ります。 ・拠点へ都市機能*の維持・集積を促し、拠点周辺で利便性の高い地区を形成することで、将来、人口減少しても一定程度の人口密度の維持に努めます。 ・泉沢地域は、住み替えを促進するとともに、子育てしやすい住環境の維持を図り、居住密度の維持に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域外の一定規模以上の住宅の建築・開発に係る届出 ・地域居住機能再生推進事業 ・住宅市街地総合整備事業 ・立地誘導促進施設協定制度など、居住を誘導する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな住宅地の形成 ・地区計画*などによる良好な住環境の維持・形成 ・用途地域*や地区計画*などの変更 ・住まいに関する情報提供、空き家バンク*など、様々な住宅施策の推進 ・泉沢地域は、子育てしやすいゆとりある住環境の維持保全



□ 都市機能に関する誘導施策

都市機能*に関する誘導施策を次のとおり実施または検討します。

施策・誘導方針	誘導施策	
	法律、国等の支援により 実施または検討	市が独自に実施または検討
<ul style="list-style-type: none"> ・集積している都市機能*や既存ストック*を生かしつつ、だれもが便利に暮らせる機能の維持・集積、特に中心拠点では、集客性のある都市機能*の集積を促します。 ・市内各地に拠点を配置することで、周辺住民の生活利便サービスの利用を促し、将来にわたり都市機能*の維持に努めます。 ・中心拠点として、行政や商業、文化、福祉などの施設の集積を促します。 ・拠点の周辺に徒歩や公共交通で生活利便サービスを利用できる利便性の高い地区の形成を促します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能誘導区域外の誘導施設の整備に係る届出 ・都市機能誘導区域内の誘導施設の休廃止に係る届出 ・都市構造再編集中支援事業 ・市街地再開発事業 ・優良建築物等整備事業 ・まち再生出資（民都機構による支援） ・まちなかウォークアブル推進事業 ・低未利用土地権利設定等促進計画制度 ・特定誘導地区 など、都市機能*を誘導する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画*などによる良好な環境の維持・形成 ・用途地域*や地区計画*などの変更 ・商店街における空き店舗の増加防止等に係る取組の支援 ・中心市街地をマネジメントするためのエリアプラットフォーム*の構築 ・JR 千歳駅やグリーンベルト*、千歳川周辺で居心地がよく歩きたくなるような歩行・滞留空間の形成 ・公共未利用地の活用促進 ・大和地区のコミュニティセンターの整備 ・JR 千歳駅や市立千歳市民病院の交通結節点としての機能向上

□ その他の施策

その他の施策として次のとおり実施または検討します。

施策・誘導方針	誘導施策	
	法律、国等の支援により実施または検討	市が独自に実施または検討
<p><活動・交流促進地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住・定住を促進するため、働く場の確保に努めます。 		<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画*などによる良好な環境の維持・形成 ・用途地域*や地区計画*などの変更 ・製造業をはじめ多様な企業の立地を促進する企業誘致の推進 ・企業などが取り組むリモートワーク等の多様な働き方を支援し、サテライトオフィス*等の設置を促進
<p><公共交通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定程度の人口密度を維持することで、公共交通の利用を促し、将来にわたり公共交通の確保に努めるとともに、駅などの交通結節機能の強化を図ります。 		<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な交通確保に向けた都市幹線街路*の整備 ・市内各地点のバス路線網を確保した快適で利用しやすい公共交通の充実 ・JR 千歳駅や市立千歳市民病院の交通結節点としての機能向上
<p><財政></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共・公益施設*は、拠点への集約や統廃合も含めた今後の施設のあり方、修繕を検討し、道路や下水道などの都市施設*は、既存ストック*の有効活用を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市構造再編集中支援事業 ・都市・地域交通戦略推進事業 ・都市再生整備計画事業 ・まちなかウォークアブル推進事業 ・国際競争拠点都市整備事業など 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画の考えに基づいた計画的な改修や修繕、統廃合の検討 ・定期的な点検と診断結果に基づく道路施設の計画的な整備と適切な維持管理 ・水道や下水道施設の適切な維持管理や老朽化した管等の施設更新
<p><災害></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の発生が懸念される個所は、市民や事業者の災害に対する意識啓発を図ります。 		<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域*を居住誘導区域外に設定

VII. 防災指針と取組

| 01 | 防災指針

| 02 | 防災指針に基づく取組

VII. 防災指針と取組

| 01 | 防災指針

□ 考え方

防災指針は、都市計画運用指針*において「居住や都市機能*の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針」とされ、災害リスクを踏まえた課題の抽出を行い、指針を定めるよう示されています。

まちづくり方針や都市計画運用指針*を踏まえ、防災・減災対策の計画的な取り組みにより、居住誘導区域内にある災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、防災指針を定めます。

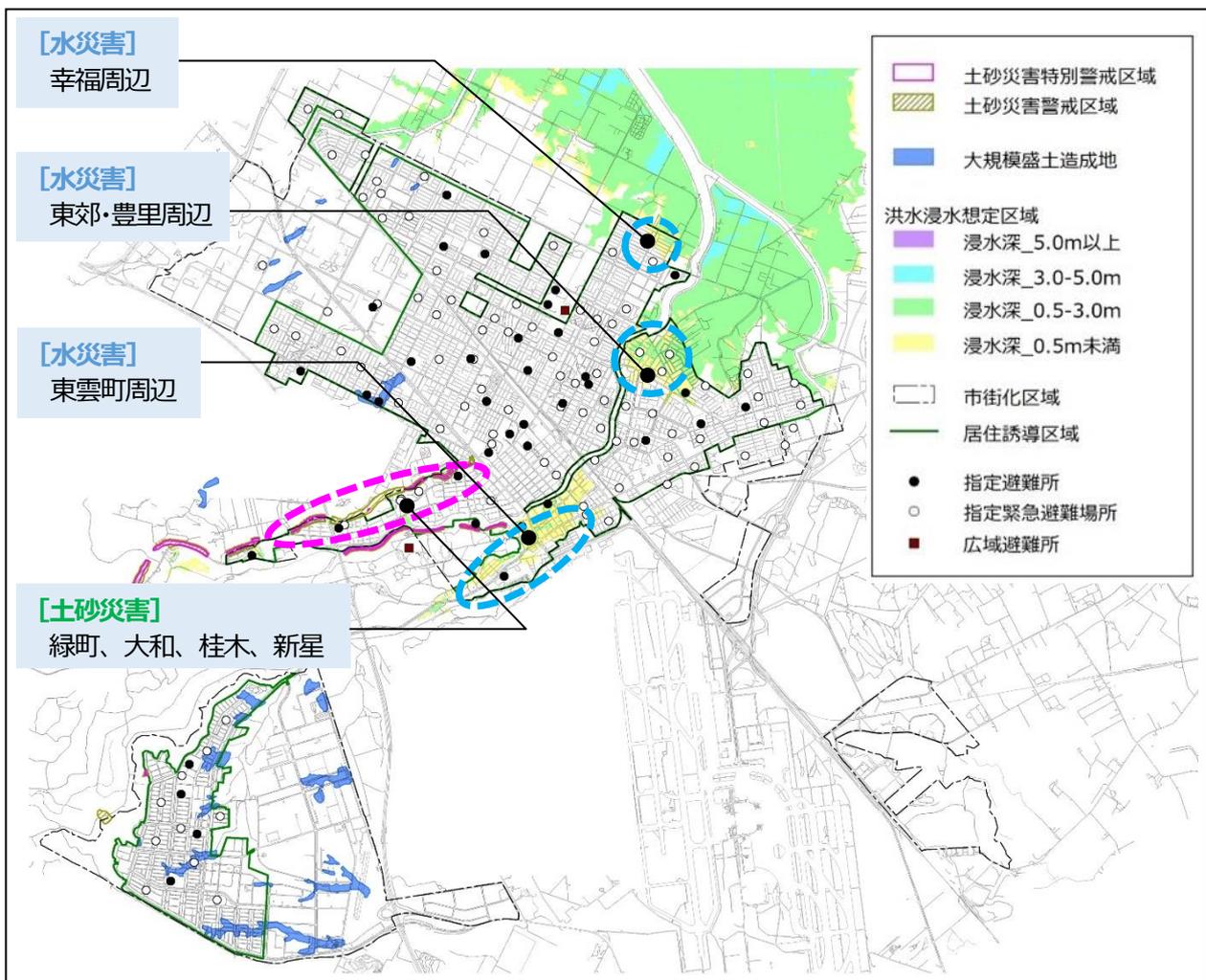
□ 災害リスクの分析

近年、頻発・激甚化*の傾向がある水災害などの様々な災害について、影響の範囲や程度を即地的に定められない地震災害や雪害などを除き、居住誘導区域内における災害リスクの分析の考え方を整理します。

項目	対象	災害リスクの分析の考え方
水災害	・洪水浸水想定区域* (想定最大規模)	・洪水浸水想定区域*の一部を居住誘導区域に含めているため、災害リスクの分析を行います。
土砂災害	・土砂災害特別警戒区域* ・土砂災害警戒区域*	・土砂災害特別警戒区域*及び土砂災害警戒区域*の一部が居住誘導区域に接しており、災害が発生した場合、居住誘導区域内への影響があると考えられるため、災害リスクの分析を行います。
大規模盛土造成地の滑動崩落*	・大規模盛土造成地*	・大規模盛土造成地*の一部を居住誘導区域に含めていますが、すべての大規模盛土造成地*は、第二次スクリーニング計画*により、ボーリング調査による地盤調査及び安定計算の実施は不要とする結果であるため、災害リスクの分析を行いません。なお、最終的な安全性の確認は、国などの考え方を踏まえ行う予定です。

前述の考え方を踏まえ、災害リスクの分析を行う具体的な地区を次のとおりとします。

図 災害リスクの分析・課題の抽出対象地区

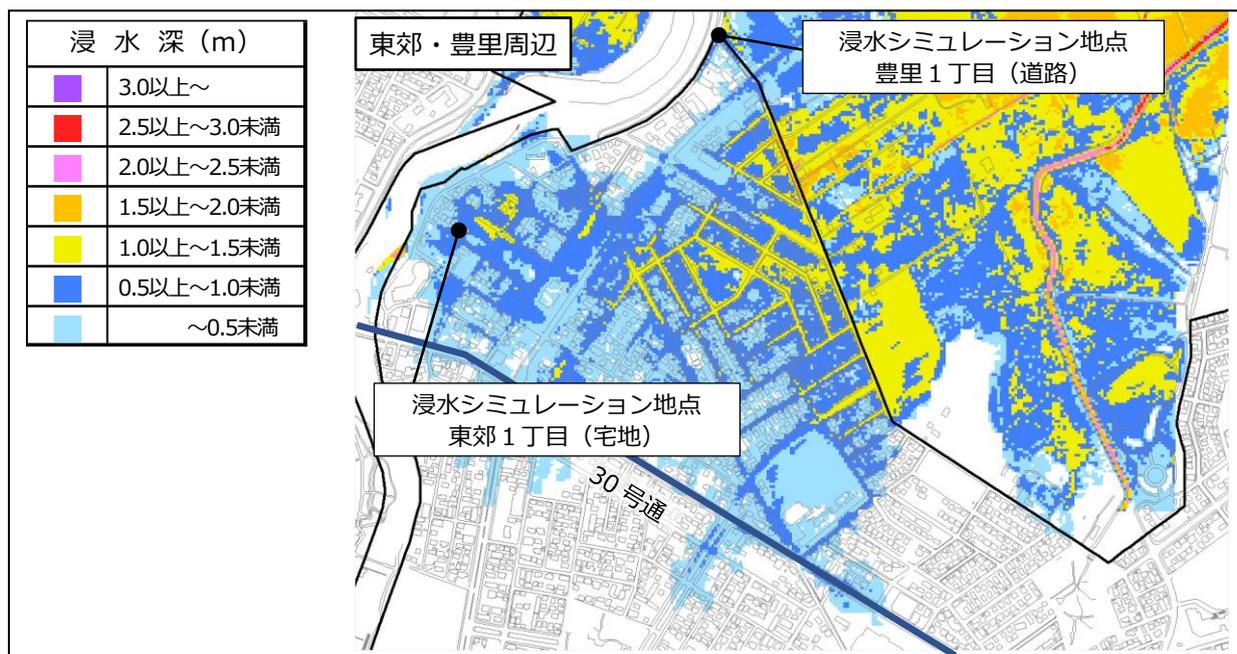


資料：北海道土砂災害警戒情報システム
 千歳市洪水・土砂災害ハザードマップ
 千歳市ホームページ

■ 東郊・豊里周辺

● 洪水浸水想定区域

浸水深は、宅地部分で 0.5m未満や 0.5m以上 1.0m未満、道路部分で 30 号通沿道については 0.5m未満、北に移るにつれて 0.5m以上 1.0m未満が多くなります。また、道路や公園などの一部で 1.0m以上 1.5m未満となっています。



● 地点別浸水シミュレーション

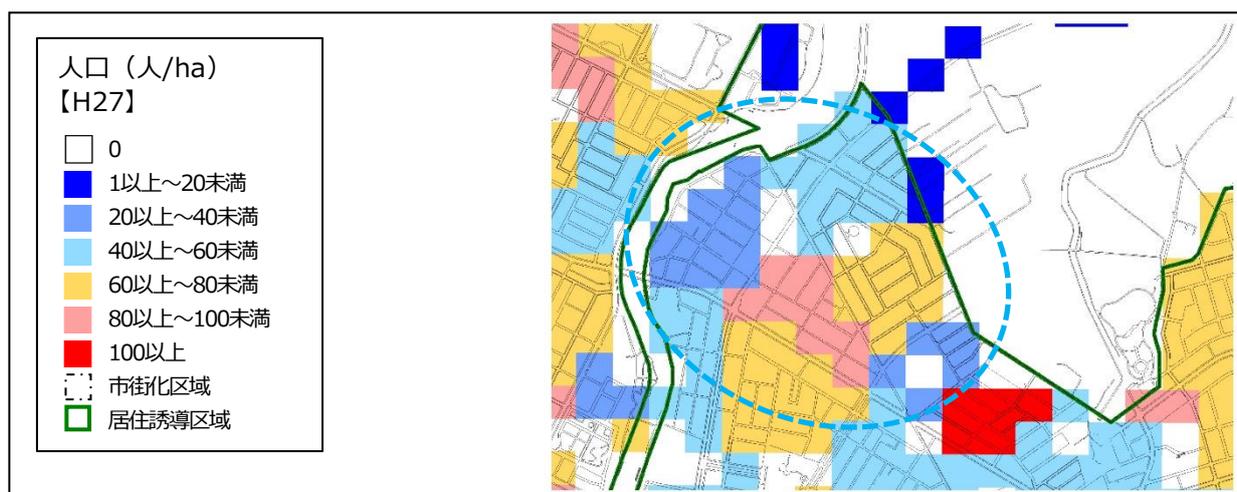
居住誘導区域内の宅地及び道路で破堤*後最初に浸水する地点において、浸水し始める時間や一般的に車が走行困難になる浸水深 0.3m以上になる時間などについて行った浸水シミュレーションは、次のとおりです。

シミュレーション地点	浸水し始める時間	0.3m以上になる時間	最大浸水深になる時間	0.3m未満になる時間	最大浸水深
東郊 1 丁目 (宅地)	3 時間後	4 時間後	15 時間後	36 時間後	0.72m
豊里 1 丁目 (道路)	2 時間後	3 時間後	15 時間後	30 時間後	0.66m

資料：地点別浸水シミュレーション検索システム

●人口密度（100メートルメッシュ）

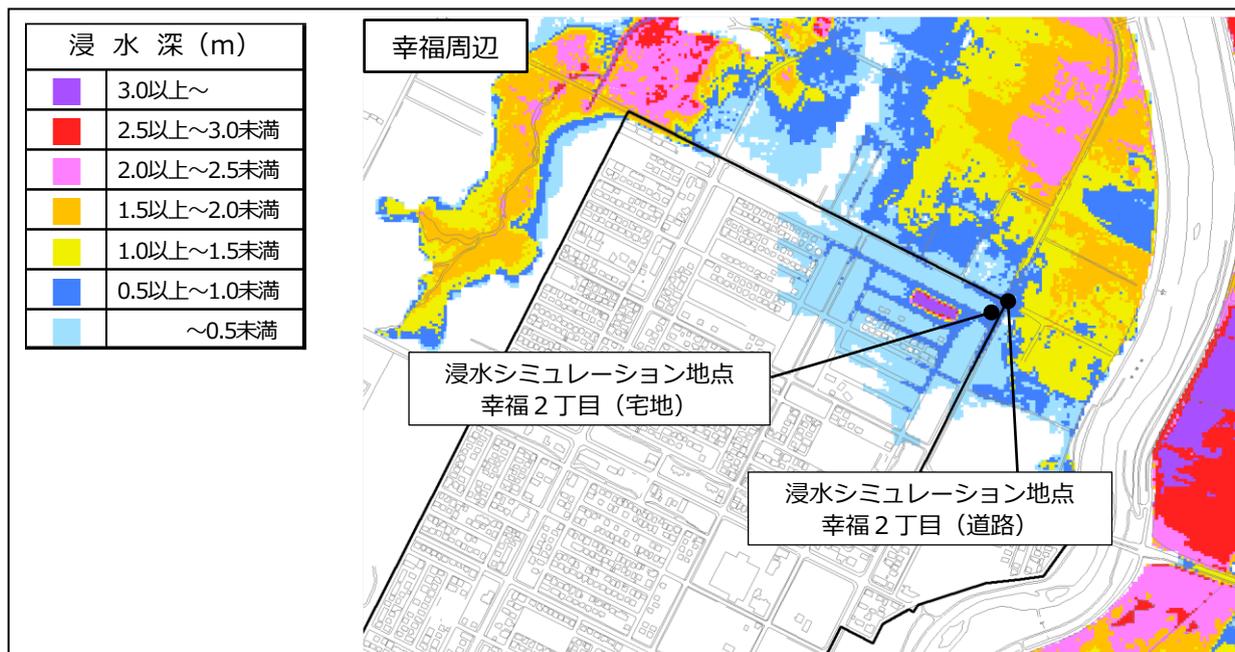
平成 27 年（2015 年）の国勢調査を基にした人口密度は、おおむね 40 人/ha 以上となっており、60 人/ha 以上 80 人/ha 未満や 80 人/ha 以上 100 人/ha 未満になる人口密度が高い地区もあります。



■ 幸福周辺

● 洪水浸水想定区域

浸水深は、宅地部分でおおむね0.5m未満、道路部分で0.5m以上1.0m未満となっており、雨水調整池*では、3.0m以上となっています。



● 地点別浸水シミュレーション

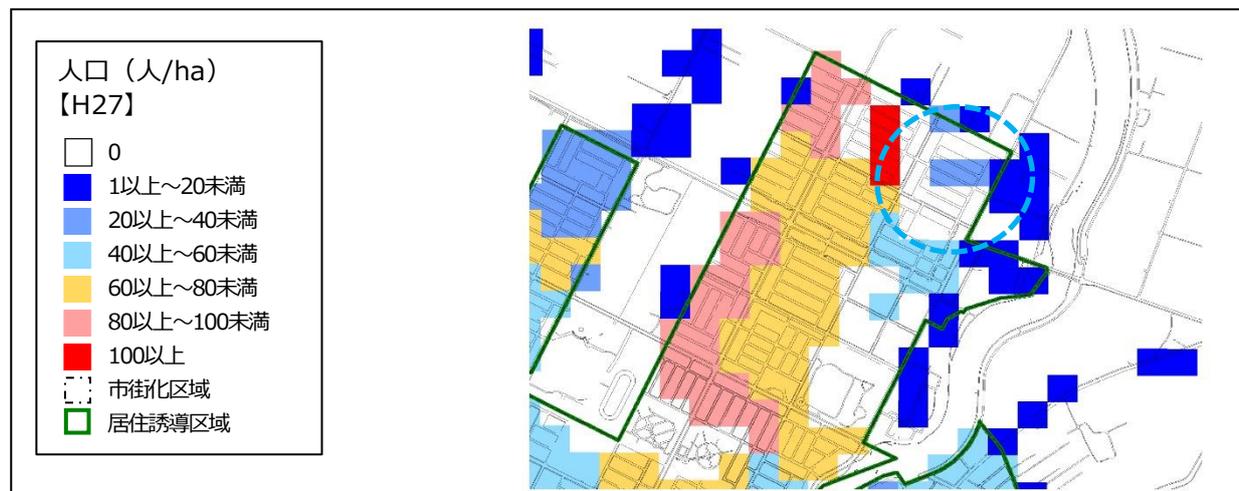
居住誘導区域内の宅地及び道路で破堤*後最初に浸水する地点において、浸水し始める時間や一般的に車が走行困難になる浸水深 0.3m以上になる時間などについて行った浸水シミュレーションは、次のとおりです。

シミュレーション地点	浸水し始める時間	0.3m以上になる時間	最大浸水深になる時間	0.3m未満になる時間	最大浸水深
幸福2丁目 (宅地)	2時間後	3時間後	6時間後	24時間後	0.44m
幸福2丁目 (道路)	2時間後	2.5時間後	7時間後	30時間後	0.53m

資料：地点別浸水シミュレーション検索システム

●人口密度（100メートルメッシュ）

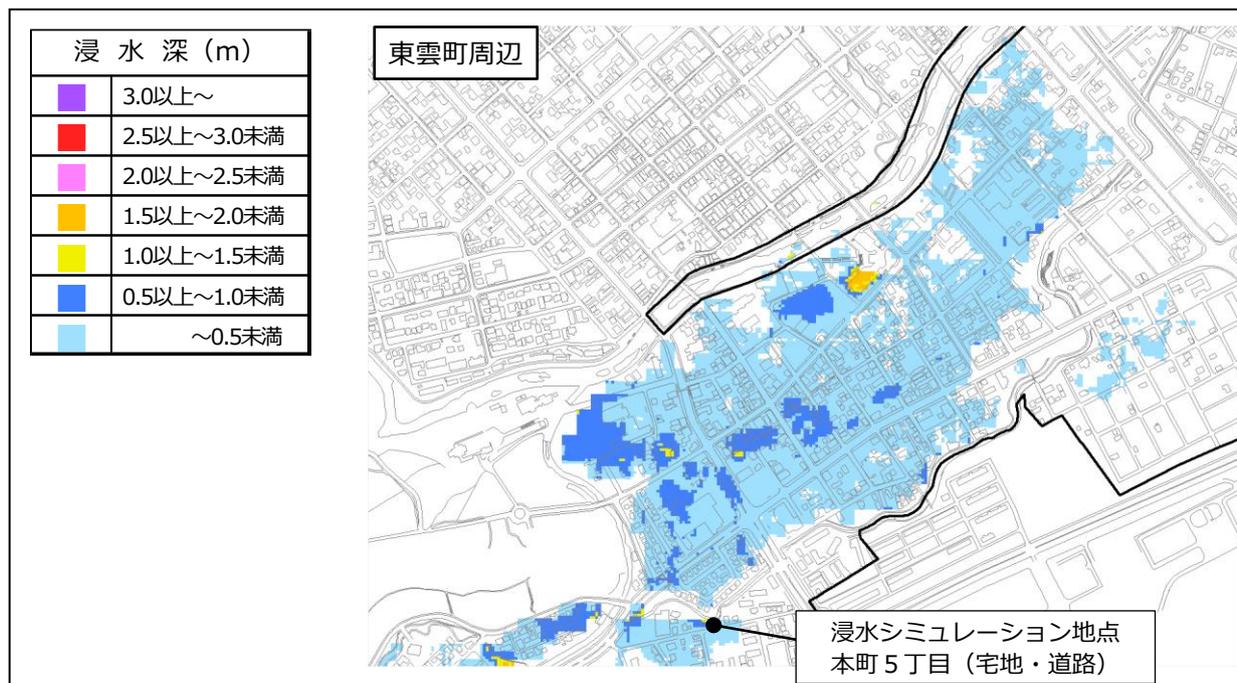
平成27年（2015年）の国勢調査を基にした人口密度は、20人/ha以上40人/ha未満、または居住者なし（0人/ha）となっていますが、令和3年9月1日現在の住民基本台帳では、幸福2丁目は401人、幸福3丁目は650人となっており、人口が増加しています。



■ 東雲町周辺

● 洪水浸水想定区域

浸水深は、おおむね 0.5m未満となっており、市役所、千歳小学校などで 0.5m以上 1.0m未満や 1.0m以上 1.5m未満となっています。



● 地点別浸水シミュレーション

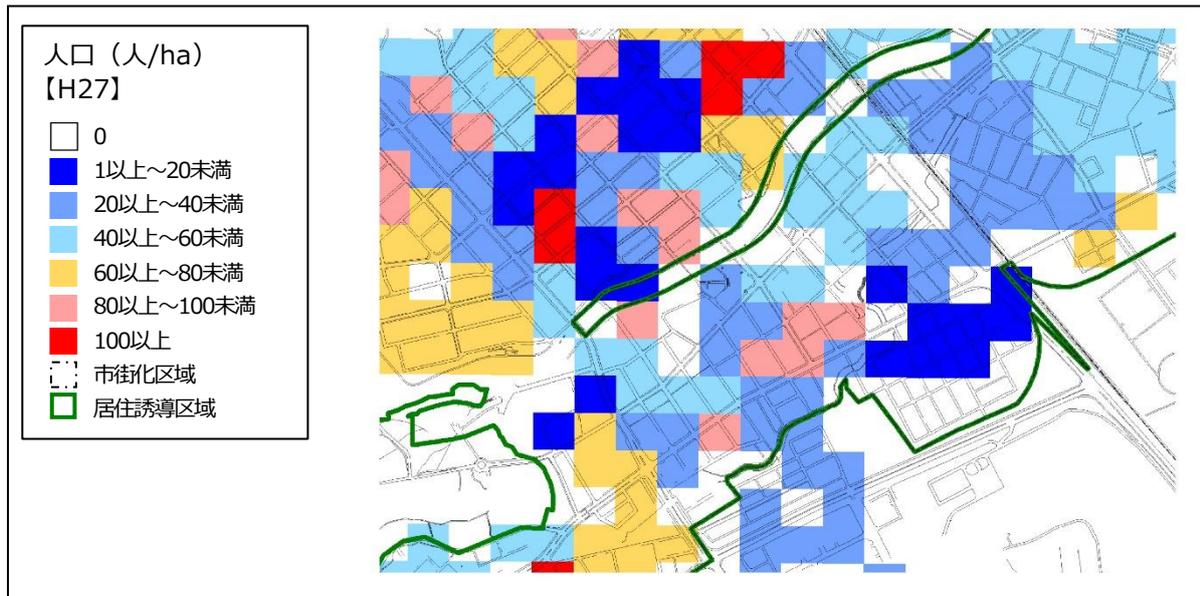
居住誘導区域内の宅地及び道路で破堤*後最初に浸水する地点において、浸水し始める時間や一般的に車が走行困難になる浸水深 0.3m以上になる時間などについて行った浸水シミュレーションは、次のとおりです。

シミュレーション地点	浸水し始める時間	0.3m以上になる時間	最大浸水深になる時間	0.3m未満になる時間	最大浸水深
本町5丁目 (宅地、道路とも同じ)	0.7 時間後	4 時間後	15 時間後	696 時間以上継続	1.32m

資料：地点別浸水シミュレーション検索システム

●人口密度（100メートルメッシュ）

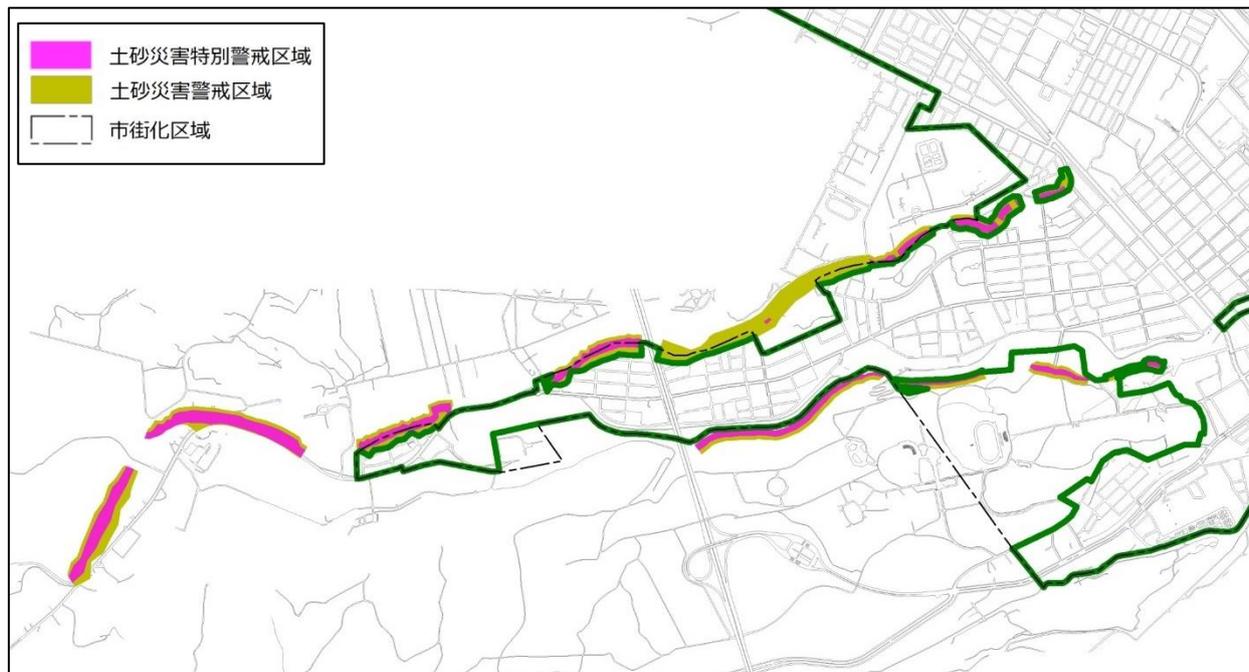
平成 27 年（2015 年）の国勢調査を基にした人口密度は、人口密度の低い地区や高い地区が混在しています。



■ 緑町、大和、桂木、新星

● 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域

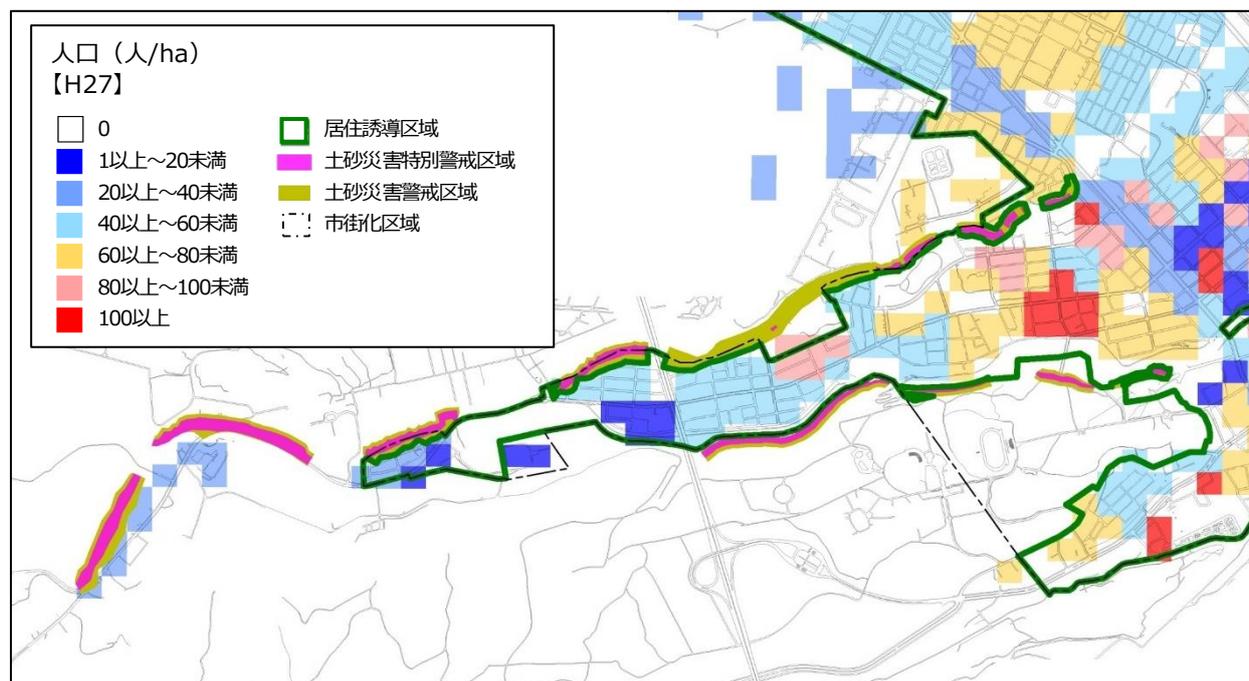
土砂災害特別警戒区域*及び土砂災害警戒区域*の一部は、市街化区域*内に指定されており、居住誘導区域から除外しています。



資料：北海道土砂災害警戒情報システム

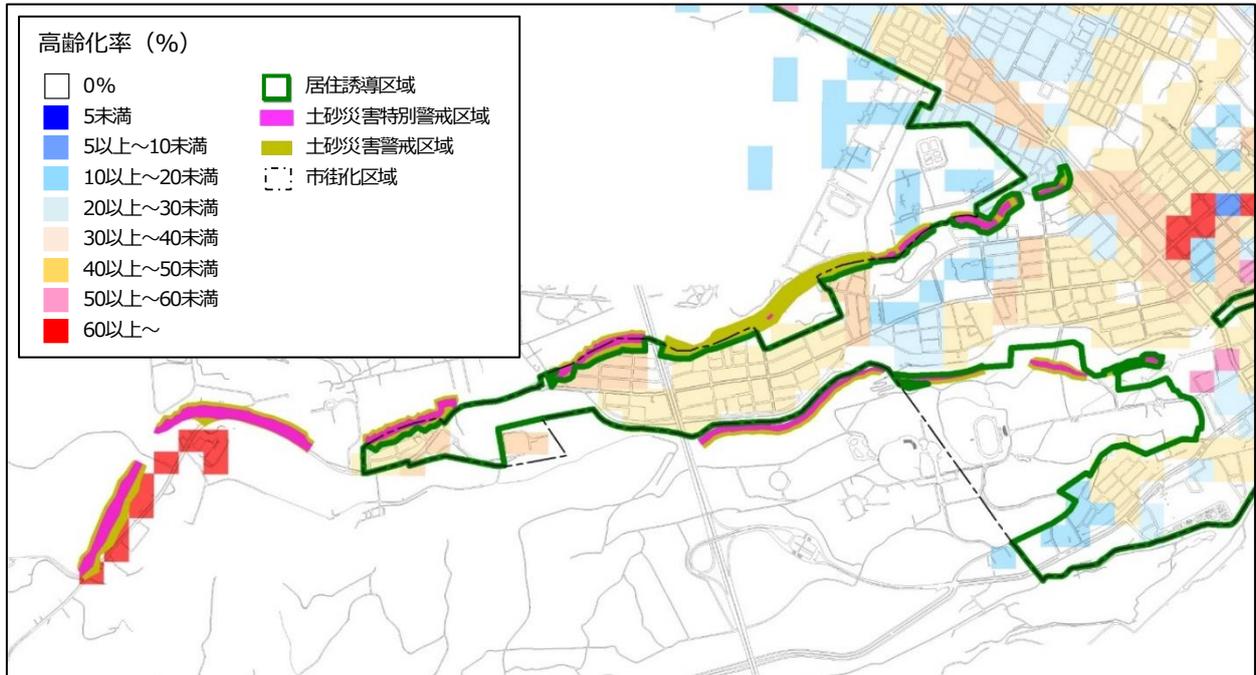
● 人口密度（100メートルメッシュ）

土砂災害警戒区域*に隣接した居住誘導区域内における平成 27 年（2015 年）の国勢調査を基にした人口密度は、おおむね 40 人/ha 以上となっています。



●高齡化率（100メートルメッシュ）

土砂災害警戒区域*に隣接した居住誘導区域内における高齡化率は、令和22年（2040年）に30%以上40%未満や40%以上50%未満が大半を占める推計となっています。



□ 防災・減災まちづくりに向けた課題

災害リスクの分析を踏まえ、防災・減災まちづくりに向けた課題の整理を行います。

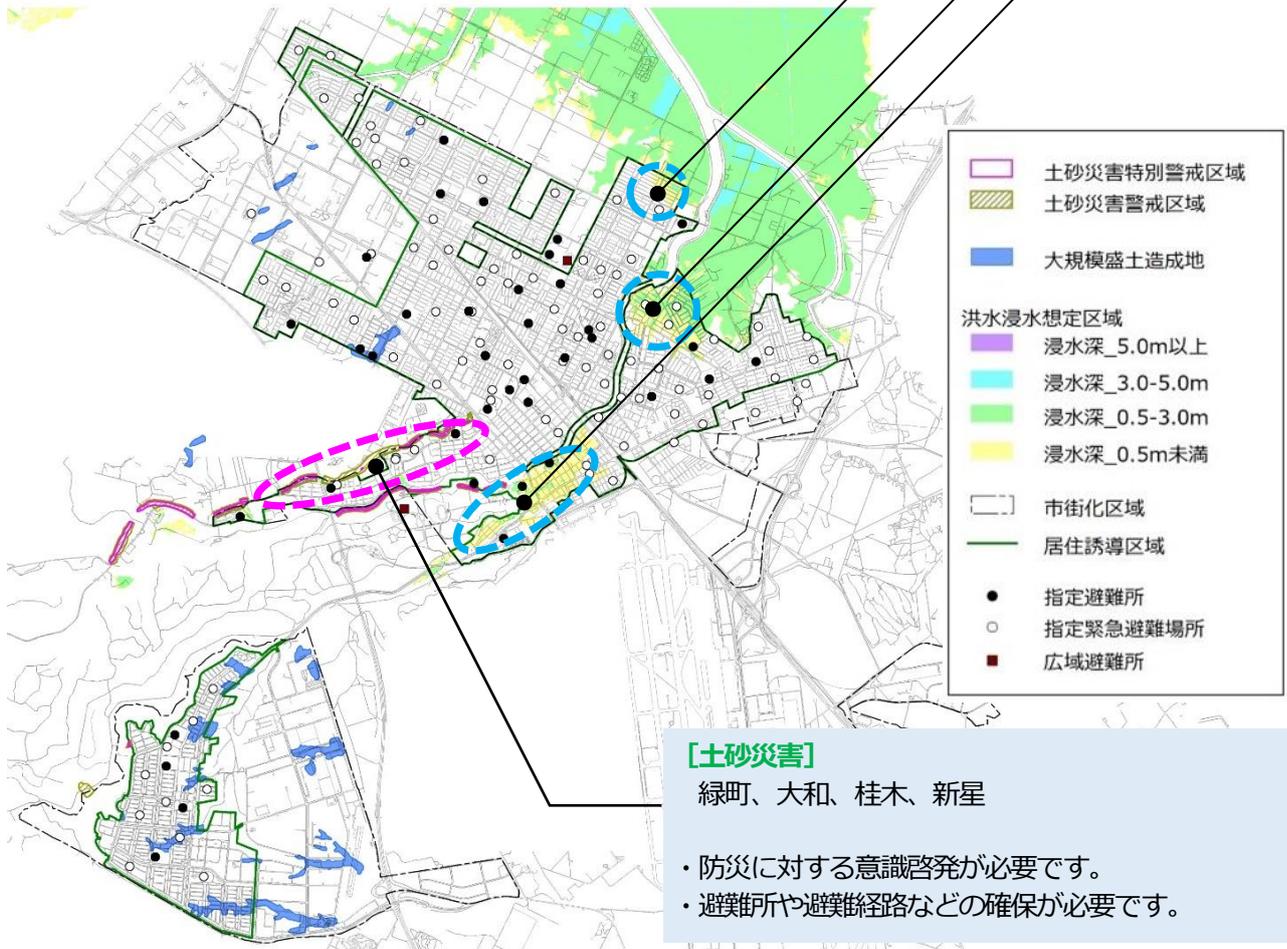
項目	課題
水災害	<ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域内における宅地部分の浸水深は、おおむね1.0m未満となっており、住宅ではひざ下程度まで浸水する床上浸水などの被害が想定されます。 ・居住誘導区域内における洪水浸水想定区域*は、浸水継続時間がおおむね1日～2日となっており、ママチ川流域の一部では、1か月程度になることが想定されます。 <p>▷ 【水災害の被害を減らすため、引き続き治水対策が必要です。】</p> <p>▷ 【水災害に備え、防災に対する意識啓発が必要です。】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域内における洪水浸水想定区域*は、一定程度の人口密度があり、災害が発生した場合、多くの市民が避難所に避難することが想定されます。 ・居住誘導区域内における道路部分で浸水深が0.3m以上になる区間があり、車などの通行が困難になると想定されます。 <p>▷ 【水災害に備え、避難所や避難経路などの確保が必要です。】</p>
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域*などで災害の発生が想定されることや土砂災害警戒区域*に接した居住誘導区域内での避難も必要になると考えられ、高齢化の進展による避難時間の増加が想定されます。 <p>▷ 【土砂災害に備え、防災に対する意識啓発が必要です。】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域*などで災害の発生が想定され、居住誘導区域外からも居住誘導区域内の避難所に避難することが想定されます。 <p>▷ 【土砂災害に備え、避難所や避難経路などの確保が必要です。】</p>

図 防災・減災まちづくりに向けた課題図

[水災害]

東郊・豊里周辺、幸福周辺、東雲町周辺

- ・災害の被害を減らすため、引き続き治水対策が必要です。
- ・防災に対する意識啓発などが必要です。
- ・避難所や避難経路などの確保が必要です。



資料：北海道土砂災害警戒情報システム
 千歳市洪水・土砂災害ハザードマップ
 千歳市ホームページ

□ 防災まちづくりの将来像の設定

防災・減災対策の計画的な取り組みにより、災害リスクをできる限り回避あるいは低減を目指し、防災まちづくりの将来像を設定します。

防災まちづくりの将来像

■ 災害に備えた安心・安全で自然と共存する都市づくり

千歳市第3期都市計画マスタープランでは、市民の生命や財産を守るため、災害等に備えた安心・安全で自然との共存を目指す都市づくりの目標【安全】を掲げていることから、防災まちづくりの将来像を同一のものにします。

□ 取組方針

防災まちづくりの将来像を踏まえ、防災・減災まちづくりに向けた課題に対する取組方針を次のとおりとします。

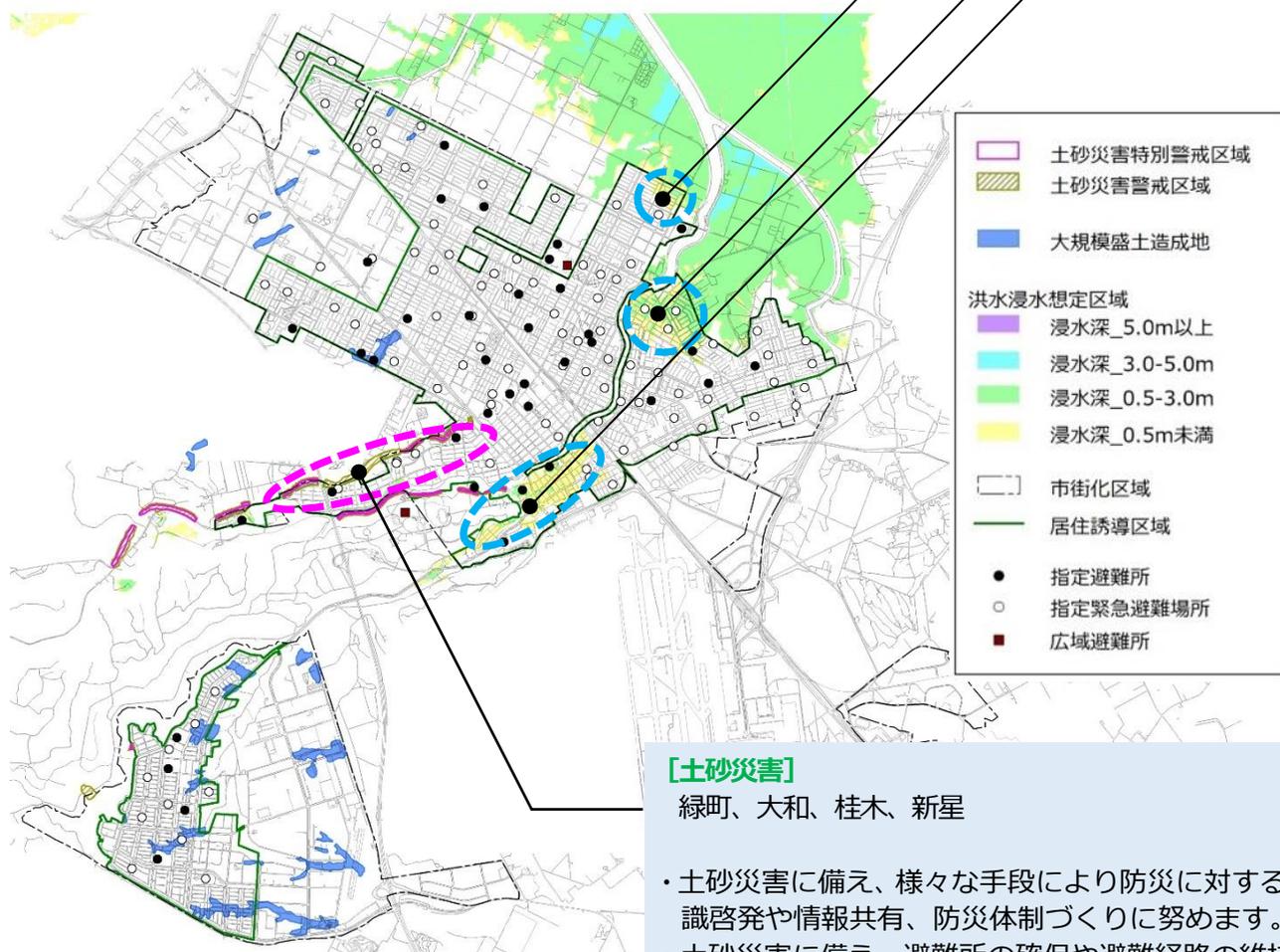
防災・減災まちづくりに向けた課題	取組方針
[水災害の被害を減らすため、引き続き治水対策が必要です。]	・総合的な治水対策を促進します。
[水災害に備え、防災に対する意識啓発などが必要です。]	・水災害に備え、様々な手段により防災に対する意識啓発や情報共有、防災体制づくりに努めます。
[水災害に備え、避難所や避難経路などの確保が必要です。]	・水災害に備え、避難所の確保や避難経路の維持・保全を図ります。
[土砂災害に備え、防災に対する意識啓発などが必要です。]	・土砂災害に備え、様々な手段により防災に対する意識啓発や情報共有、防災体制づくりに努めます。
[土砂災害に備え、避難所や避難経路などの確保が必要です。]	・土砂災害に備え、避難所の確保や避難経路の維持・保全を図ります。

図 取組方針図

[水災害]

東郊・豊里周辺、幸福周辺、東雲町周辺

- ・総合的な治水対策を促進します。
- ・水災害に備え、様々な手段により防災に対する意識啓発や情報共有、防災体制づくりに努めます。
- ・水災害に備え、避難所の確保や避難経路の維持・保全を図ります。



[土砂災害]

緑町、大和、桂木、新星

- ・土砂災害に備え、様々な手段により防災に対する意識啓発や情報共有、防災体制づくりに努めます。
- ・土砂災害に備え、避難所の確保や避難経路の維持・保全を図ります。

資料：北海道土砂災害警戒情報システム
 千歳市洪水・土砂災害ハザードマップ
 千歳市ホームページ

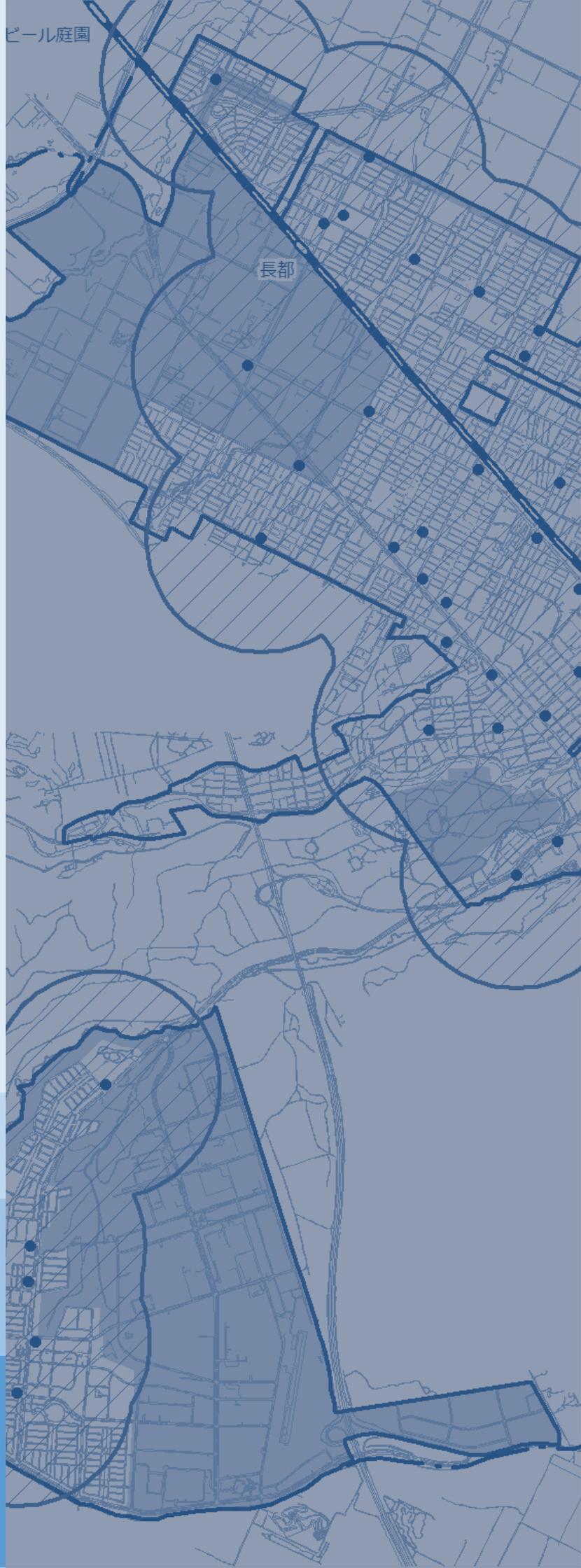
| 02 | 防災指針に基づく取組

防災指針に基づく取組は、都市計画運用指針*において「基本的に居住誘導区域内を対象として、災害リスク分析の結果を踏まえて定めること」とされ、短期（5年）、中期（10年）、長期（20年）といった段階でスケジュールを設定するよう示されています。

都市計画運用指針*を踏まえ、取組方針に基づき具体的な取組及びスケジュールを整理します。

取組方針	リスク分類	具体的な取組	スケジュール		
			短期	中期	長期
・総合的な治水対策を促進します。	低減	・千歳川流域における堤防整備の促進や普通河川*などの適切な維持管理	→		
	低減	・雨水調整池*による流出抑制対策や排水機場*、排水路整備など内水*対策の推進	→		
	低減	・河川の浚渫*など適切な維持管理	→		
・水災害に備え、様々な手段により防災に対する意識啓発や情報共有、防災体制づくりに努めます。	低減	・自主防災組織*の充実及び防災意識の啓発など市民防災の促進	→	→	
	低減	・防災行政無線*などの情報提供手段の充実や防災情報共有システムを効果的に運用するための訓練等の実施	→	→	
	低減	・避難行動要支援者に対する安否確認と迅速な避難を支援する体制づくりの推進	→	→	
	低減	・洪水・土砂災害ハザードマップ*の更新や防災訓練の実施	→	→	
・水災害に備え、避難所の確保や避難経路の維持・保全を図ります。	低減	・指定避難所となる学校施設や公共・公益施設*の適正な維持管理	→		
	低減	・各避難所の非常時用物資を確保するための計画的な備蓄や適正配置の推進	→	→	
	低減	・緊急輸送道路*の計画的な整備などの促進	→		
	低減	・道路施設の定期的な点検や整備などの推進	→		

取組方針	リスク分類	具体的な取組	スケジュール		
			短期	中期	長期
・土砂災害に備え、様々な手段により防災に対する意識啓発や情報共有、防災体制づくりに努めます。	低減	・土砂災害特別警戒区域*及び土砂災害警戒区域*を居住誘導区域外とし、防災に対する意識啓発の推進	→		
	低減	・自主防災組織*の充実及び防災意識の啓発など市民防災の促進	→	→	
	低減	・防災行政無線*などの情報提供手段の充実や防災情報共有システムを効果的に運用するための訓練等の実施	→	→	
	低減	・避難行動要支援者に対する安否確認と迅速な避難を支援する体制づくりの推進	→	→	
	低減	・洪水・土砂災害ハザードマップ*の更新や防災訓練の実施	→	→	
	低減	・要配慮者*利用施設の管理者等との連携を図った避難確保計画の策定や避難訓練実施の支援	→	→	
	回避	・立地適正化計画の届出や勧告による立地誘導	→		
・土砂災害に備え、避難所の確保や避難経路の維持・保全を図ります。	低減	・指定避難所となる学校施設や公共・公益施設*の適正な維持管理	→		
	低減	・各避難所の非常時用物資を確保するための計画的な備蓄や適正配置の推進	→	→	
	低減	・緊急輸送道路*の計画的な整備などの促進	→		
	低減	・道路施設の定期的な点検や整備などの推進	→		



長都

VIII. 目標値と計画の評価

| 01 | 目標値の設定

| 02 | 計画の評価

VIII. 目標値と計画の評価

| 03 | 目標値の設定

□ 考え方

計画に基づき実施する施策の有効性を評価するため、指標及びその目標値を設定します。

□ 定量的な目標値の設定

『多核連携型』都市構造の構築に必要な「居住の誘導」、「都市機能*の誘導」、「公共交通」や防災まちづくりに必要な「治水対策」、「防災体制づくり」の進捗を計るため、千歳市第7期総合計画や千歳市強靱化計画と整合を図りながら次のとおり設定します。

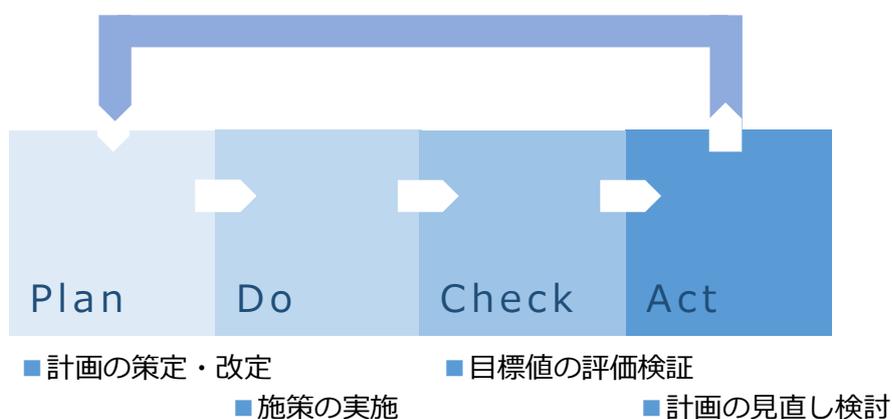
項目	区分	指標	現況値・基準値	中間目標値・目標値	備考
『多核連携型』都市構造の構築	居住の誘導	居住誘導区域の人口密度(グロス)	H27年(2015年) 49.5人/ha	R12年(2030年) 49.5人/ha R22年(2040年) 49.5人/ha	・居住誘導区域面積に対する国勢調査人口の割合 ※人口は、居住誘導区域にすべて、または一部含まれる字・丁目人口の合計
		泉沢地域の居住誘導区域の人口	H27年(2015年) 9,347人	R12年(2030年) 9,200人 R22年(2040年) 8,800人	・泉沢地域の居住誘導区域内の国勢調査人口 ※人口は、居住誘導区域にすべて、または一部含まれる字・丁目人口の合計 ・人口減少率を半減
	都市機能の誘導	都市機能誘導区域に誘導施設が立地している割合	R3年度(2021年度) 68%	R12年(2030年) 68%以上 R22年(2040年) 68%以上	・都市機能誘導区域(8区域)ごとの誘導種別における誘導施設の立地割合
		中心市街地の歩行者通行量	R元年度(2019年度) 20,968人	R12年度(2030年度) 21,605人	・千歳市第7期総合計画と連動 ・年1日(日曜日)の歩行者通行量
	公共交通	路線バス利用者数	R元年度(2019年度) 5,911人	R12年度(2030年度) 6,200人	・千歳市第7期総合計画と連動 ・夏季、冬季の乗降調査による人数

項目	区分	指標	現況値・基準値	中間目標値・目標値	備考
防災指針	治水対策	普通河川*の浚渫*延長	R元年度(2019年度) 1,060m	R7年度(2025年度) 4,060m R12年度(2030年度) 6,560m	・千歳市第7期総合計画、千歳市強靱化計画と連動 ・浚渫*延長の累計
	防災体制づくり	個別計画参加町内会数	R元年度(2019年度) 93町内会	R7年度(2025年度) 98町内会 R12年度(2030年度) 102町内会	・千歳市第7期総合計画、千歳市強靱化計画と連動 ・災害時避難行動要支援者個別計画に参加している町内会数
		自主防災組織*活動カバー率	R元年度(2019年度) 78.17%	R7年度(2025年度) 81% R12年度(2030年度) 83.5%	・千歳市第7期総合計画、千歳市強靱化計画と連動 ・全世帯数のうち、自主防災組織*の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合

| 04 | 計画の評価

計画の評価については、都市計画運用指針*において「おおむね五年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討すべきである。」とされ、その結果などを踏まえ「施策の充実、強化等について検討を行うとともに、必要に応じて、適切に立地適正化計画や関連する都市計画*の見直し等を行うべきである。」と示されています。

都市計画運用指針*に基づき、おおむね五年ごとに目標値の評価検証を行うよう努め、計画を見直す必要がある場合には、適宜、本計画の見直しを行います。



資料編

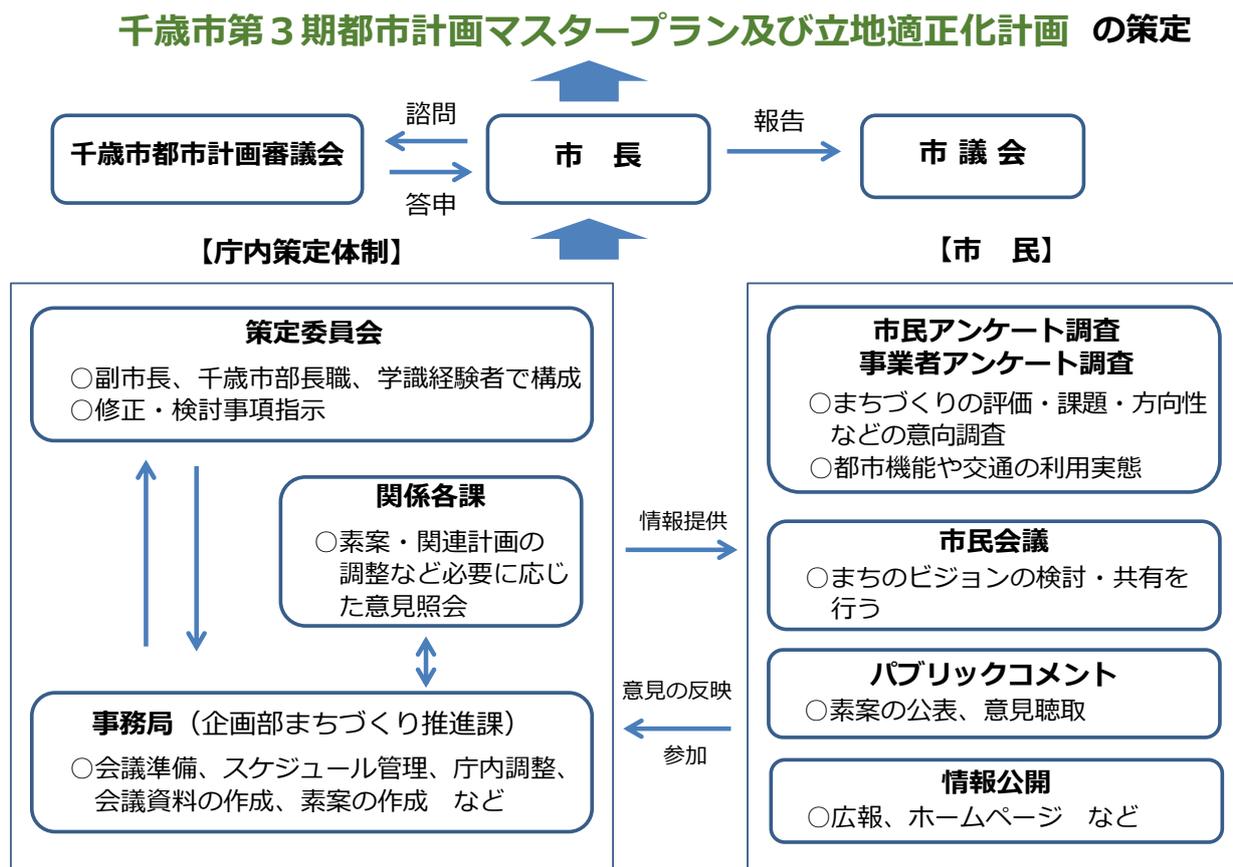
- | 01 | 計画の策定体制
- | 02 | 計画策定の経緯
- | 03 | 市民会議
- | 04 | 策定委員会
- | 05 | 用語解説

資料編

| 01 | 計画の策定体制

計画の策定体制は、都市計画マスタープランと一体的な計画として策定するため、「千歳市第3期都市計画マスタープラン」の策定体制と同一にしており、具体的には、次のとおりです。

図 千歳市立地適正化計画の策定体制



| 02 | 計画策定の経緯

計画は、市民アンケート調査や市民会議、パブリックコメントなどの意見・提言を踏まえ、策定委員会で原案を作成し、千歳市都市計画審議会の審議を経て策定しました。計画策定の経緯については次のとおりです。

年度	令和元年度（2019年度）	令和2年度（2020年度）	令和3年度（2021年度）
作業内容	上位・関連計画整理 現行計画の検証 市民アンケート調査 事業者アンケート調査 課題等の整理	立地適正化計画 分析・課題抽出 まちづくり方針 都市の骨格構造 都市計画マスタープラン 将来目標案作成 全体構想案作成	誘導区域の検討・設定 誘導施設・施策の検討 目標値の設定 全体構想策定 地域別構想策定
策定委員会		第1回（R2.11.5）	第2回（R3.5.25～R3.6.4） 第3回（R3.6.22） 第4回（R3.7.27） 第5回（R3.11.18） 第6回（R4.2.15）
市民参加	市民アンケート調査 （R元.10.10～10.31） 事業者アンケート調査 （R元.10.10～10.31）	市民会議 第1回（R3.2.26） 第2回（R3.3.9～R3.3.22） 第3回（R3.3.22～R3.3.30）	市民会議 第4回（R3.5.14～5.31） 第5回（R3.8.19～9.3） 第6回（R3.10.25） 提言書の提出（R3.11.29） パブリックコメント （R4.1.7～R4.1.28）
都市計画審議会	策定について報告 （R元.10.17）	策定状況の報告 （R2.7.31） （R3.1.27）	策定状況の報告（R3.9.28） 素案の報告（R3.12.21） 諮問・答申（R4.2.18）
市議会 （総務文教 常任委員会）		策定状況の報告 （R2.7.17）	策定状況の報告（R3.9.14） 素案の報告（R3.12.1） 最終案の報告（R4.2.25）

03 | 市民会議

計画を策定するにあたり、市民の意見を反映させるため、市内の有識者や関連団体、市民などが集まり「千歳市第3期都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定市民会議」を組織しました。

会議はのべ6回にわたって開催し、意見・アイデアを収集し、市長への「提言書」としてとりまとめました。

委員名簿

区分	所属	職	氏名	備考
学識経験を有する者	公立大学法人 公立千歳科学技術大学	特任教授	川名 典人	座長
農業、商工、観光、福祉 関連団体	千歳市農業委員会	会長職務代理者	平沖 道德	
	千歳商工会議所	専務理事	鈴木 隆夫	副座長
	千歳市商店街振興組合連合会 (インディアン水車通り商店街振興組合)	副理事長	入口 浩一郎	
	千歳工業クラブ	副代表幹事	三ツ野 仁	
	千歳建設業協会	副会長	中山 千太郎	
	千歳の観光を考える会	企画運営部会部会長	鈴木 靖彦	
	社会福祉法人 千歳市社会福祉協議会	常務理事	三崎 直彦	
その他関連する団体	ちとせ環境と緑の財団	総務課総務係長	須貝 陽子	
	北海道旅客鉄道株式会社	副駅長	小野 克広	
	北海道工アポート株式会社	総務本部地域共生部長	平池 暁	
	千歳相互観光バス株式会社	専務取締役	沼田 聖	~令和3年 5月13日
		常務取締役	鈴木 隆之	令和3年 5月14日~
	北海道開発局札幌開発建設部 千歳道路事務所	所長	瓜生 和幸	
	北海道札幌方面千歳警察署	地域・交通官	藤澤 宏	
	千歳市防災マスターリーダー会	事務局長	泉澤 豊和	
市民等	千歳市町内会連合会	理事	伊藤 宏之	
	市民公募		中塚 茜	
	市民公募		齊藤 成哉	
	市民公募		内藤 陸斗	



□ 市民会議の開催経過

	開催日	参加者	議事概要等
第1回	令和3年2月26日	16名	・4つのグループに分かれ、10の検討テーマから重点的に話し合うテーマを選択し討議
第2回	令和3年3月9日 (Aグループ) 3月11日 (Bグループ) 3月22日 (Cグループ) 3月11日 (Dグループ)	15名	・グループごとに検討テーマについて討議
第3回	令和3年3月29日 (Aグループ) 3月22日 (Bグループ) 3月30日 (Cグループ) 3月22日 (Dグループ)	16名	・グループごとに検討テーマについて討議
第4回	令和3年5月14日～5月31日 ※書面開催	15名	・第1回～第3回までの各グループの意見を共有し、意見を収集
第5回	令和3年8月19日～9月3日 ※書面開催	16名	・提言書(草案)に対する意見を収集
第6回	令和3年10月25日	14名	・提言書(修正案)に対する意見を収集 ・提言書の決定方法について決定
市長 提言	令和3年11月29日	座長 副座長	・提言書を市長へ提出

□ 提言書

千歳市全体に対する課題や都市づくりの方向性について、まちの発展と住みよさが続くことを目的にした10の検討テーマに沿って議論を進め、「まちの発展と住みよさが続くための提言書」としてとりまとめ、提出されました。

検討テーマ	主な提言内容
中心市街地の賑わいを高めるためには	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 中心市街地が活性化するよう空き地・空き店舗等ストックの活用により、魅力ある空間を形成する。 ▷ グリーンベルト*では、盆踊りやビール祭り、イルミネーション、定期的なキッチンカーを利用した飲食物・物品の販売など、日頃から人が集まる空間を形成する。 など
市街地等の資源(千歳川、道の駅等)をもっと活かすには	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 道道泉沢新千歳空港線など道路のネットワークや交通手段の充実などにより、新千歳空港や支笏湖、キウス周堤墓群*等の受け入れ態勢の強化や地域資源間の周遊性を高め、連携を強化する。 ▷ 道の駅サーモンパーク千歳の観光拠点としての機能強化を見据え、特産品の販売や千歳川の特産・歴史・文化を生かした展示の充実などにより魅力を高め、人の訪れや滞在を促すとともに、周辺地域に配慮した道路環境や駐車場を整備する。 など
空港や支笏湖、農村との連携をもっと進めるには	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 新千歳空港インターチェンジ周辺などに物流・運送業従業者(トラック運転手)の休憩施設等の誘致や物流倉庫、会議場などが複合化した大型物流拠点の建設を進めるなど、拠点機能の強化を図る。 ▷ 市内の観光・周遊エリアにおいて、観光型や市民型等ターゲットを明確化した MaaS の導入を検討するなど、二次交通活用の取り組みを検討する。また、各々の立ち寄りポイントに案内の設置やインターネット回線の確保など、情報提供の基盤づくりを進める。 など
住みたいと思える景観のあるまちにするには	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 魅力的なまちとするため、市民、事業者、行政が一体となって、市民が集まり、滞留、活動できる空間の創出を図る。 ▷ 人が集まるグリーンベルト*や親水空間とともに商店街などでは、人々の活動や賑わいが伝わるよう、良好な景観形成や憩いの空間づくりを図る。 など
進出企業(働く場所)をもっと増やすには	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 工業団地の分譲地について、人のネットワーク(東京千歳会など)や立地している企業、空港、大学との連携など、千歳市ならではの交通網等の利点を生かし、道内外の企業の誘致やサポートを進める。 ▷ 企業誘致と合わせ、従業員には自然・歴史・文化への触れ合いを通して、まちへの愛着を高めてもらい、移住体験機会の提供や土地・住宅を購入しやすくすることなどにより、定住促進を図る。



検討テーマ	主な提言内容
<p>便利な買い物環境をつくるには</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 中心市街地の商店街では魅力的な店舗や交流・文化施設の複合化、もしくは単体店舗の集合化、店舗の複合立地の起爆剤・呼び水となる核店舗の誘致、若い出店者へのサポートといったような、買い物、交流など多様な利用に対応できる、賑わいのあるエリアの形成を図る。 ▷ JR 千歳駅周辺に買い物以外にもカフェスペースや飲食店、小さな図書館などの滞留機能を複合化するなど、便利で賑わいのある空間形成を図る。など
<p>市民ニーズに対応した公園緑地づくりをするためには</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 市民からの意見を聞くなど、市民ニーズに対応した公園緑地づくりを図る。 ▷ IT 技術を活用した公園緑地の情報提供を検討するなど、幅広い年代、特に若い世代への公園利用促進のための啓発を図る。 など
<p>コミュニティや居住密度を維持するには</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 青葉公園では、図書館にカフェや交流機能を付加するなど、スポーツ、学習、コミュニティ*活動の拠点機能の強化を図る。 ▷ 商店街などの市内各地にコミュニティ*活動の場となるカフェなど、交流機能のある小規模な施設が立地するエリアを形成する。 など
<p>災害に備えたまちづくりを進めるには</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 自助・共助についての普及啓発やコミュニティ*・町内会などの「つながり」づくり、各町内会の情報交流を促すなど、複数の町内会で協力・連携する防災体制の強化を図る。 ▷ 災害時の観光客への対応、コロナ禍での密集回避の観点などを踏まえ、市内の宿泊施設、空港の活用など、防災体制を構築する。 など
<p>子育てしやすいまちづくりを進めるには</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 青葉公園内に子育て世代の情報交流や高齢者との交流の場となるカフェなど、子育て・多世代が交流できる拠点を形成する。 ▷ 市内の各教育機関において、自然・歴史・文化を活かした千歳らしい教育内容を取り入れた学習活動を実施し、地元を愛する市民を増やす。 など

| 04 | 策定委員会

計画を策定するにあたり、庁内部長職及び都市計画*に関する専門的な知識経験を有したアドバイザーで構成する「千歳市第3期都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会」を組織しました。

会議はのべ6回にわたって開催し、都市づくりの課題から方向性、想定される取組まで多岐にわたる議論を経て、計画原案としてとりまとめました。

□ 委員名簿

	所属	氏名	備考
委員長	副市長	横田 隆一	令和2・3年度
副委員長	企画部長	島倉 弘行	令和2年度
		品田 雅俊	令和3年度
委員・アドバイザー	北海学園大学	鈴木 聡士	令和2・3年度
委員	総務部長	佐々木 善範	令和2年度
		澤田 徹	令和3年度
"	市民環境部長	澤田 徹	令和2年度
		浅井 雅樹	令和3年度
"	保健福祉部長	佐藤 勇	令和2・3年度
"	こども福祉部長	上野 美晴	令和2年度
		林 伸一	令和3年度
"	産業振興部長	品田 雅俊	令和2年度
		大和 隆之	令和3年度
"	観光スポーツ部長	石田 肅一	令和2・3年度
"	建設部長	磯崎 徹	令和2年度
		吉田 博夫	令和3年度
"	市立千歳市民病院事務局長	山田 喜一	令和2年度
		島田 和明	令和3年度
"	消防長	佐藤 孝一	令和2・3年度
"	水道局長	牧野 敏彦	令和2年度
		佐々木 善範	令和3年度
"	教育部長	千田 義彦	令和2・3年度

□ 会議の開催経過

	開催日	議題
第1回	令和2年11月5日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市計画マスタープラン、立地適正化計画について (2) 千歳市の現況について (3) 策定に向けた課題・検討テーマについて (4) 都市づくりの目標について (5) 次回策定委員会について
第2回	令和3年5月25日 ～6月4日 ※書面開催	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域別、年代別の分析について (2) 将来像図について (3) 都市計画マスタープラン 都市づくりの基本方針（土地利用）について (4) 立地適正化計画 誘導区域設定の考え方について
第3回	令和3年6月22日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第2回策定委員会（書面会議）における意見及び回答 (2) 都市計画マスタープラン 地域別構想について (3) 立地適正化計画 誘導施設、誘導施策設定の考え方について (4) 立地適正化計画 防災指針の検討について (5) 市民会議の進捗について
第4回	令和3年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 立地適正化計画 居住誘導区域の設定範囲について (2) 立地適正化計画 都市機能誘導区域の設定範囲について (3) 立地適正化計画 誘導施設の設定について (4) その他について
第5回	令和3年11月18日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市計画マスタープランの素案について (2) 立地適正化計画の素案について
第6回	令和4年2月15日 ※書面開催	<ul style="list-style-type: none"> (1) パブリックコメントの結果について (2) 計画（案）の決定について (3) その他について

| 05 | 用語解説

【あ行】

空き家バンク：空き家の売却又は賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、自治体への定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対し紹介する制度のこと。

雨水調整池：雨水を一時貯留し、流出量を抑制して流下させることにより、下流域への影響を和らげる機能を持つ池のこと。溜めた雨水を一度に排出するのではなく、徐々に排出するため、洪水や道路などの冠水を防ぐことができる。

【か行】

開発行為：主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。

滑動崩落：地震力及び盛土の自重による盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を上回り、盛土の地滑りの変動が生じること。大規模盛土造成地での発生が懸念されている。

幹線街路：都市の骨格となる交通の効率化を図るための道路のこと。

キウス周堤墓群：縄文時代後期後葉(紀元前1,200年頃)に構築された集団墓のこと。地面を

SDGs：持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称で、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、2030年までを期限とした先進国を含む国際社会全体の開発目標のこと。17のゴール(目標)と169のターゲットから構成されており、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に取り組むこととしている。

円形に掘り下げ、周囲に土を環状に盛った区画の中に墓坑を設け遺体を埋葬した。史跡指定地内には非常に大型のものを含め9基の周堤墓が存在。世界的にも狩猟採集民の築いた構造物としては最大級。令和3年に世界文化遺産登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の一つ。

既存ストック：これまでに整備されてきた市街地やその中の建築物、土地、道路、公園などの都市施設全般のこと。

緊急輸送道路：災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路

オフィス・アルカディア：新千歳空港の優れた交通機能とネットワークを生かして、世界と千歳を結ぶ最先端の国際ビジネスパークとして誕生した国際ビジネス拠点のこと。

エリアプラットフォーム：行政をはじめ、まちづくりの担い手であるまちづくり会社・団体、まちづくりや地域課題解決に関心がある企業、自治会・町内会、商店街・商工会議所、住民・地権者・就業者などが集まって、まちの将来像を議論し描き、その実現に向けた取組について協議・調整を行うための場のこと。

線のこと。高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路が指定される。

グリーンベルト：JR千歳駅から南西約350メートルに位置する、幅約40メートル延長約1キロメートルに渡る公共広場のこと。市民や観光客などの「憩い・遊び・集い」の場として様々なイベントが行われている。

激甚化：その規模が特に甚大であり国民生活に著しい影響を与える事態となること。

公共・公益施設：公共施設は道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、水路など、都市の骨格を形成するような施設のこと。公益施設は一般的には教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設など、住民の生活のために必要なサービス施設のこと。

合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する。

洪水浸水想定区域：水防法第14条に基づき、洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への水位の到達情報を通知および周知する河川(水位周知河川)において、

【さ行】

財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得られた数値の3カ年の平均値のこと。財政力指数が大きいほど財源に余裕があるといえる。

サテライトオフィス：企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。本拠を中心としてみた時に衛星(サテライト)のように存在するオフィスとの意から命名された。

産業支援・交流業務地：「千歳市都市計画マスタープラン」に位置づけられる工業系土地利用の分類の一つ。新千歳空港の機

洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のこと。浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等と併せて公表することとしている。

国土交通省地価公示：地価公示法に基づいて、国土交通省土地鑑定委員会が、適正な地価の形成に寄与するために、毎年1月1日時点における標準地の正常な価格を3月に公示(令和2年地価公示では、26,000地点で実施)するもの。

国立社会保障・人口問題研究所：厚生労働省に所属する国立の研究機関のこと。人口や世帯の動向を捉えるとともに、

能強化に合わせ、産業や観光機能を強化しつつ、中心商業業務地を補完し、生産、物流、交流、学術研究の活動を支える都市活動拠点の形成を図るとしている。

市街化区域：都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと

市街化調整区域：都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。

国内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。

コミュニティ：一般的に地域共同体または地域共同社会のこと。都市計画の分野では、主として、住民の協力と連携による地域のまちづくり事業や身近な生活環境施設の整備事業などにおいて使われる。

コンパクト・プラス・ネットワーク：地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

自主防災組織：自発的に自分の地域や隣人を守り合うため、町内会やコミュニティ単位などで災害発生時における初期段階の防災活動を行う組織のこと。

浚渫：河川などの水深を深くするため、水底の土砂などを取り除くこと。

垂直避難：切迫した状況において、屋内の2階以上に避難すること。

水平避難：その場を立退き、近隣の少しでも安全な場所に一時的に避難すること。または、居住地と異なる場所で生活を前提とし、避難所などに長期間避難すること。

【た行】

大規模盛土造成地：谷や沢を埋めた造成宅地又は傾斜地盤上に腹付けした大規模な造成宅地のこと。場所によっては、盛土と地山との境界面や盛土内部を滑り面とする盛土の地滑り変動（滑動崩落）が生じる危険があるとされている。

第二次スクリーニング計画：大規模盛土造成地の有無に関する調査（第一次スクリーニング）で抽出された箇所の現状把握のため、ボーリング調査による地盤調査及び安定計算を実施するための必要性や優先順位を判定すること。

地区計画：地区の特性に合わせた良好な街区として環境整備を図るため、建築物の用途、形態などに関する制限や、道路、公園などの配置などについて地区のきめ細やかなルールを住民参加により定める都市計画のこと

道央圏連絡道路：千歳市を起点とし長沼町、南幌町、江別市、当別町、札幌市、石狩市を經由し小樽市へ至る延長 80 キロメートルの地域高規格道路のこと。本路線は、国際物流拠点である新千歳空港と接続し、

生活利便機能・施設：市民の日常生活を支える上で必要な施設で、具体的には理美容店やクリーニング店、郵便局や銀行、日常的な商品を扱う店舗（コンビニや食品スーパー）などのこと。

物流拠点である特定重要港湾苫小牧港や重要港湾石狩湾新港及び小樽港とも連絡するなど、札幌市を中心とした道央圏の人流、物流を担う。

特別工業地区：用途地域を補完する特別用途地区の一つとして指定するもので、特別の目的から土地利用の増進または環境の保護などを図るため定める地区のこと。千歳市の特別工業地区においては、千歳市特別工業地区建築条例を定め、工業地域の土地利用の適正化及び効率化を図るため建築物の制限又は禁止を行っている。

都市機能：都市が持つ都市としての機能のこと。電気や水道の供給、交通手段の提供、行政や商業、教育、観光などを行う場などを表す。

都市計画：現在及び将来を考えた土地利用、都市施設の整備、市街地の再開発や新市街地の建設に関する計画を総合的に定め実施することにより、都市機能を高め、自然環境と調和した住みよい都市環境を形成することを旨すること。

生産年齢層：一般に生産活動に従事する年齢層のこと。国勢調査などでは 15～64 歳を指す。

都市計画運用指針：都市計画法に基づき、都市計画制度をどのように運用していくのが望ましいか、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を指針として示したものの。

都市計画区域の整備・開発及び保全の方針：都市計画法第 6 条の 2 に基づき、都市計画区域毎に都道府県が定める都市計画の総合的な方針のこと。都市計画相互間のきめ細かい調整を図り、都市計画の総合性及び一体性を確保するための、都市計画区域における基本的な方針として、1.都市計画の目標、2.市街化区域と市街化調整区域との区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針、3.土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針などを定めることとされており、都市計画区域について定められる都市計画は、この方針に即したものとすることとされている。

都市再生特別措置法：近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することを目的に、平成14年6月1日に制定された法律。「民間の活力を中心とした都市再生」、「官民の公共・公益施設整備等による全国都市再生」、「土地利用誘導等によるコンパクトシティの推進」が柱となっている。

都市施設：道路・都市高速鉄道などの交通施設、公園などの公共空地、上下水道・電気・ガスなどの供給処理施設、河川などの水路、学校などの教育文化施

【な行】

内水：市街地や農地などにおいて、降った雨水などが地下浸透や河川への排出がされきれずに地表に留まった水のこと。

【は行】

パートナーシップ：共同・協力のこと。まちづくり・都市開発に関していえば、公共団体と民間企業が特定のまちづくり・都市開発プロジェクトについて協議し、相互の合意の上で共通目標と計画を設定し、それを相互に実現していく公・民の協力関係をいう。

排水機場：ポンプによって河川または水路の流水を、河岸または堤防を横断して排水するために、河岸または堤防の付近に設

設、病院など、市場、一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設、流通業務団地などの都市計画法に規定された施設のこと。

都市のスポンジ化：都市の内部において、空き地、空き家等の低未利用地の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダム性を持って、相当程度の分量で発生する現象のこと。一定の区域内における空き地・空き家等の大量発生は、都市の活気を失わせるとともに、管理が放棄された空間となって治安、景観、居住環境等の悪化、災害危険性の増大を招くことから、空き地の土地利用転換や空き家対策などが課題となっている。

けられる施設であって、排水ポンプとその附属施設（吐出水槽、樋門など）の総称のこと。

ハザードマップ：洪水、土砂災害、津波などの自然災害による被害を最小限にとどめるため、市町村が主体となって、災害が発生した場合の状況を想定して避難地、避難路の位置、災害時の心得などを具体的に示した地図のこと。

土砂災害警戒区域：土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域：土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域のこと。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

破堤：堤防が壊れ、増水した川の水が堤内地に流れ出すこと。

扶助費：社会保障制度の一環として現金や物品などを支給する経費のこと。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づく、生活保護費や医療助成費など個人へ給付される経費や、保育所や障がい者施設などの福祉施設運営に充てられる経費などのほか、乳幼児医療の公費負担など市の施策として行うものも含まれる。

普通河川：河川法で定められている「一級河川」、「二級河川」、河川法の規定を準用する「準用河川」以外の小河川のこと、市町村が管理する。

防災行政無線：災害発生時などの緊急時に、市内全域へ迅速に避難情報を伝え適切な対応を促すため、屋外スピーカーや戸別受信機を通してサイレンや音声で緊急情報を放送する設備のこと。

【や行】

要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方のこと。

【ら行】

流通業務地：「千歳市都市計画マスタープラン」に位置づけられる工業系土地利用の分類の一つ。広域的な交通利便性の高さを生かして物流拠点の形成を図るとしている。

北海道地価調査：投機的取引や地価高騰の状況を把握するため、国土利用計画法施行令第9条に基づき、北海道が道内全域を対象にして、毎年7月1日時点での調査地点（基準地）の標準価格を判定し、毎年9月下旬頃に公表するもの。調査結果は、国土交通省が行う地価公示と併せて、公的土地評価の基準として、また、一般の土地取引価格の指標として活用されている。

用途地域：適正な都市としての機能と良好な環境を有する市街地の形成を図るため、建築物の用途や形態などの規制・誘導を行う制度のこと。現在、千歳市では住宅系7種類、商業系2種類、工業系3種類の計12種類の用途地域が定められている。

